

令和5年度
あきる野市環境白書



あきる野市

目次

はじめに	1
環境白書作成の背景	1
環境白書の構成	2
第1章 あきる野市の環境の現状	3
1 自然環境分野	3
2 生活環境分野	10
3 エネルギー環境分野	18
4 人の活動分野	27
第2章 施策の進捗状況	32
1 第二次あきる野市環境基本計画改訂版【あきる野市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）】の施策の進捗状況	32
2 生物多様性あきる野戦略の施策の進捗状況	60
3 あきる野市環境委員会からの意見	75
資料編	
1 施策の進捗状況調査結果	77
2 「関連指標」の評価一覧	111
3 環境調査結果	112
4 放射線・放射性物質測定結果	120

はじめに

環境白書作成の背景

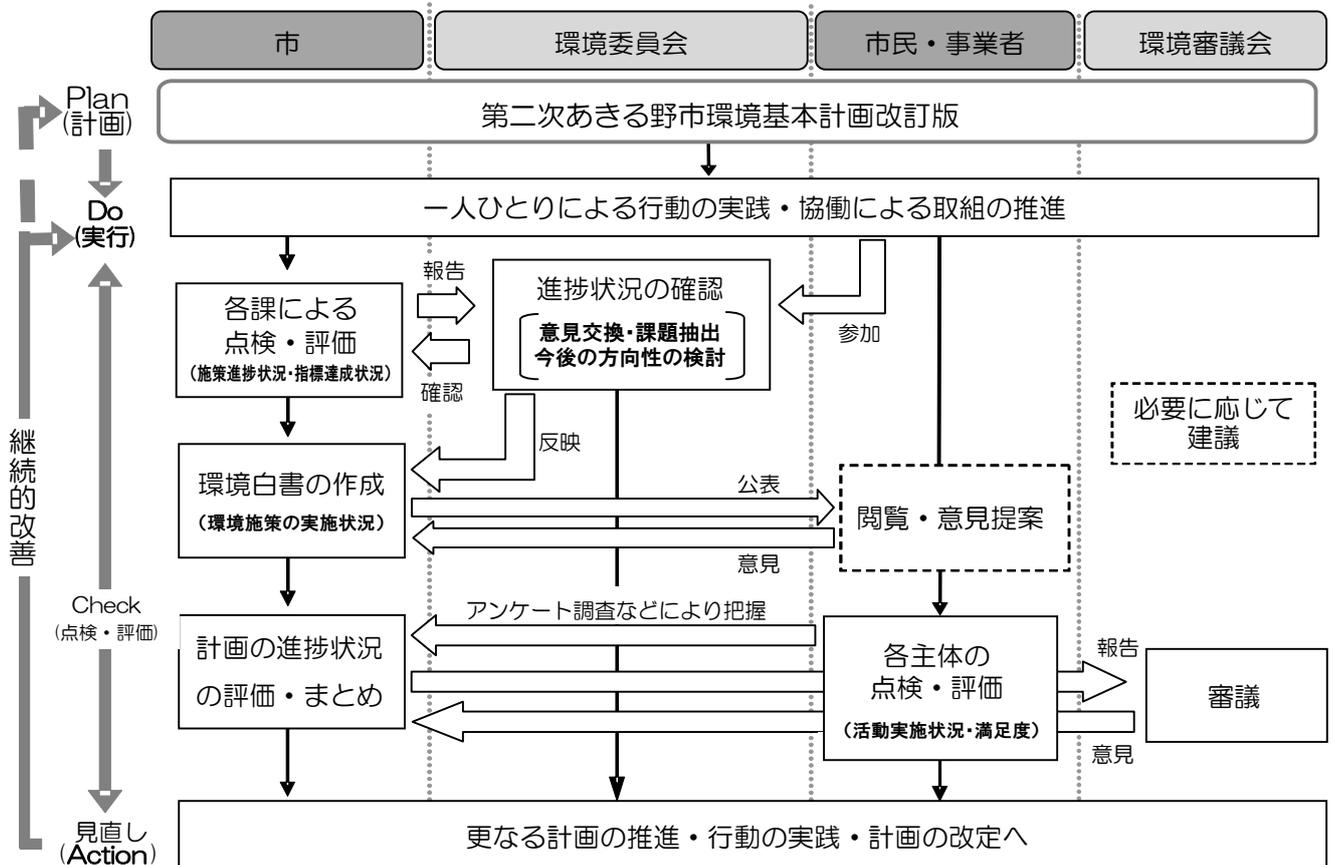
あきる野市では、平成16年3月に環境の保全、回復及び創造に関する基本理念、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例」を制定し、平成18年3月には、同条例に基づき、「あきる野市環境基本計画」を策定しました。計画期間終了に伴い、平成26年度から2か年をかけ、平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「第二次あきる野市環境基本計画」（以下「環境基本計画」といいます。）を策定しました。

その後、国における地球温暖化対策の強化など、社会情勢に変化があったことや、令和4年3月に策定された「第2次あきる野市総合計画」との整合を図ること、これまでの施策の成果等を反映させるため、「第二次あきる野市環境基本計画」を令和4年6月に改訂しました。改訂では、地球温暖化対策に関する施策をより効率的に推進するため、「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を計画に取り込んでいます。

本書は、あきる野市の環境の現状や環境基本計画の施策の進捗状況を取りまとめたものであり、今後の課題把握に活用するとともに、本市の環境施策の実施状況を広く市民の皆様公表するものです。

また、環境基本計画（Plan）がどのように実行（Do）されたかを点検・評価（Check）した結果をまとめており、今後、環境基本計画の更なる推進・行動の実践に向けた見直し（Action）を行うための資料として活用します。

●第二次あきる野市環境基本計画改訂版の進行管理の流れと役割



環境白書の構成

本書は、次の2章から構成されており、令和5年4月から令和6年3月までの取組状況を中心にまとめています。

■第1章 あきる野市の環境の現状

あきる野市の自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野それぞれの現状についてまとめています。

■第2章 施策の進捗状況

第二次あきる野市環境基本計画改訂版【あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】及び、生物多様性あきる野戦略に掲げられている施策の進捗状況並びにあきる野市環境委員会からの意見についてまとめています。

■資料編

※組織名の表記について

本書は、令和5年度の報告であるため、令和5年度の体制で表記しています。

第 1 章 あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から 40～50km 圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

また、市は、市域の面積（7,347ha）の約 6 割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、市の環境の現状について、各分野（自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野）の取組を掲載します。

1 自然環境分野

自－1 基礎情報の調査・収集

1) 自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成 21 年度から自然環境に関する専門的な知識を有する方による「あきる野市自然環境調査部会」を組織し、自然環境調査を実施しています。初めの 3 年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書（平成 21 年度～23 年度）」として取りまとめ、市内の図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成 26 年度に策定した「生物多様性あきる野戦略 ～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～」や、現在進めている市内の守るべき動植物等の種類をリスト化した「あきる野市版レッドリスト」の基礎資料にもなっています。令和 5 年度は、自然環境調査を継続して実施しました。



<あきる野市自然環境調査報告書
平成 21 年度～23 年度>



<リーフレット
「知って守ろうあきる野の自然」>



<生物多様性あきる野戦略>

2) 森林レンジャーあきる野による活動の推進

「あきる野市郷土の恵みの森構想」（平成 22 年 3 月策定）に基づく森づくり事業の推進のため、平成 22 年 5 月に専門知識を持つ 4 人による「森林レンジャーあきる野」を設置しました。平成 29 年度からは、森林レンジャーあきる野の 1 人がこれまでの知識と経験、技術を活かす場として、小宮ふるさと自然体験学校の校長に就任したため、現在は 3 人で活動を行っています。

森林レンジャーあきる野は、昔道や尾根道の補修、景観の整備等を町内会・自治会等と協働で実施しています。登山道や山林地帯を巡視し、整備・補修するとともに、市内に生息する動植物の調査、滝や沢、巨木などの地域資源の掘り起こしなども行います。

さらに、地域の森づくりに関連した自然環境体験イベントの開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。

また、市内の公立小学校の校外授業など、自然環境教育に関する活動を行っています。令和 5 年度は計 20 回実施し、参加人数は 1,398 人でした。

森林レンジャーあきる野による動植物調査において、これまでに動物では合計 145 種（哺乳類 5 種類、鳥類 70 種類、爬虫類 11 種類、両生類 11 種類、魚類 10 種類、昆虫類 38 種類）、植物では 185 種の絶滅危惧種の生息・生育を確認しています。

3) 生物多様性に関する情報発信

生物多様性に関する情報の共有化のため、様々な方策による情報発信に取り組んでいます。

令和 5 年度は、市広報紙及びホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を 9 回掲載したほか、「森林レンジャーあきる野新聞」を 8 回発行し、森林レンジャーあきる野の活動の紹介を通じて、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信しました。

また、外来種対策を通じて、外来種が在来種に及ぼす影響や生物多様性の概念などについても周知を図りました。



<森林レンジャーあきる野新聞>

自－2 生物多様性の保全

1) 生物多様性保全の仕組みづくり

市では、平成26年9月に「生物多様性あきる野戦略」を策定し、生物多様性の保全に取り組むとともに、令和3年3月には、その実施計画である「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を改定し、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に関する取組を進めています。平成29年9月には、「あきる野市生物多様性保全条例」を制定し、市内の希少な動植物を保護する仕組みをつくり、令和5年度は、「あきる野市版レッドリスト（昆虫）」を作成するため、市内に生息する昆虫の情報の整理・集約、市内で生物調査を行う団体等と連携を図りました。また、従来から継続している取組として、市内の緑の保全を図るため、一定の条件を満たす樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度があり、令和5年度における保存緑地は、樹木153か所、樹林地4か所（10,833.83㎡）、屋敷林1か所、さらに、緑の活用を図るため、公開できる緑地を公開緑地として1か所（14,593㎡）指定しています。

2) 有害鳥獣対策及び外来種対策

農作物被害を引き起こす有害鳥獣（イノシシなど）対策を進めるため、追い払いや電気柵の設置、箱わなによる捕獲等を行っています。また、外来種であるアライグマ・ハクビシンは、農作物被害を引き起こすほか、地域の生態系などに被害を及ぼすため、有害鳥獣対策と外来種対策の両面から、箱わなによる捕獲等を進めています。これらの取組は、専門的な知識や幅広い主体の協力が必要であることから、猟友会や市民ボランティアで組織する「あきる野の農と生態系を守り隊」との連携により推進しています。

令和5年度は、アライグマ・ハクビシンの対策について、引き続き、市民等へわなの貸出しによる捕獲及び捕獲分布図などを掲載したホームページの内容を更新し、周知啓発を行いました。

オオキンケイギク、オオバタクサの対策について、これらの特徴や影響、駆除の方法の周知を継続するとともに、広報等で情報提供を呼びかけました。サクラ等の樹木を加害するクビアカツヤカミキリの対策については、市職員による公共施設の調査結果と市民による目撃情報を基に分布状況を把握し、防除対策を行っています。令和5年度は、これまでと比較し、被害が大きく拡大したことから、更なる市民への周知啓発や防除対策の必要が求められます。

また、サクラ等の被害木の所有者に対し、防除及び伐採の補助金を交付することで、被害木8本（サクラ3本、ウメ5本）の伐採が行われました。外来種対策の基礎情報として、市民から分布情報を提供してもらっており、令和5年度の目撃情報件数の実績は、アライグマ・ハクビシン63件（不明含む）、クビアカツヤカミキリ145件（別種含む）でした。

また、令和5年6月から新たに条件付特定外来生物となったアカミミガメについて、わなによる捕獲を実施しました。同じく条件付特定外来生物となったアメリカザリガニについては、市民参加による防除作戦を実施し、311匹を捕獲しました。



<外来種のアライグマ>

自－3 生物多様性の創出

1) 郷土の恵みの森づくり事業

市域の森づくりのあり方を示す「あきる野市郷土の恵みの森構想」や「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」に基づき、地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」に取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」には、町内会・自治会等を主体とする昔道や尾根道の補修、景観整備のほか、「森林レンジャーあきる野」の活動（4頁掲載）、森の子コレンジャー活動（28頁掲載）、小宮ふるさと自然体験学校の運営（28頁掲載）などが挙げられます。

昔道や尾根道の補修、景観整備の実施に当たっては、森づくりに関心のある方・事業者・団体からなるボランティア組織である「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会等の支援に取り組んでいます。令和5年11月の菅生の森づくり事業（コナラの植樹）には3人が参加しました。

また、市は町内会・自治会等が主体となり取り組んでいる昔道や尾根道の補修、景観整備等を行う「郷土の恵みの森づくり事業」に対して交付金を交付しています。令和5年度は、13の町内会・自治会等により21か所で事業が実施されました。

さらに、カシノナガキクイムシ等を原因とするナラ枯れの被害を防止し、生物多様性の保全を推進するため、ナラ枯れの被害木又は被害を受けるおそれのあるコナラやミズナラ等のブナ科の樹木の所有者等に対して、倒木や落枝等により人身や家屋等に危害を及ぼすおそれがある被害木の伐採等に要する費用の一部を補助しました。なお、補助金交付件数は8件で被害木の伐採は24本でした。

「郷土の恵みの森づくり事業」以外においても、「あきる野市森林整備計画」に基づき、森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、林業の振興や森林の保全と活用のための森林整備を継続しています。令和5年度における整備面積は、間伐54.90ha、枝打ち7.09ha、伐採9.39haでした。

郷土の恵みの森づくり事業概要（令和5年度）

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	8事業	5町内会・自治会等
景観整備事業	13事業	10自治会等



＜森林サポートレンジャーによる整備活動の様子＞



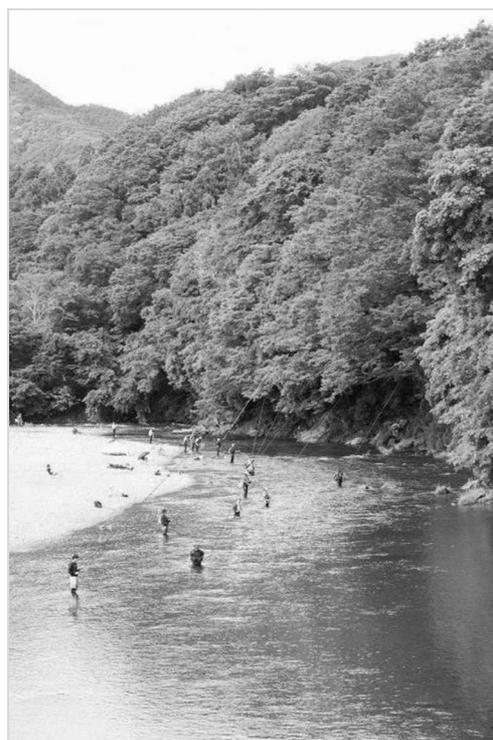
＜自治会による景観整備の様子＞

2) 魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、優れた景観を有するだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどの場として市民や観光客に親しまれる、本市を代表する河川の一つです。

その一方で、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」により、東京都や秋川漁業協同組合と連携して、河川環境の維持・向上を図るとともに、稚魚の放流等の施策により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図っています。また、バーベキューのごみの放置など、河川利用のマナーについての課題が大きくなっています。

令和5年度は、秋川にある4か所の魚道を年2回点検し、流木・砂利の撤去を行うとともに、秋川漁業協同組合が実施したアユの解禁時の状況確認や河川清掃、魚類の保護を推進しました。



自-4 生物多様性の活用

1) 地産地消及び地域のブランド化の推進

地域から産出される農畜産物や木材等をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。このため、本市においても、農業振興や林業振興の取組の一つとして、地域から産出される農作物や木材の利用を積極的に進め、地産地消に取り組んでいます。

令和5年度も、引き続き、「地産地消型」農業の拠点となる秋川ファーマーズセンターの再整備に向けて、JAあきがわと検討を重ねました。

また、木材については、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、庁舎内のラック、秋川ふれあいセンターの建築資材、児童館のロッカー及び下駄箱、秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」の建築資材、子育てひろばのオブジェ（シンボルツリー）、消防団詰所の資材の一部に多摩産材を利用しています。

あきる野商工会では、地元の良質な食品等を地域ブランドである「秋川溪谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。市では、こうした取組を支援するため、平成28年度に締結した株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定により、市内にあるセブン-イレブンにおいて、「秋川溪谷物語」ブランドの認証を受けた商品の販売をしており、令和5年度も、引き続き、地産地消の促進と土産物需要に対し、更なる拡充を図りました。

また、「秋川溪谷」ロゴの活用推進や、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」のLINEスタンプを販売するなど、「秋川溪谷」としての地域ブランド化に向けた取組を行いました。

令和5年度も継続して、「『森っこサンちゃん』の使用に関する要領」に基づき、「森っこサンちゃん」が事業者により各種商品等に活用されています。令和5年度までに、31個が商品化されています。また、着ぐるみについては、「『森っこサンちゃん』着ぐるみ使用基準」に基づき、市のイベント等で活用しているほか、市職員がボランティアで組織する「森っこサンちゃんサポーターズクラブ」を設置し、「森っこサンちゃん」の幅広い活用の検討や着ぐるみ対応の支援などを行っています。



<「森っこサンちゃん」LINEスタンプ>



森っこサンちゃん

<「森っこサンちゃん」のイラスト>



<「秋川溪谷」ロゴ>

2) 生物多様性を活かした観光振興

秋川流域の大地は、古生代から新生代にかけての多くの地層がまとまって分布する全国でも有数の地域です。この多様な大地を背景として、この地域の生物多様性が維持されています。

このような貴重な大地を保全するとともに、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、平成28年度に開室した秋川渓谷戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）3階の秋川流域ジオ情報室において、秋川流域周辺の生物多様性に関する展示や貴重な地域資源の情報を発信し、広く一般の方々に向けて秋川流域の魅力をPRしています。

観光拠点の一つである同施設では、生物多様性を活かした体験研修等を行っています。令和5年度は、秋川流域ジオ情報室と連携し、事業のサービス向上を図り、1,551人が体験事業に参加しました。

また、「あきる野百景」を各公共施設や観光施設に設置・配布し、周知を継続しました。その他の観光パンフレットについても、最新情報に更新して配布しています。

さらに、観光ルートに関しては、①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅山ルート、④深沢ルート、⑤戸倉ルート、⑥乙津・養沢ルート、⑦秋川エアリアルルートについて、重点的なプロモーションと整備を実施しました。



<観光パンフレット「秋川渓谷～春夏編～」
「秋川渓谷～秋冬編～」>



<秋川流域ジオ情報室>



<自然体験の様子>

2 生活環境分野

生一1 公害対策の推進

1) 河川の水質（調査結果の詳細は資料編 112 頁～115 頁に掲載）

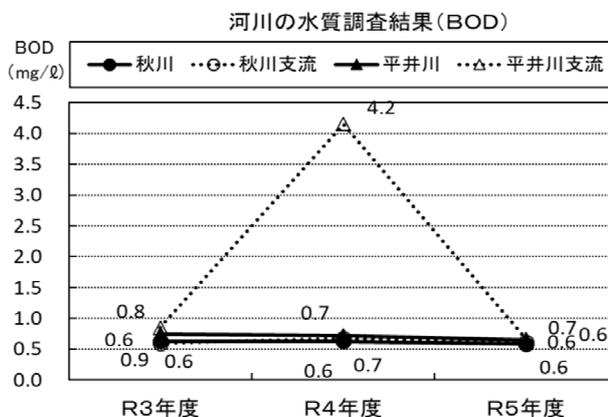
良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流 20 か所で、年 4 回の水質調査を実施しています。

平成 29 年 4 月 1 日から、平井川・養沢川は河川の水域類型が変更となり、市内の河川類型は全河川で AA 類型となっています。

水質汚濁の指標となる BOD(*)をみると、秋川は、支流も含め良好な水質を維持し、環境基準を達成しています。令和 4 年度に環境基準を大きく超過した平井川支流では、臨時調査を実施するとともに、令和 5 年度は調査地点を増やし調査を行いました。臨時調査以降の調査では全ての地点で環境基準を達成しています。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川と多摩川が合流する地点で、年 2 回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。

* BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。



※ データは、各河川の複数地点で年間4回（5・8・11・2月）実施している測定結果の平均値である。

【水質汚濁に係る環境基準】
生活環境の保全に関する環境基準（河川）

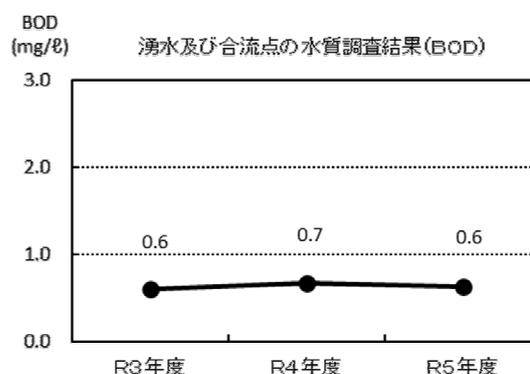
類型	河川名	環境基準
河川AA類型	秋川 平井川 養沢川	1mg/L以下

2) 湧水及び合流点の水質調査（調査結果の詳細は資料編 116 頁に掲載）

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年 1 回、湧水 17 か所、河川との合流点 19 か所で水質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、参考として、1) に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川 AA 類型）と比較すると、一部で環境基準を超過していたため、今後も引き続き調査を実施し、経過の観察を行っていきます。



※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

3) 地下水汚染調査（調査結果の詳細は資料編 117 頁に掲載）

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね 2 キロメートル四方に区切り、そのうちの 7 か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を実施しています。

調査を行った全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下

4) 秋川・平井川水生生物調査

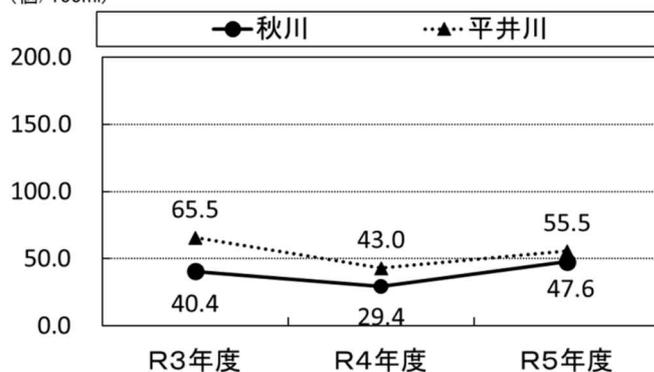
カゲロウ、サワガニなどの河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、秋川 4 か所、平井川 2 か所の計 6 か所において、年 2 回、生息する水生生物を指標として水質を判定する調査を実施しています。指標生物の同定・分類を行い、汚濁の度合いは「きれい～わりあいきれい」で総合水質判定されています。

5) 秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査（調査結果の詳細は資料編 117 頁に掲載）

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川 9 か所、平井川 2 か所の計 11 か所において、年 1 回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

令和 5 年度の値は、秋川、平井川とも上昇していますが、どちらも基準以下となっています。

(個/100ml)



区分		ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出(検出限界2個/100ml)
	水質A	100個/100ml 以下
可	水質B	400個/100ml 以下
	水質C	1,000個/100ml 以下
不適		1,000個/100ml 超過

水浴場水質判定基準（環境省）

※データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

6) 工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が 20 m³/日以上、有害化学物質等を処理して排水している事業場を対象として、年 1 回、排水の調査を実施しています。調査結果は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」で定める排水基準値以下となっています。

7) ゴルフ場水質調査

市内2か所のゴルフ場で使用されている農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤など）が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年1回、水質調査を実施しています。いずれの地点も「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年3月27日）」における水濁指針値を達成しています。

8) 道路沿道調査

市内の道路4か所（国道411号線、都道166号線、五日市街道、睦橋通り）において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありますが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

令和5年度道路沿道調査結果

調査場所	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台/10分)	
	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	66	62	b	75	70	163	26
都道166号線	68	64	a	75	70	124	19
五日市街道	63	55	c	75	70	85	7
睦橋通り	69	65	b	75	70	198	38

※ 実施日：令和5年10月2日～10月3日

- *1 等価騒音レベル：一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何dBの騒音に相当するかを求めたもの。
- *2 要請限度：環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。
- *3 区域〔a〕：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域をいう。
〔b〕：第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。
〔c〕：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

9) 大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所及び五日市出張所の屋上の2か所において、年1回、測定を行っています。過去3年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/m ³ (*))			環境基準
	R3年度	R4年度	R5年度	
あきる野市役所	0.010	0.013	0.009	0.60
五日市出張所	0.009	0.011	0.009	

* pg (ピコグラム)：1兆分の1グラム * TEQ：毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位
※令和5年8月16日～8月23日に実施した調査結果である。

10) 二酸化窒素調査（調査結果の詳細は資料編 118 頁に掲載）

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響を把握するため、年 4 回、市内 22 か所で、二酸化窒素を測定しています。過去 3 年間の測定結果では、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。

二酸化窒素 (NO₂) 調査結果

測定結果(ppm) (*1)			環境基準 (*2)
R3 年度	R4 年度	R5 年度	
0.010	0.009	0.008	0.06

※ データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

- *1 ppm (ピーピーエム)：容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmという。例えばNO₂が1ppmとは、空気1m³中にNO₂が1cm³含まれる場合である。
- *2 1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

11) 一般大気調査（調査結果の詳細は資料編 119 頁に掲載）

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。浮遊粉じんのうち粒径が10μm(*1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内 15 か所（令和 5 年度）において、浮遊粉じんの全体量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じんより粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較したところ、全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の環境基準値を下回っていました。

浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/m ³)			(参考) 環境基準 (*2)
R3年度	R4年度	R5年度	
0.0314	0.0227	0.0095	0.10

※ データは、各調査場所で実施している測定結果の平均値である。

- *1 μm (マイクロメートル)：1μmは100万分の1mで、0.001mmである。
- *2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
- *3 五日市出張所では、一時的に機器が停止したため、2日間かけて合計24時間の試料採取を行った。

12) 工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内 2 か所において、年 1 回、臭気調査を実施しています。いずれの地点も環境確保条例で定める臭気指数の許容限度内でした。

13) 採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年 2 回（5 月、11 月）、総浮遊粉じん量調査を年 4 回（5 月、9 月、11 月、2 月）、浮遊重金属量調査を年 1 回（2 月）、二酸化窒素調査を年 4 回（5 月、9 月、11 月、2 月）実施しています。各調査結果からは、採石場粉じん及びダンプカーの通行による大気への影響は認められませんでした。

14) 事業所関連水質調査

特定の事業所（2 社）との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。いずれも水質汚濁に関する環境基準値以下でした。

15) 放射線・放射性物質の測定（調査結果の詳細は資料編 120 頁に掲載）

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、空間放射線測定を実施しています。（平成 29 年度からは、公共施設等の測定を廃止しました。）

空間放射線については、年 4 回、市内 6 か所を定点として測定しました。（平成 29 年度からは、測定頻度と測定地点を変更し、年 4 回、市内 6 か所を定点として測定をしています。）

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」（平成 23 年 11 月 24 日決定）に示す基準値、毎時 0.23 μSv （*1）（追加被ばく線量（*2）年間 1 mSv （*3））を超える地点はありませんでした。

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方にに基づき、平成 23 年度から継続して、東京都が実施しています。



<空間放射線測定の様子>

*1 μSv （マイクロシーベルト）：人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常 1 時間当たりの線量を示す。

1 μSv は、100 万分の 1 Sv である。

*2 追加被ばく線量：自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。

*3 mSv （ミリシーベルト）：1 mSv は、1000 分の 1 Sv である。

16) 石綿(アスベスト)に関する取組

石綿（アスベスト）は、昭和 30 年代から建材等に繊維素材として多く使用されてきましたが、健康被害が知られるようになり、昭和 50 年に吹付けアスベストの使用が禁止されて以降、段階的に使用が禁止され、平成 24 年に全面使用禁止となりました。しかし、現在も使用が禁止となる以前のアスベストを含む建材が使われた建物等が多く残されており、解体・改修工事を行う時には注意が必要です。

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」に基づき、アスベスト対策を行っています。また、令和 4 年 4 月 1 日からは、大気汚染防止法の改正に伴い、一定規模以上の建築物等の解体・改修工事を行う場合は、当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を報告することが義務づけられ、アスベスト飛散防止における対策が強化されました。そのため、市広報やホームページなどで解体・改修工事を検討している市民や事業者への情報の周知を行うとともに、申請された事前調査報告書に基づき、立入調査を実施しています。

また、災害時は被災した損壊建物からのアスベスト飛散にも注意が必要なことから、市民への周知を図るとともに、災害ボランティアセンターとなるあきる野市社会福祉協議会とも連携し、周知を行っています。

生－2 資源循環型社会の構築

1) ごみ排出量

令和5年度のごみ総排出量は21,448 tで、前年度より約967 t減少(−4.3%)しました。このうち、総ごみ排出量の約8割を占める可燃ごみについては、16,472 tが排出されており、前年度より約785 t減少(−4.5%)しました。

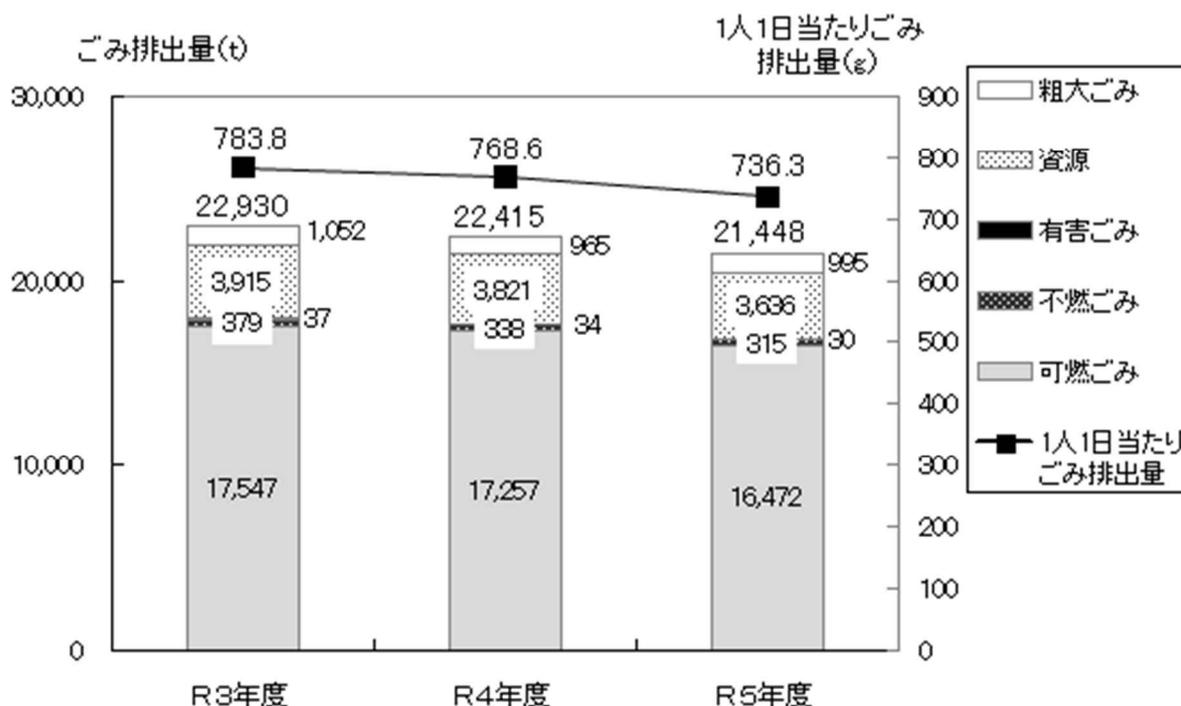
令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は736.3 gであり、全国の880 g(令和4年度)(*1)よりは少ないものの、都内30市町村(多摩地域)のうち排出量の多い順から6番目(令和5年度)に位置し、多摩地域の平均排出量である644.0 g(*2)を92.3 g上回っています。

今後も、ごみの減量に向け、食品ロス削減の推進、簡易包装の商品を選ぶ、物は長く大切に使う、生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるごみは資源として排出するなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないように心掛けることが大切です。

*1：資料「一般廃棄物処理事業実態調査 令和4年度(環境省)」

*2：資料「多摩地域ごみ実態調査 2023(令和5)年度統計」(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

ごみ排出量の推移



2) 3Rの推進

市では、持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指しています。

そのために、「あきる野市廃棄物減量等推進員」(あきる野ごみ会議)の活動などを通じて、Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再利用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の3Rの取組を推進しています。ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、イベントの開催などに取り組んでいます。

令和5年度においても、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行を継続しました。また、市民や市内事業者から余剰食品を受けるフードドライブ事業を3回開催し、食品ロスをテーマにした講演会の開催や食品ロスに関する授業を市内小学校7校で実施しました。

この他に、生ごみ堆肥化の普及のため、定期的な生ごみ堆肥化講習会の実施、段ボールコンポスト、EM菌生ごみ処理容器の貸与を実施しました。また、市内の小中学校の児童・生徒を対象に、ごみ問題啓発用ポスターコンクールを開催し、応募作品を活用した啓発事業として、市内の有料ごみ袋販売店など49店舗で年間を通して掲出し、ごみ問題の周知に取り組みました。



<生ごみ堆肥化講習会の様子>



<ごみ情報誌「へらすぞう」>

3) 資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を図るため、リサイクル意識の高揚と地域コミュニティの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を行っています。令和5年度の資源集団回収団体は99団体、回収実績は延べ833回、1,604 tに上りました。資源集団回収を推進するため、市では奨励金を交付しています。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイの資源化に取り組んでいます。令和5年度の資源の戸別回収量は、3,636 tとなりました。

生－3 清潔で快適なまちづくりの推進

1) 市街地における緑の保全・創出

市には、山林や農地以外でも、公園や住宅地などの市街地に、多くの緑が存在しています。これらの緑は、生態系保全の役割を果たすとともに、人々の暮らしにも潤いをもたらしてくれます。このため、市街地における緑の保全や創出を継続しています。

ゴーヤの苗の配布等を通じ、グリーンカーテンの普及拡大や、農地・緑地の多面的機能について情報発信を行いました。

また、市では、「工場立地法」や「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場の設置、500㎡以上の敷地における建築物等の設置、500㎡以上の区域における宅地造成その他土地の区画形質の変更に対し、緑化の指導を行っています。令和5年度は、工場立地法の届出0件、緑化計画書7件、宅地造成等に関する届出書15件の届出がありました。

2) 清潔で快適なまちづくり

誰もが愛着を持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めています。

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力のもと、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。令和5年度は春・秋2回実施し、参加者は延べ24,785人、ごみの総収集量は36.48tとなりました。一斉清掃では、海洋ごみ対策の一環として日本財団と環境省が推進する海ごみゼロ活動に関連付けを行っています。また、ボランティア袋を配布し、市民や事業者が自発的に行う市内の美化活動を支援しました。

市街地において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成17年2月から「違反広告物撤去協力員制度」を設け、市民と市との協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去を行っています。令和6年3月現在で、同協力員には81人が登録されています。なお、違反広告物は1,214枚撤去しました。

農地、道路、山林などへのごみの不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化しています。令和5年度では、週2回（年間101日間）2人1組で市内をパトロールし、不法投棄ごみの回収作業を行った結果、回収件数は1,056件となり、14.66tのごみを回収・処理しました。なお、このうち20件については、家電リサイクル法の処理を行いました。



<不法投棄防止看板>

3 エネルギー環境分野

エネー1 省エネ・再エネの推進

1) あきる野市の温室効果ガス排出量

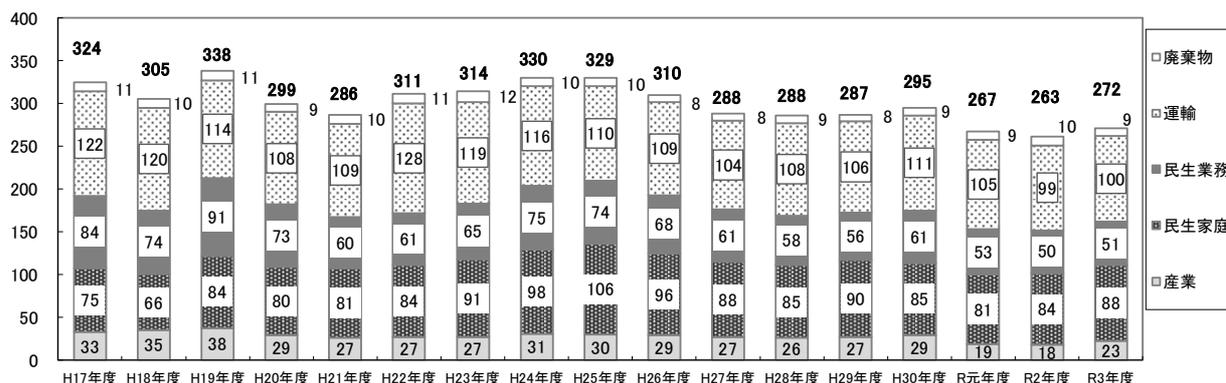
地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行により、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時（平成17年度）は33万3千t-CO₂でした。その後は、平成19年度の35万t-CO₂をピークに、年度ごとの増減はあるものの、令和3年度は30万t-CO₂となっています。

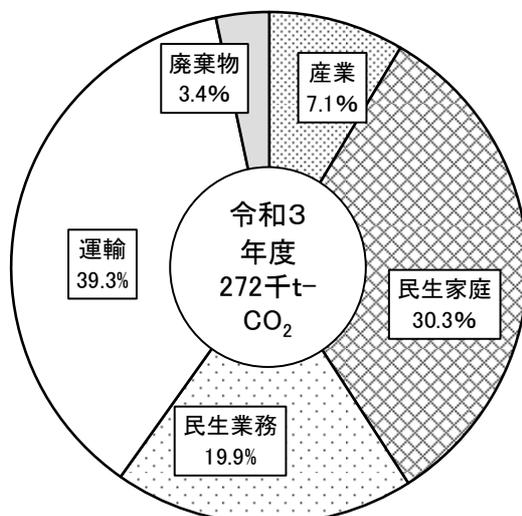
また、あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、温室効果ガス排出量の約90%を占める二酸化炭素について、令和12年度までに平成25年度比48.6%の削減（16万9千t-CO₂）を目標としています。令和3年度は約27万2千t-CO₂で、平成25年度比17.3%の削減となっています。また、二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が39.3%と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

二酸化炭素排出量
(千t-CO₂)

二酸化炭素排出量の推移



令和3年度の部門別二酸化炭素排出量の内訳



※資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2021年度)」
(オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

2) 市の事務事業における取組

平成 13 年度から「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の公共施設等を対象とする地球温暖化対策の取組を進めています。令和 5 年度からは第五次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいて取組を推進しました。

本計画は、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するとともに、市民・事業者の自主的かつ積極的な温室効果ガス排出削減のための行動を促すことを目的としています。

また、運用方法を改善し、多層的 PDCA サイクルによる進行管理の中で、点検・評価を行っていくことで継続的な改善を目指します。

■ 第五次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

計画期間：令和 5 年度～令和 12 年度（8 年間）

基準排出量：7,982 t-CO₂

排出量目標：令和 12（2030）年度における温室効果ガス排出量を 4,071 t-CO₂ 以下とする。
（基準年度比 51%削減）

※ 平成 25 年度を基準年度とし、電気の排出係数は環境省公表の令和 3 年度の排出係数、その他のエネルギーについては「地球温暖化対策推進法」に基づく係数を使用した。

取組内容：本計画における主な取組

- 省エネルギー対策の実施
- 再生可能エネルギー設備の導入
- 庁用車の次世代自動車への転換
- 市有地の自然環境の保全・整備
- 職員による環境マネジメント・省エネ行動の実施
- 電気の排出係数の低減

温室効果ガス排出量の推移

	年 度	H27	H28	H29	目標値 (R2)
第三次計画	総排出量 (t-CO ₂)	3,663	4,019	4,350	4,480 以下
		3,838	3,877	4,293	

	年 度	H30	R1	R2
第四次計画	総排出量 (t-CO ₂)	7,023. 3	6,587. 3	4,789. 4
		7,445. 9	7,252. 9	6,513. 3

	年 度	R3	R4	中期目標値 (R3)	目標値 (R12)
第四次計画	総排出量 (t-CO ₂)	4,674. 2	6,493. 2	6,703. 8 以下	4,788. 9 以下
		6,763. 1	7,517. 2		

	年 度	R5 (速報値)	目標値 (R12)
第五次計画	総排出量 (t-CO ₂)	6,722. 4	3,911 以下
		7,497. 4	

※排出量の上段は、当該年度の排出係数(変動値)を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度(第三次計画は平成 24 年度、第四次計画は平成 25 年度、第五次計画は令和 3 年度)と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。

※令和 5 年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。

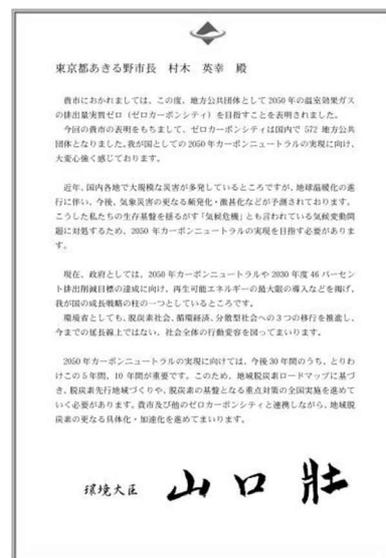
※平成 30 年度以降は、第四次計画に準拠し、外部委託や指定管理者により管理運営を行っている施設を含んでいる。

排出量の推移に示すとおり、令和 5 年度の温室効果ガス排出量は 6,722. 4 t-CO₂ となり、令和 4 年度の総排出量より増加した結果となりました。主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れ、施設の利用がコロナウイルス蔓延以前に戻ってきたこと、二酸化炭素の排出係数の数値が増加したことなどが考えられます。令和 12 年度の目標値に向けて、引き続き省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していくとともに、今後の経過を注視します。

3) 2050年ゼロカーボンシティの表明

平成27年に採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をする」ことが目標として示され、2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにすることが必要とされています。この目標達成に向け、日本政府は令和2年10月26日に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

あきる野市では、令和4年あきる野市第1回定例会3月定例会議における市長の施政方針（令和4年2月17日）において「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しています。



4) 市民・事業者における省エネ活動の促進

家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図りました。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活10か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図りました。「省エネ型生活10か条」と「環境家計簿」は、平成27年度に更新し、市のホームページ等で紹介しています。

令和5年度は、家庭向けの省エネセミナー（大人向け・親子向け）を3回実施し、計56人が参加しました。また、省エネ家電への買い替えを行った市民に対し、買い替えに係る費用の一部を助成しました（455件）。



<省エネセミナーの様子>

5) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入

市では新エネルギー・省エネルギー機器の導入を進めています。令和5年度は、新設する街路灯14基にLED照明を採用し、LED照明を用いた街路灯・防犯灯は合計8,069基になりました。公共施設では、改修が必要な蛍光灯をLED照明に交換しています。また教育総務課では、学校施設における省エネルギー設備・機器（照明設備のLED化及び高効率空調熱源）の導入について事業計画の策定を行い、中央図書館では令和7年度に照明設備をLED化するための検討を実施しました。

その他、本庁舎では令和3年度から空調設備制御にAI-BEMS(*1)を導入しています。令和5年度のエネルギー消費量は、前年度比100.1%となっていますが、令和5年度は9月の気温が高かったこと、3月の気温が低かったことが影響していると考えられます。

*1 AI-BEMS：機械学習型ビル・エネルギー管理システム

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

1) エコドライブ等の推進

市の温室効果ガス排出量の内訳（18 頁記載）を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をした方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。令和5年度は、マグネットステッカーを新たに36枚配布し、配布したマグネットステッカー枚数は累計567枚となりました。既にエコドライブ宣言をした方のマグネットシート貼付写真を市ホームページに掲載し、「エコドライブの輪」の拡大にも努めました。

市においても、市職員の業務における省エネ活動（エコ活動）に基づき、エコドライブを推進しています。給油量、走行距離を記録し、チェック表に庁用自動車の使用による二酸化炭素排出量等をグラフ化することで、燃料使用量の増減を可視化し確認しています。さらに、庁用自動車にエコドライブ啓発ステッカーの貼付を行うとともに、給油時の記録による庁用自動車の燃費把握を行いました。

また、庁用自動車への次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等）の導入、本庁舎への急速充電器の設置など、燃料使用量の節減に向けた取組を進めています。



<「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー>



<庁用自動車として利用している電気自動車>

エネー3 緑の活用

1) 森林の保全・活用

市広報紙を活用して保存緑地と公開緑地の指定制度の紹介や、郷土の恵みの森づくり事業、森林再生事業、森林レンジャーの活動・報告などを行い、森林の多面的機能・緑の大切さを発信しました。

また、木質バイオマス利活用方法、カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策、地産地消と地球温暖化対策の関連性について、国や東京都、他の地方公共団体、民間事業者の情報収集と研究を行っています。

エネー4 気候変動への適応

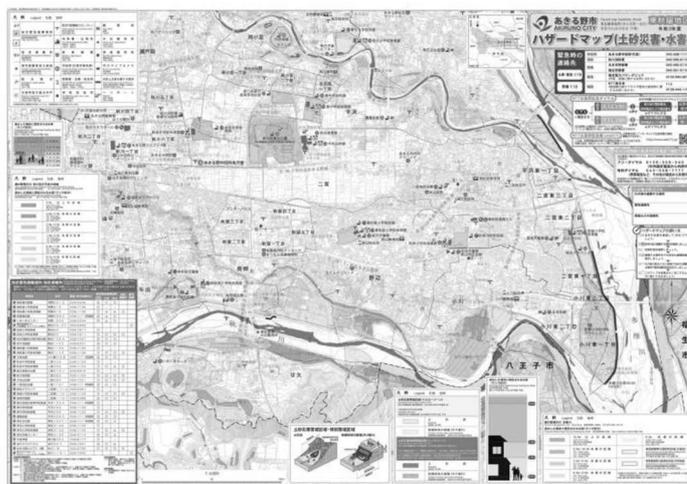
1) 自然災害対策

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。「東京都気候変動適応方針」（2019年12月、東京都環境局総務部環境政策課）では、将来の年平均気温は現在より3.4℃上昇し、真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数が増加、年間降水量や短時間強雨、無降水日も増加すると予測されています。また、日本への台風接近数は減るものの、極端に強い台風の最大強度が顕著に増加し、その強度を維持した状態で日本を含む中緯度帯まで到達する可能性があるとして指摘しています。こうした状況を踏まえると、市民・地域・市がそれぞれの役割を理解し、集中豪雨や大型台風に伴う土砂災害や浸水被害に対する備えが必要です。

対策の1つとして作成したあきる野市ハザードマップ（土砂災害・水害）は、市内を東秋留、西秋留、多西、増戸、五日市、戸倉、小宮の7つの地域に区分けし、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生の恐れがある地区及び水害の発生の恐れがある地区を地図化したもので、被害の範囲や程度、避難所等の情報を確認できます。市民へ危険箇所や避難所の周知を図るため、ハザードマップを市ホームページに掲載しているほか、あきる野市産業祭に出展し、来場者に対してハザードマップの説明や、居住地の危険度・避難場所の確認を実施しました。

また、防災についての普及・啓発として、広報あきる野6月1日号・9月1日号の一面に、自然災害に対する備え等の情報掲載に加えて、消防署からの依頼に基づき、自然災害に対する注意喚起や、東京都が発行する「東京マイ・タイムライン」の配付を行いました。

そのほか、あきる野市防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携し、地域防災リーダー育成事業やあきる野市総合防災訓練を開催するとともに、機関紙「そなえ防災」を発行し、防災意識の啓発を行っています。



＜ハザードマップ＞

2) 熱中症予防の普及・啓発と注意喚起

気候が変動したことで、異常に高い気温の日が発生する頻度が増加し、熱中症のリスクが増加しています。市内の健康被害を最小限に抑制するため、ホームページで熱中症の説明、予防法等を掲載し、啓発を行いました。また、令和5年度は東京都に「熱中症警戒アラート」が26回発表され、防災行政無線やメール配信を活用し、市民へ熱中症予防の注意喚起を行いました。

特に熱中症への注意が必要な高齢者へは、熱中症予防のリーフレットの配布や見守り事業を通じて熱中症予防の啓発に取り組んでいます。

また、令和5年度から気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）開設に向け、準備を開始しました。

3) ゴーヤの苗の市民配布

あきる野環境フェスティバル会場内において、環境委員会と共同で、来場者に対しゴーヤの苗の無料配布を行いました。

配 布 日	場 所	内 容
令和5年 5月13日	あきる野環境フェスティバル (環境コーナー)	ゴーヤ苗の配布 750本



<ゴーヤの苗配布の様子>

4) 公共施設でのグリーンカーテンの取組

子どもたちをはじめ市民への普及啓発のため、五日市出張所、保育園、小学校、五日市郷土館等に計100本のゴーヤの苗を配布し、グリーンカーテンの実施を促進しました。





＜公共施設でのグリーンカーテン＞

5) グリーンカーテンの写真募集

市民及び市内事業者への普及啓発の一環として、グリーンカーテンの写真募集を実施しました。11人から応募があり、提供された写真は、市ホームページ、五日市出張所及び中央図書館で展示しました。





<グリーンカーテンの写真募集>

4 人の活動分野

人-1 人材の育成

1) 一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、PTA等の協力により、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。また、令和5年度からは、春・秋の一斉清掃を「海ごみゼロウィーク」の取組として実施することで、海洋プラスチック問題や廃プラスチック問題などに対する啓発にもつなげました。

あきる野市一斉清掃概要

	令和5年 春	令和5年 秋
参加人数(人)	12,988	11,797
回収量(t)	17.92	18.56



<一斉清掃の様子>

2) 小さな子どものおさんぽ会

小さな子どもたちに、本市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、本市の自然環境の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児とその保護者を対象とした「小さな子どものおさんぽ会」やこれまでの参加者を対象とした「小さな子どものおさんぽ会」(特別企画)を計10回(参加者合計181人)実施しました。



<小さな子どものおさんぽ会の様子>

3) 小中学校における環境教育等の推進

市内小中学校では、環境月間（毎年6月）において、各学校の実情に応じた環境教育（エコキャップ運動、もったいない運動、地域の水田や畑を活用した体験活動など）を実施するとともに、児童・生徒がSDGs等に興味・関心をもち、自ら課題を設定し、探究する学習を進めています。また、食に関する指導の充実を図るため、平成24年度から食育の授業を実施しています。学校給食では、全小中学校において「もりもり週間」といった残食を減らす取組のほか、あきる野市の地場産物を食材として使用するなど、食への関心を持たせています。

また、「小宮ふるさと自然体験学校」では、子どもたちを中心に、自然とのふれあいの場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るため、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。

令和5年度は新たに、食品ロスに関する出前授業を開始し、市立小学校7校15クラスで実施しました。さらに2校5クラスでは、収集事業者によるごみ収集車の展示、廃棄物減量等推進員（市民委員）による生ごみ堆肥化講習会を行い、ごみ処理と減量に関する教育活動を支援しました。

環境問題啓発用絵画ポスター作品募集については、令和5年度から啓発内容を明確にするため、ごみ問題啓発ポスターコンクールに改称しました。小学校4年生から中学校3年生までの学年ごとに作品を募集し、271点の応募がありました。また、コンクールの認知度を上げるため表彰式を産業祭で実施し、最優秀作品は「資源とごみの出し方カレンダー」の表紙に掲載するなど、ごみ問題に興味関心を抱いてもらえるよう事業内容を変更しました。

小宮ふるさと自然体験学校利用状況（令和5年度）

利用形態	回数	利用人数
自然体験事業等	152回	2,455人
その他イベント等	155回	2,106人



<小学校での食品ロスの授業の様子>



<小宮ふるさと自然体験学校での体験活動の様子>

4) 森の子コレンジャー

あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子コレンジャー」を組織し、1年を通して活動しています。

第13期森の子コレンジャー（公募で募集した小学4、5年生10人）は、令和5年5月21日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの興味や自主性を引き出し、人と自然が共に暮らせることを目的とし、8回の活動を実施しました。

また、森の子コレンジャー卒業生たちによる同窓会の活動も1回実施しました。同窓会活動では、自分たちがかつて活動した森などの観察やビオトープの整備を行いました。



<森の子コレンジャー活動の様子>

5) 市民参加と後継者等の育成

市では、市内に分布する外来種の生息・生育状況を把握するため、市民にも情報提供を呼びかけています。市内全域に生息するアライグマ、ハクビシンや近年生息が拡大しているクビアカツヤカミキリについては、あきる野市自然環境調査部会、森林レンジャーあきる野の調査結果及び市民による目撃情報を基に生息場所を特定し、市民及び地権者等の協力の下、市内全域で捕獲を行っています。市民参加の除草イベント「外来植物除去作戦」では、令和5年7月22日に、東京都西多摩建設事務所が主催する平井川流域連絡会と合同で一般参加の市民も交えた「オオブタクサ除去作戦」を実施しました。

人材育成の一環として、環境保全につながる取組を担う後継者等を育成するため、「森林サポートレンジャーあきる野」の取組を継続したほか、農業後継者の育成支援として農外からの新規就農希望者2人が市の認定を受け認定新規就農者として就農しました。また、市とともに有害鳥獣対策や外来種対策に取り組む「あきる野の農と生態系を守り隊」の隊員に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業を継続しました。さらに、令和5年度は、あきる野の里山保全活動や動植物調査活動を担う次世代の人材を育成するため、あきる野市自然環境調査部会主催の「あきる野里山保全担い手養成講座」を市内の団体と連携し開催しました。この講座は、全4回行われ、16人の参加者が実際に保全作業や調査活動を体験し、講座修了後も継続して活動するきっかけづくりとしました。



<オオブタクサ除去作戦の様子>



<里山保全担い手養成講座の様子>

人-2 協働体制の構築

1) 環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民14人（公募6人、地区の代表6人、団体2人）、事業者4人、市職員2人の計20人で構成しています。

環境基本計画（生物多様性あきる野戦略、地球温暖化対策実行計画（区域施策編））の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。また、環境について学ぶ「知る」活動を実施しています。



<会議の様子>



<「知る」活動の様子>

開催日		内容	
第六期	令和5年 4月26日	第3回	1 令和4年度活動実績及び令和5年度活動スケジュールについて 2 「第二次あきる野市環境基本計画等 施策進捗状況調査票」について 3 環境フェスティバルについて 4 新省エネ型生活10か条について
	令和5年 5月13日	環境 フェス ティ バル	エコライブあきる野環境フェスティバル2023「環境コーナー」への参加 (グリーンカーテン用ゴーヤ苗の配布、地球温暖化についての展示など)
	令和5年 6月27日	第4回	1 「第二次あきる野市環境基本計画等 施策進捗状況調査票」について 2 令和5年度「知る」活動について 3 新省エネ型生活10か条について
	令和5年 8月30日	第5回	1 環境基本計画等施策進捗状況の点検評価の確認について 2 環境基本計画等に対する環境委員会からの意見のとりまとめについて 3 環境白書の案について 4 「知る」活動について
	令和5年 9月27日	第6回	1 環境白書の案について 2 「知る」活動について 3 第三次環境基本計画策定後の環境白書作成に向けて
	令和5年 11月13日	「知る」 活動	「知る」活動（西秋川衛生組合見学）
	令和5年 12月20日	第7回	1 「知る活動」について 2 令和6年度の環境フェスティバルのブースについて
	令和6年 1月25日	第8回	令和6年度 環境フェスティバル環境委員会出展ブースについて(展示テーマ、展示物の内容、展示物作成方法の決定)
	令和6年 2月13日	「知る」 活動	「知る」活動（八王子水再生センター）

2) ホタルの里づくりと清流保全

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行うホタルの里づくり推進事業に補助金を交付しています。令和5年度は、4団体に補助金を交付し、1団体にホタルの保全活動を委託しました。

さらに、ホタルの保護や環境整備に取り組んでいる団体を対象に、情報交換会を1回開催しました。

また、市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、「清流保全協力員」により河川のパトロールや水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。令和5年度からは、市民ボランティアを募集し河川等のごみ拾いの活動を新たに開始しました。

3) 生きもの会議

「あきる野市生きもの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、または生育する希少動植物の保全方策等の検討を行う組織であり、識見を有する者5人、公募による市民2人、事業者4人、各種団体からの代表者4人、地方公共団体の職員2人の計17人で構成しています。

令和5年度は、あきる野市生きもの会議の本会議は開催しませんでした。レッドリスト（昆虫）の作成に向け昆虫部会の会議を1回開催し、情報の整理・収集の作業を進めています。

第2章 施策の進捗状況

本章では、環境基本計画の概略、重点施策と一般施策に関する進捗状況について報告します。

また、環境基本計画の分野別計画である生物多様性あきる野戦略の概略と施策の進捗状況も併せて報告します。

1 第二次あきる野市環境基本計画改訂版【あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】の施策の進捗状況

1-1 第二次あきる野市環境基本計画改訂版【あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】とは

1) 概要

環境基本計画は、環境基本条例第8条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全等に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものです。さらに、「生物多様性あきる野戦略」などの環境分野における個別計画等の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています。

なお、エネルギー環境分野は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定される「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策」に該当するものです。

本計画の推進に当たっては、「あきる野市都市計画マスタープラン」などの他の分野の個別計画と連携・調整を図っていきます。

2) 望ましい環境像

環境基本計画では、あきる野市の環境の特性と課題を踏まえ、21世紀半ばを見据えた望ましい環境像と、その実現に向けた4つの分野別の方針を設定しています。

【あきる野市の望ましい環境像】

歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野

《自然環境分野の方針》

豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

《生活環境分野の方針》

清潔で快適な循環型のまちの創出

《エネルギー環境分野の方針》

**市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進
あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**

《人の活動分野の方針》

将来に向かって市民・事業者・市が協働する

3) 施策の体系

環境基本計画では、望ましい環境像の実現に向けた分野別の方針の実現に向けて、実施すべき施策を示しています。

分野別方針	施策の柱	施策（★：重点施策）	
《自然環境分野》 豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ	自－1 基礎情報の調査・収集	①生物多様性の把握・モニタリングの継続	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査の継続・実施 ・調査結果の収集 ・情報の集約
		★②保全・再生・活用すべき場所の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各所の評価の実施 ・保全等すべき場所の調査
		③生物多様性に関する情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な方策による情報発信 ・情報発信する内容の工夫
	自－2 生物多様性の保全	★①生物多様性保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区域指定など ・保存する種の選定
		②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化 ・有害鳥獣対策の継続・拡大 ・外来種対策の継続・拡大
		③生態系の保全に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・森林に関する取組 ・里山に関する取組 ・農地に関する取組 ・河川に関する取組 ・地下水・湧き水に関する取組 ・崖線緑地に関する取組
	自－3 生物多様性の創出	★①恵み豊かな緑と水の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・森林に関する取組 ・魅力あふれる川づくりに関する取組
		②市街地における緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設などの緑の充実・拡大 ・市街地の緑化の推進 ・崖線緑地の回復・充実
	自－4 生物多様性の活用	①地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物における取組 ・地元産材における取組
		②生物多様性を活かした商品等の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ブランド普及拡大など
③生物多様性を活かした観光振興		<ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点等の運営・整備 ・観光ルートの設定など ・溪流を活かした取組 	
《生活環境分野》 清潔で快適な循環型のまちの創出	生－1 公害対策の推進	①公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開 ・大気汚染対策・悪臭対策の充実 ・水質汚濁防止対策の充実 ・騒音防止対策の充実 ・有害化学物質対策の充実 ・その他の公害対策・生活環境保全策の充実
	生－2 資源循環型社会の構築	★①3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量の推進
②資源循環型社会に向けたシステムづくり		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの推進等 	

分野別方針	施策の柱	施策（★：重点施策）		
		③環境に配慮した収集・処理の推進	・環境に配慮したごみ処理の推進	
	生－3 清潔で快適なまちづくりの推進	①清潔なまちづくり	・清潔な街並みの維持 ・ポイ捨て防止等 ・空き地・空家の適正管理 ・ペットの適正飼育	
		②快適で魅力あふれるまちづくり	・歩きやすい散策路などの整備	
《エネルギー環境分野》 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進 あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	エネー1 省エネ・再エネの推進	★①家庭生活や事業活動における省エネの推進	・省エネ型活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の実践・奨励 ・市の事務事業における取組	
		②建物・設備における省エネ・再エネの推進	・再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入 ・建物自体の省エネ化の推進 ・公共施設等における取組	
	エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進	★①自動車の燃料使用量の節減	・エコドライブの推進 ・次世代自動車等の普及促進 ・公用車における燃料使用量の節減	
		②移動手段の転換等	・移動手段の転換に伴う効果の周知 ・公共交通機関の利便性向上 ・自転車の利用拡大 ・市の事務事業における移動手段の転換等	
	エネー3 緑の活用	★①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	・森林の保全 ・森林の活用	
		②地球温暖化対策につながる地産地消の推進	・農畜産物に関するもの	
	エネー4 気候変動への適応	①気候変動適応に向けた取組	・自然災害対策 ・健康被害対策	
	《人の活動分野》 将来に向かって市民・事業者・市が協働する	人－1 人材の育成	★①次世代を担う子ども達の育成	・小中学校における環境教育の継続 ・様々な場面や場所における環境教育の継続・充実
			②後継者の育成	・担い手の育成や活用 ・後継者育成
			③普及啓発の実施（イベントなど）	・各種普及啓発の検討及び実施
		人－2 協働体制の構築	★①協働体制の整備	・各種委員会等の運営 ・活動団体への支援
			②協働の機会の創出	・市民が気軽に参加できる機会の創出

1-2 施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

<凡例>

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

自然環境分野

自-1 基礎情報の調査・収集

【目標】

- ・ 生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
- ・ 生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
- ・ 生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。

① 生物多様性の把握・モニタリングの継続

- i) 各種調査の継続・実施
- ii) 調査結果の収集
- iii) 情報の集約

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	自然環境調査の継続	環境政策課	A

	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	環境政策課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
ii)	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
iii)	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	A
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

②保全・再生・活用すべき場所の調査【重点】

- i) 市内各所の評価の実施
- ii) 保全等すべき場所の調査

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	各種情報の地図情報化及び更新	環境政策課	A
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	環境政策課	A
ii)	保全・再生・活用すべき場所の抽出	環境政策課	A

③生物多様性に関する情報の共有化

- i) 様々な方策による情報発信
- ii) 情報発信する内容の工夫

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	各種リーフレットの作成（更新）・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	A
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	B
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
ii)	森の魅力やみどりの大切さの発信	環境政策課	A
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	A
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	環境政策課 生活環境課	A

自－2 生物多様性の保全

【目標】

- ・ 「生物多様性保全条例」の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
- ・ 有害鳥獣対策や外来種対策が継続・拡大している。
- ・ 個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

①生物多様性保全の推進【重点】

- i) 区域指定など
- ii) 保存する種の選定

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	生物多様性保全区域の指定の検討	環境政策課	B
	市民・観光客向けカントリーコードの設定	環境政策課	B
	重要地域の公有地化	環境政策課	A
	保存緑地の指定	環境政策課	A
	文化財の保護	生涯学習推進課	A
ii)	あきる野市版レッドリストの作成	環境政策課	A
	指定種の指定の検討	環境政策課	C

②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

- i) 有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化
- ii) 有害鳥獣対策の継続・拡大
- iii) 外来種対策の継続・拡大

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
ii)	有害鳥獣対策の実施	農林課	A

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
iii)	外来種対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	A
	特定外来生物対策（アライグマ・クビアカツヤカミキリ等）の実施	環境政策課	A
	国及び東京都等と連携した特定外来種対策の推進	環境政策課	A

③生態系の保全に向けた取組の推進

- i) 森林に関する取組
- ii) 里山に関する取組
- iii) 農地に関する取組
- iv) 河川に関する取組
- v) 地下水・湧き水に関する取組
- vi) 崖線緑地に関する取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	環境政策課 農林課	A
ii)	里山での保全管理活動の実践	環境政策課	A
	里山の保全策の検討	環境政策課	A
iii)	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、担い手への農地集積、観光・体験農園の検討（遊休農地の活用ほか））	農林課 都市計画課	A
iv)	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 管理課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
v)	地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課	A
vi)	崖線地区の保全	環境政策課 都市計画課	A

自-3 生物多様性の創出

【目標】

- 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- 秋川の河川環境が向上し、遡上が確認されているアユや、ヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- 公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

①恵み豊かな緑と水の創出【重点】

- i) 森林に関する取組
- ii) 魅力あふれる川づくりに関する取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）	農林課	A
	森林環境譲与税の活用	農林課	A
	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	環境政策課	A
	アニマルサンクチュアリ活動の継続	環境政策課	A
	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）	環境政策課 農林課	A
	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	農林課	A
ii)	河川環境の維持・向上	環境政策課 管理課	A
	魚道の整備	農林課	A
	魚類が産卵しやすい川づくり	農林課	A
	稚魚の放流	農林課	A
	遡上が確認されているアユなどの魚類の保護の推進	農林課	A
	河川環境の向上についての検討	環境政策課	B

②市街地における緑の保全・創出

- i) 公共施設などの緑の充実・拡大
- ii) 市街地の緑化の推進
- iii) 崖線緑地の回復・充実

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	公共における生物多様性に配慮した緑の充実・拡大（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	関係各課	A
ii)	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテン普及等）	環境政策課	A
	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
iii)	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A

自-4 生物多様性の活用

【目標】

- 生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- 豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- 豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

①地産地消の推進

- i) 農畜産物における取組
- ii) 地元産材における取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	地産地消型農業の推進	農林課	A
ii)	森林資源の需要の喚起(新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用)	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設所管課	B

②生物多様性を活かした商品等の開発

- i) 地域ブランドの普及拡大など

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	「秋川溪谷物語」ブランドの普及拡大	商工振興課	A
	「秋川溪谷」のブランド化の推進	観光まちづくり 推進課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 商工振興課	A

③生物多様性を活かした観光振興

- i) 観光拠点等の運営・整備
- ii) 観光ルートの設定など
- iii) 溪流を活かした取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	観光まちづくり推進課	A
	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営	観光まちづくり推進課	A
ii)	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	環境政策課 観光まちづくり推進課	A
	各種マップの作成	観光まちづくり推進課 など	A
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	環境政策課	A
	観光ボランティアガイドの育成	観光まちづくり推進課	A
	各種ルートの設定（散歩路、遊歩道）	観光まちづくり推進課 など	A
iii)	釣りなどのレジャーへの活用	観光まちづくり推進課 など	A
	バーベキュー場の維持管理	観光まちづくり推進課	A

生活環境分野

生－1 公害対策の推進

【目標】

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。

①公害の防止

- i) 環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開
- ii) 大気汚染対策・悪臭対策の充実
- iii) 水質汚濁防止対策の充実
- iv) 騒音防止対策の充実
- v) 有害化学物質対策の充実
- vi) その他の公害対策・生活環境保全策の充実

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	環境調査の継続	生活環境課	A
	生活環境に関する情報の収集・公開	生活環境課	A
ii)	粉じん防止対策の充実	生活環境課	A
	悪臭防止対策の充実	生活環境課	A
iii)	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	管理課	A
	下水道の整備	管理課	A
	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	管理課	A
iv)	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	生活環境課	A
	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	建設課	A
	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	生活環境課	A
	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	企画政策課	A

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
v)	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	生活環境課	A
	有害化学物質の使用の適正化の促進（届出に係る指導）	生活環境課	A
vi)	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	生活環境課	A
	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	生活環境課	A
	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	農林課	A
	光害防止対策の研究	生活環境課	A

生一2 資源循環型社会の構築

【目標】

- 資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成22（2010）年度に対し約9%（56g/人・日）削減している。
- 平成22（2010）年度に約27%だったリサイクル率について、約35%まで増加している。
- ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

①3Rの推進(ごみの発生抑制に関する施策)【重点】

i) ごみ減量の推進

＜施策・事業＞

	施策・事業内容	担当課	令和5年度 評価
i)	ごみ会議の運営・推進	生活環境課	A
	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	生活環境課	A
	生ごみリサイクルの促進	生活環境課	A
	落ち葉の堆肥化の推進	生活環境課	A
	水切りの徹底	生活環境課	A
	環境フェスティバルへの参加等のイベントの実施	生活環境課	A
	廃食油の有効利用の促進	生活環境課	A
	事業者へのごみ減量啓発	生活環境課	A
	食品ロス削減の推進	生活環境課	A
	廃プラ問題への取組	生活環境課	A

②資源循環型社会に向けたシステムづくり

i) リサイクルの推進等

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	ごみの戸別収集・有料化の継続	生活環境課	A
	資源集団回収の推進	生活環境課	A
	資源回収の充実	生活環境課	A
	新たなリサイクルシステムの検討	生活環境課	A
	放置自転車リサイクルの実施	地域防災課	A
	最終処分場掘り起こし再生	生活環境課	F

③環境に配慮した収集・処理の推進

i) 環境に配慮したごみ処理の推進

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	直接搬入ごみの受入れ	生活環境課	A
	環境低負荷型の収集の実現	生活環境課	A
	清掃工場の適正管理	生活環境課	A

生－3 清潔で快適なまちづくりの推進

【目標】

- ・ 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・ ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
- ・ 誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

①清潔なまちづくり

- i) 清潔な街並みの維持
- ii) ポイ捨て防止等
- iii) 空き地・空家の適正管理
- iv) ペットの適正飼育

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	管理課	A
	道路・街路樹・公園・公共施設等の適正管理	生活環境課 管理課 建設課 施設所管課	A
ii)	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	生活環境課	A
	一斉清掃の実施（海ごみゼロウィークの取組）	生活環境課	A
	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	生活環境課	A
	ポイ捨て防止などの対策の研究	生活環境課	A
	不法投棄対策の充実	生活環境課	A
iii)	空き地の適正管理	生活環境課	A
	空家対策計画の推進	都市計画課	A
iv)	ペットの飼い方等の意識啓発	健康課	A
	ペットの飼い方等に関する苦情対策	生活環境課 健康課	A

②快適で魅力あふれるまちづくり

i) 歩きやすい散策路などの整備

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	地区計画などを活かした良好な街並みづくり	都市計画課 区画整理推進室	A
	歩きやすい散策路、遊歩道等の整備	環境政策課 観光まちづくり推進課	A
	市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発	環境政策課 都市計画課	A

エネルギー環境分野

【「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としての位置付け】

この分野は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第19条第2項に基づき、「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に相当するものであり、平成26（2014）年度に策定した「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」の内容を見直して取りまとめました。

【二酸化炭素排出量の将来推計】

現状から新たな地球温暖化対策を行わないとした場合（現状趨勢（すうせい）ケース）の推計を行いました。令和12（2030）年度における二酸化炭素排出量は289.0千t-CO₂と推計され、平成30（2018）年度における二酸化炭素排出量から、7.0千t-CO₂の削減（-2.4%）となります。

【二酸化炭素排出量の削減目標】

令和12（2030）年度までに48.6%削減
（平成25（2013）年度比）

エネー1 省エネ・再エネの推進

【目標】

- 家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
- 市民等におけるグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
- 家庭や事業所に再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。
- 2050年カーボンニュートラルに向け、国や都と協力して温室効果ガスの削減の取組が推進されている。

① 家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

- i) 省エネ型活動の推進
- ii) 環境に配慮した消費行動の実践・奨励
- iii) 市の事務事業における取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	環境家計簿などの普及拡大	環境政策課	A
	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	環境フェスティバルの開催	環境政策課	A
ii)	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課 生活環境課	A
iii)	こまめな消灯などの省エネの推進（公共施設）	関係各課	A
	環境に配慮した消費行動の実践（公共施設）	関係各課	A
	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施	関係各課	A

② 建物・設備における省エネ・再エネの推進

- i) 再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入
- ii) 建物自体の省エネ化の推進
- iii) 公共施設等における取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	環境政策課	A
ii)	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
iii)	再生可能エネルギー設備・機器の導入	施設所管課	A
	省エネルギー設備・機器の導入（公共施設のLED化など）	建設課 施設営繕課	A
	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討	環境政策課 施設所管課	A

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

【目標】

- ・ エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている。
- ・ 公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。
- ・ 公用車に次世代自動車（主に電気自動車）の導入が推進されている。

① 自動車の燃料使用量の節減【重点】

- i) エコドライブの推進
- ii) 次世代自動車等の普及促進
- iii) 公用車における燃料使用量の節減

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	環境政策課	A
ii)	次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	次世代自動車の開発動向に対応した施策の充実（水素ステーションの設置研究など）	環境政策課	A
iii)	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	環境政策課	A
	職員を対象としたエコドライブの普及・推進を図る	総務課	A
	公用車に次世代自動車（主に電気自動車）を計画的に導入する	総務課 環境政策課	A

② 移動手段の転換等

- i) 移動手段の転換に伴う効果の周知
- ii) 公共交通機関の利便性向上
- iii) 自転車の利用拡大
- iv) 市の事務事業における移動手段の転換等

<施策・事業>

	施策・事業内容	担当課	令和5年度 評価
i)	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
ii)	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	企画政策課 総務課 環境政策課	A
iii)	必要に応じて駐輪場を整備する	地域防災課	A
	自転車の優遇方策の研究及び検討	環境政策課	A
	自転車の更なる有効活用方策の検討	環境政策課	A
iv)	徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する	総務課 環境政策課	A

エネー3 緑の活用

【目標】

- ・ 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の健全性が向上している。
- ・ 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・ 地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加【重点】

- i) 森林の保全
- ii) 森林の活用

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
ii)	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進	環境政策課	A
	カーボンオフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する	環境政策課	A

② 地球温暖化対策につながる地産地消の推進

- i) 農畜産物に関するもの

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	C

エネー4 気候変動への適応

【目標】

- ・ 市民・地域・市がそれぞれの役割を理解し、集中豪雨や大型台風に伴う土砂災害や浸水被害に対する備えが行われている。
- ・ 気温上昇による熱中症や感染症などの健康被害を最小限に抑制するための取組がされている。

① 気候変動適応に向けた取組

- i) 自然災害対策
- ii) 健康被害対策

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	ハザードマップにより、危険箇所や避難場所の周知徹底を図る	地域防災課	A
	自然災害に対する様々な備えについての普及・啓発を行う	地域防災課	A
	防災・安心地域委員会と連携した防災の取組の推進	地域防災課	A
ii)	熱中症予防の普及・啓発と注意喚起の取組を推進する	健康課	A
	クールシェア・ウォームシェアなどの普及・啓発	環境政策課	A
	室温の上昇を抑えるグリーンカーテンの普及・啓発	環境政策課	A

人の活動分野

人ー1 人材の育成

【目標】

- 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- 農林業の担い手や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- 各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。

① 次世代を担う子ども達の育成【重点】

- i) 小中学校における環境教育の継続
- ii) 様々な場面や場所における環境教育の継続・充実

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	小中学校における環境教育の推進	指導室	A
	小中学校における食育の推進	指導室 学校給食課	A
	小中学校で活用できる教材の作成	環境政策課	A
ii)	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	環境政策課	A
	森の子コレンジャー活動の継続	環境政策課	A
	菅生地区における森づくりを通じた環境教育の継続	環境政策課	F
	未就学児を対象とした環境教育の推進	環境政策課 保育課	A
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の推進	保育課	A
	小峰ビクターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	環境政策課	A

② 後継者の育成

- i) 担い手の育成や活用
- ii) 後継者育成

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	A
	農業の担い手の育成支援	農林課	A
ii)	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

③ 普及啓発の実施(イベントなど)

- i) 各種普及啓発の検討及び実施

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	リユースなどの普及啓発イベント（環境フェスティバル・スポーツごみ拾いなど）を実施する	環境政策課	A
	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	環境政策課 生活環境課	A
	生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	A
	食育の推進	農林課 学校給食課	A
	図書館における環境情報コーナーの充実	図書館	A

人ー2 協働体制の構築

【目標】

- 各推進主体や庁内関係部署が参画する環境施策に関連した組織が機能している。
- 様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

① 協働体制の整備【重点】

- i) 各種委員会等の運営
- ii) 活動団体への支援

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	環境委員会の運営	環境政策課	A
	生きもの会議の運営	環境政策課	A
ii)	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	環境政策課	A

② 協働の機会の創出

i) 市民が気軽に参加できる機会の創出

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和5年度 評価
i)	森林サポートレンジャーあきる野の継続	環境政策課	B
	森づくりにおける町内会・自治会などとの連携	環境政策課	A
	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	環境政策課 農林課	A
	企業や自治体との協働の森づくりの推進	農林課	A
	遊休農地の活用方法の検討・推進（担い手への農地集積、観光・体験農園）	農林課	A
	ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	A
	あきる野の農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	環境政策課	A
	アダプト制度の運用	管理課	A
	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	環境政策課	C
クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	環境政策課	A	

2 生物多様性あきる野戦略の施策の進捗状況

2-1 生物多様性あきる野戦略とは

1) 概要

市では、生物多様性基本法に基づき、平成26年9月に、生物多様性あきる野戦略を策定しました。

生物多様性あきる野戦略は、市の生物多様性の現状等をまとめるとともに、生物多様性の保全と活用に向けて、望ましい姿や施策の基本的方針、施策を進めるための仕組みの構築、各種取組の位置付けを示しています。また、環境基本計画の自然環境分野を担うとともに、同計画の生活環境分野やエネルギー環境分野、人の活動分野にも横断的に関わるものです。

生物多様性の保全と活用は、市のまちづくりや農林業施策、観光施策、教育などの様々な分野別計画に関連するため、本戦略は、「郷土の恵みの森構想」、「郷土の恵みの森づくり基本計画」と同様に、様々な分野別計画に横断的に関わるものとしています。

2) 望ましい姿

生物多様性あきる野戦略では、本戦略に示す施策や取組を推進し、生物多様性の保全や活用などが継続的に実施されている将来の状況を「望ましい姿」として示し、生物多様性に関わる主体が共有できるイメージとしています。

また、本戦略を意欲的に推進するため、対象期間（10年間）における達成すべき目標を基本戦略として設定しています。

【望ましい姿】

美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち

《基本戦略1》

生物多様性を保全する仕組みを構築します

《基本戦略2》

本市において保全が必要な種や場所の選定を進めます

《基本戦略3》

生物多様性を活用する際の配慮事項を定め、周知します

《基本戦略4》

生物多様性の課題を検討する仕組みを構築します

3) 施策の体系

本戦略では、生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指すべき方向性を基本方針として設定し、方針ごとに施策や取組をまとめています。また、施策の意義を分かりやすく示すため、キーワードとなる施策の柱を設定しています。

基本方針	施策の柱	施策（★は重点施策）
1 基礎情報の調査・収集	①知る・調べる	1 生物多様性の把握・モニタリングの継続
		2 保全・再生・活用すべき場所の抽出★
		3 生物多様性に関する情報の共有化
2 生物多様性に関する意識の醸成	②学ぶ・受け継ぐ	1 生物多様性の普及啓発
		2 次世代を担う子ども達の育成★
		3 後継者の育成
3 生物多様性の保全	③守る	1 生物多様性を保全する仕組みづくり★
		2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
		3 生態系の保全に向けた取組の推進
	④創る	1 恵み豊かな緑と水の創出★
		2 市街地における緑の創出
4 生物多様性の持続的な活用	⑤活かす	1 地産地消の推進
		2 生物多様性を活かした商品等の開発
		3 生物多様性を活かした観光振興★
5 推進主体間の協働体制の構築	⑥つながる	1 推進主体などによる協働体制の構築★
		2 協働の機会の創出★

※重点施策とは、基本戦略を達成する上で中心となる施策や本市の生物多様性における特徴に対応する施策など、より積極的に推進していく施策です。

2-2 施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

<凡例>

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

基本方針1 基礎情報の調査・収集

①知る・調べる

- ① - 1 生物多様性の把握・モニタリングの継続
- ① - 2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策1）
- ① - 3 生物多様性に関する情報の共有化

(1)生物多様性の把握・モニタリングの継続 :生物多様性あきる野戦略① - 1

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
各種調査の継続・実施に関するもの	自然環境調査の継続	環境政策課	A
	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	環境政策課	A
	河川の水質調査	生活環境課	A
	地下水汚染調査	生活環境課	A
	湧水調査	生活環境課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
調査結果の収集に関するもの	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
情報の集約に関するもの	各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	A
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

(2)保全・再生・活用すべき場所の抽出(重点施策1) :生物多様性あきる野戦略① - 2

<ゴール(目標とする到達点)>

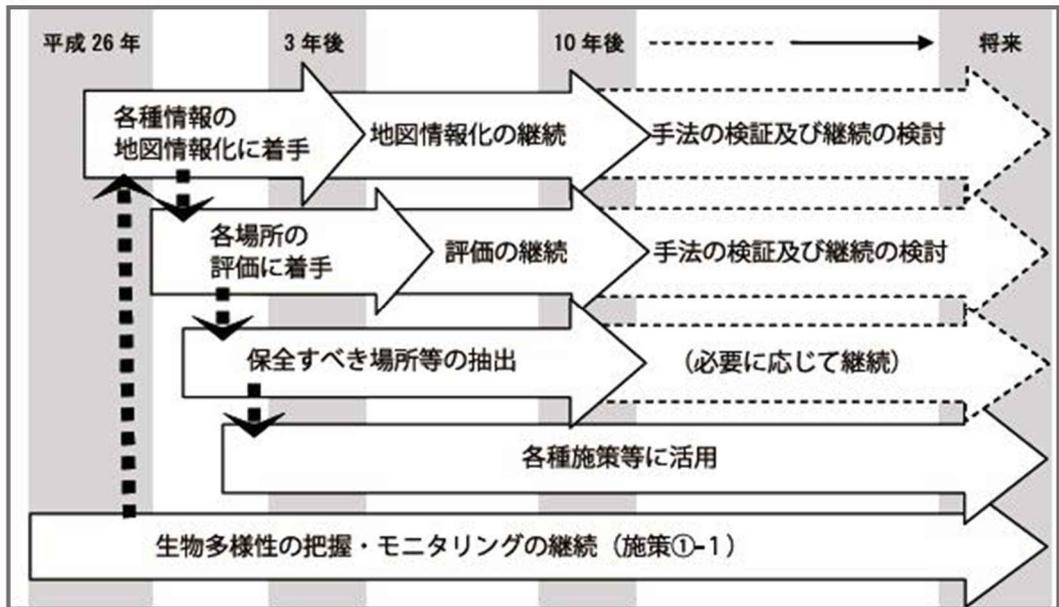
- 1 生物多様性の調査結果等の情報が地図化され、生物多様性の成因や状況などを把握している。
- 2 保全すべき場所、再生が必要な場所、活用が見込める場所の抽出を行うとともに、さらなる抽出の必要性について検討している。
- 3 1及び2の内容が各種施策等に活かされている。

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度評価
市内各所の評価に関するもの	各種情報の地図情報化	環境政策課	A
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	環境政策課 農林課*	A
保全等すべき場所の抽出に関するもの	保全・再生・活用すべき場所の抽出	環境政策課	A

※ 環境面からの機能評価は、環境政策の分野であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

<重点施策1のスケジュール>



(3) 生物多様性に関する情報の共有化 : 生物多様性あきる野戦略① - 3

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度評価
情報発信の方策に関するもの	各種リーフレットなどの作成・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	A
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	B
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
情報発信の内容に関するもの	森の魅力発信	環境政策課	A
	みどりの大切さの発信	環境政策課	A
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	A
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	環境政策課 生活環境課	A

基本方針2 生物多様性に関する意識の醸成

②学ぶ・受け継ぐ

- ② - 1 生物多様性の普及啓発
- ② - 2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策2）
- ② - 3 後継者の育成

(1) 生物多様性の普及啓発：生物多様性あきる野戦略② - 1

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
イベントの実施に関するもの	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	環境政策課 生活環境課	A
	生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	A
食育の推進に関するもの	食育の推進	農林課 健康課※1 指導室※2 学校給食課	A

※1 健康課が実施する食育の目標と環境基本計画の取組目標に相違があるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

※2 学習指導に伴う食育は、学校生活におけるものであり、家庭における食育への関与が困難であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

(2) 次世代を担う子ども達の育成（重点施策2）：生物多様性あきる野戦略② - 2

<ゴール（目標とする到達点）>

- 1 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着している。
- 2 本市の生物多様性を学ぶ教材を作成し、教育現場などで活用されている。
- 3 次世代を担う子ども達が育成されている。

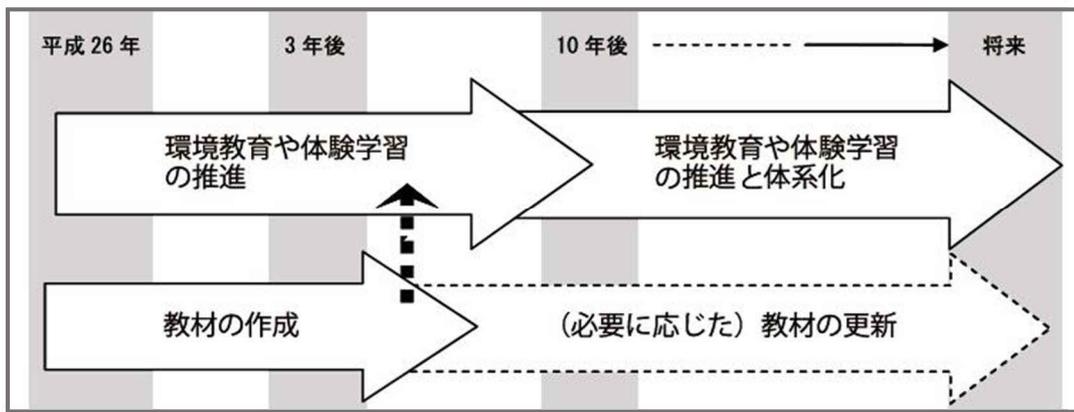
<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
小中学校に関するもの	小中学校における環境教育の継続	指導室	A
	食育の推進	指導室 学校給食課	A
	小中学校で活用できる教材の作成	環境政策課	A
その他の場所に関するもの	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	環境政策課	A
	森の子コレンジャー活動の継続	環境政策課	A

取組		市の所管課等	令和5年度評価
その他の場所に関するもの	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	環境政策課	F
	子どもの水辺事業の推進	生涯学習推進課	第二次環境基本計画から削除※
	未就学児を対象とした環境教育の継続	環境政策課 保育課	A
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	保育課	A
	小峰ビクターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	環境政策課	A

※ 当該事業は市民団体が実施主体であり、市が主体となる施策ではないため、削除

<重点施策2のスケジュール>



(3)後継者の育成 : 生物多様性あきる野戦略② - 3

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度評価
担い手の育成・活用に関するもの	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	A
後継者育成に関するもの	農業後継者の育成支援	農林課	A
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

基本方針3 生物多様性の保全

③守る

- ③ - 1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）
- ③ - 2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
- ③ - 3 生態系の保全に向けた取組の推進

(1) 生物多様性を保全する仕組みづくり(重点施策3) : 生物多様性あきる野戦略③ - 1

<ゴール(目標とする到達点)>

- 1 「(仮称) 生物多様性保全条例」を制定し、市内外に周知・定着を図っている。
- 2 希少種が存在するなど、保全が必要な地区の保全区域化が進んでいる。
- 3 保全すべき種を選定し、定期的な見直しを行う仕組みを構築している。
- 4 カントリーコードを設定し、市内外に発信している。

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
規制の策定などに関するもの	(仮称) 生物多様性保全条例の制定	環境政策課	改訂版から削除 ^{※1}
	市民・観光客向けカントリーコードの設定	環境政策課	B
	あきる野市版レッドリストの作成	環境政策課	A
区域の指定などに関するもの	生物多様性保全区域の指定	環境政策課	B
	必要な都市計画の見直し	都市計画課	第二次環境基本計画から削除 ^{※2}
	重要地域の公有地化	環境政策課	A
	保存緑地の指定	環境政策課	A
財源の確保に関するもの	文化財の指定・保護	生涯学習推進課	A
	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	環境政策課	改訂版から削除 ^{※3}
	生物多様性保全基金の創出の検討	環境政策課	改訂版から削除 ^{※4}
	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	環境政策課	改訂版から削除 ^{※5}

※1 制定が終了したため、削除

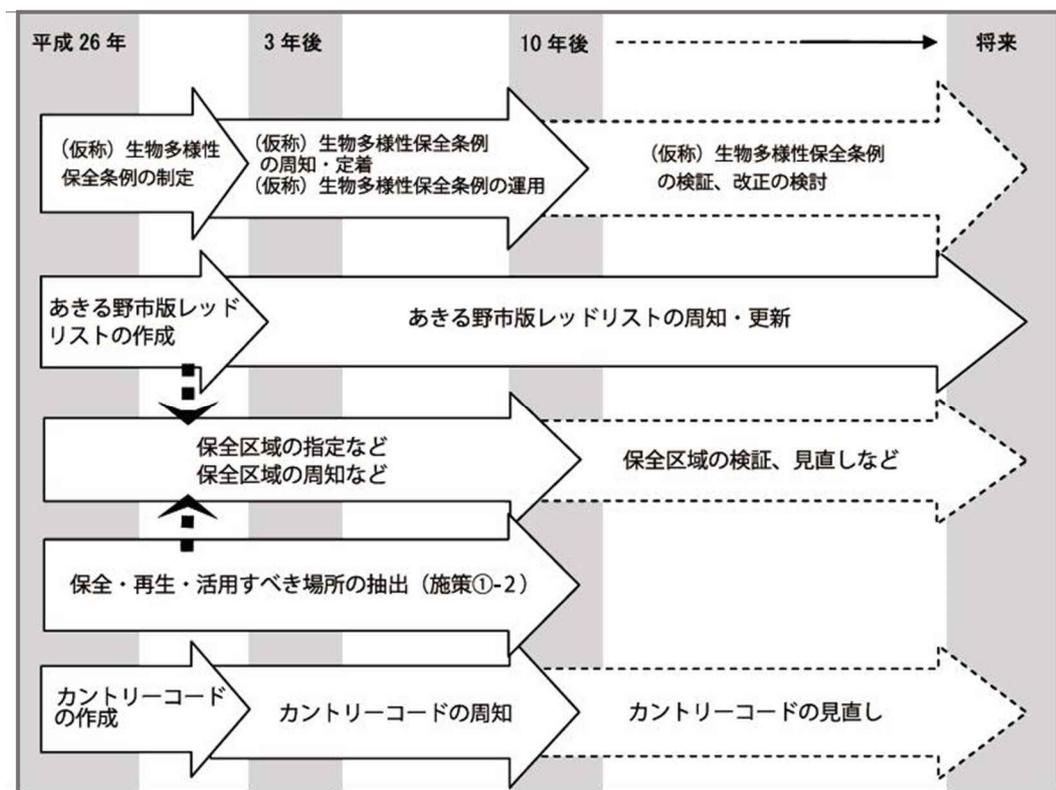
※2 都市計画の見直しは、総合的な視点から行うべきものであり、自然環境のみに特化した見直しを行うものではないため、削除

※3 環境保全基金として統合され、計画的に環境保全（金比羅山整備など）に運用されているため、削除

※4 環境保全基金に統合されているため、削除

※5 調査・情報収集を行ったが本市では難しいため、削除

<重点施策3のスケジュール>



(2)有害鳥獣対策及び外来種対策の推進 : 生物多様性あきる野戦略③ - 2

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
有害鳥獣対策及び 外来種対策に関するもの	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
有害鳥獣対策に関するもの	有害鳥獣対策の実施	農林課	A
外来種対策に関するもの	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	環境政策課	A
	特定外来生物対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	A
	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	環境政策課	A

(3)生態系の保全に向けた取組の推進 :生物多様性あきる野戦略③ - 3

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
総合的な緑地の保全や緑化の推進に関するもの	緑の基本計画の改定	都市計画課	改訂版から削除※1
森林に関するもの	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
里山に関するもの	(里山における)モデル地区での保安全管理活動の実践(横沢入里山保全地域など)	環境政策課	A
	里山の保全策の検討	環境政策課	A
農地に関するもの	農地の適正管理と活用(生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討(遊休農地の活用ほか))	農林課 都市計画課	A
河川に関するもの	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 管理課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
	事業所排水対策(水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施)の継続	生活環境課	A
	生活排水対策(下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施)の継続	管理課	A
地下水・湧き水に関するもの	地下水保全対策の継続(揚水規制)	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策(湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進)の継続	生活環境課 都市計画課	A
崖線に関するもの	崖線地区の保全	地域防災課※2 環境政策課 都市計画課	A

※1 改定の予定がないため、削除

※2 地域防災課における崖線地区の保全は、防災が主目的であり、生態系の保全に特化したものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

③ 創る

- ④ - 1 恵み豊かな緑と水の創出(重点施策4)
- ④ - 2 市街地における緑の創出

(1)恵み豊かな緑と水の創出(重点施策4) :生物多様性あきる野戦略④ - 1

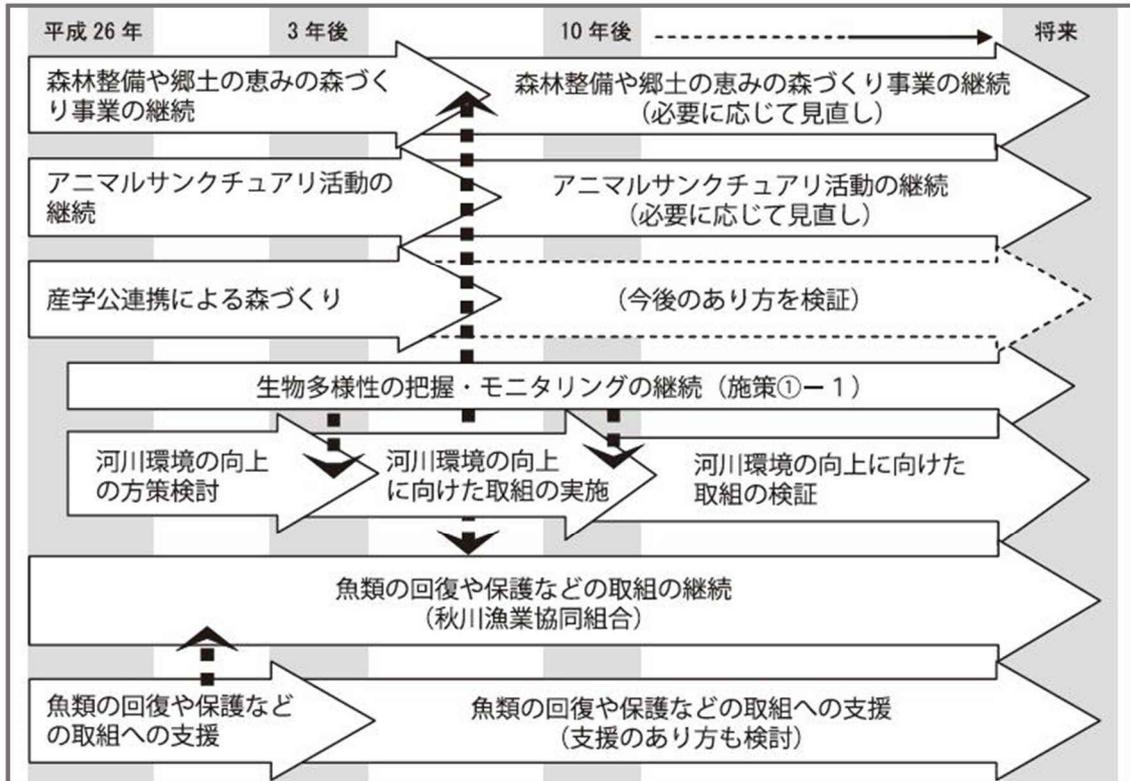
<ゴール(目標とする到達点)>

- 1 森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」により、森林の生物多様性が向上している。
- 2 秋川の河川環境が向上している。
- 3 「江戸前アユ」が復活するとともに、ヤマメ等の魚類が豊富に生息している。

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
森林に関するもの	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	アニマルサンクチュアリ活動	環境政策課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
魅力あふれる川づくりに関するもの	河川環境の維持・向上	環境政策課 管理課	A
	魚道の整備	農林課	A
	魚類が産卵しやすい川づくり	農林課	A
	稚魚の放流	農林課	A
	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	農林課	A
	河川環境の向上についての検討	環境政策課	B

<重点施策4のスケジュール>



(2)市街地における緑の創出 : 生物多様性あきる野戦略④ - 2

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
公共施設などの緑化に関するもの	公共における生物多様性に配慮した緑の充実(公共施設や公園、街路樹の適正管理)	関係各課	A
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大(公共施設や公園、街路樹の拡大)	関係各課	A
市街地の緑化に関するもの	緑化の推進(工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱)	環境政策課 都市計画課	A
	住宅地等の緑化の推進	環境政策課	A
崖線の緑に関するもの	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A



基本方針4 生物多様性の持続的な活用

⑤活かす

- ⑤ - 1 地産地消の推進
- ⑤ - 2 生物多様性を活かした商品等の開発
- ⑤ - 3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）

（1）地産地消の推進：生物多様性あきる野戦略⑤ - 1

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
農畜産物に関するもの	地産地消型農業の推進	農林課	A
	農畜産物などの地産地消の推進	農林課	改訂版から削除 ^{※1}
地元産材に関するもの	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設所管課	B

※1 地産地消型農業の推進に統合されているため、削除

（2）生物多様性を活かした商品等の開発：生物多様性あきる野戦略⑤ - 2

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
ブランド開発などに関するもの	「秋川溪谷物語」ブランドの普施設所管課及拡大	商工振興課	A
	「秋川溪谷」のブランド化の推進	観光まちづくり推進課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 商工振興課	A

（3）生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）：生物多様性あきる野戦略⑤ - 3

<ゴール（目標とする到達点）>

- 1 観光振興による地域活性化が進められている。
- 2 「東京のふるさと あきる野」のイメージが定着している。
- 3 観光客等のニーズに応じたコンテンツが体系化されている。
- 4 日本ジオパーク認定やジオパークの維持に関する取組が市全体で定着している。
- 5 日本ジオパークに認定されている。

<施策・事業>

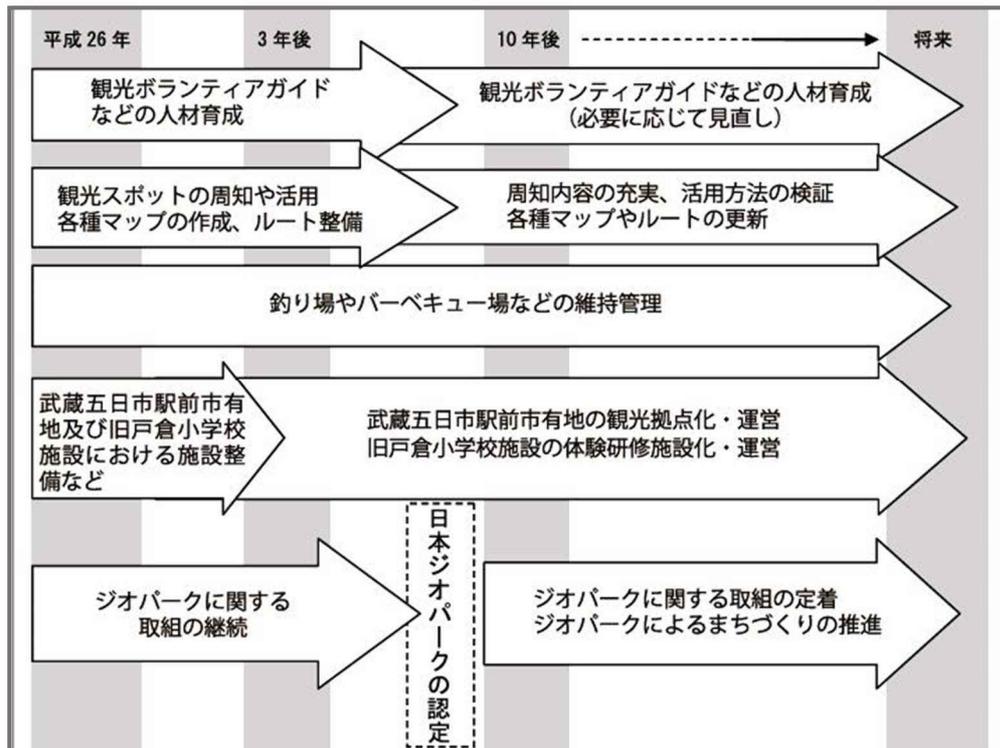
取組		市の所管課等	令和5年度評価
ジオパークに関するもの	秋川流域ジオパーク構想の推進	観光まちづくり推進課	改訂版から削除※1
観光拠点等の整備に関するもの	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	観光まちづくり推進課	A
	旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	観光まちづくり推進課	A
観光ルートの設定に関するもの	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	環境政策課 観光まちづくり推進課	A
	各種マップの作成	観光まちづくり推進課	A
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	環境政策課	A
	観光ボランティアガイドの育成	観光まちづくり推進課	A
	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	観光まちづくり推進課	A
親水に関するもの	釣りなどのレジャーへの活用	観光まちづくり推進課	A
	遊漁券の発行	（秋川漁業協同組合）	第二次環境基本計画から削除※2
	バーベキュー場の維持管理	観光まちづくり推進課	A
農業体験に関するもの	農業体験の指導者の育成	農林課	第二次環境基本計画から削除※3

※1 事業が終了したため、削除

※2 事業として有効ではあるものの、市が行う事業ではないため、削除

※3 農業体験用の指導者を育成する事業がないため、削除

<重点施策5のスケジュール>



基本方針5 推進主体間の協働体制の構築

⑥つながる

- ⑥ - 1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策6）
- ⑥ - 2 協働の機会の創出（重点施策7）

(1) 推進主体などによる協働体制の構築(重点施策6) : 生物多様性あきる野戦略⑥ - 1

<ゴール(目標とする到達点)>

- 1 推進主体等による新たな組織「(仮称) あきる野生きもの会議」が機能している。
- 2 庁内横断組織が機能している。
- 3 市内活動団体のネットワークが構築され、情報共有の仕組みができています。

<施策・事業>

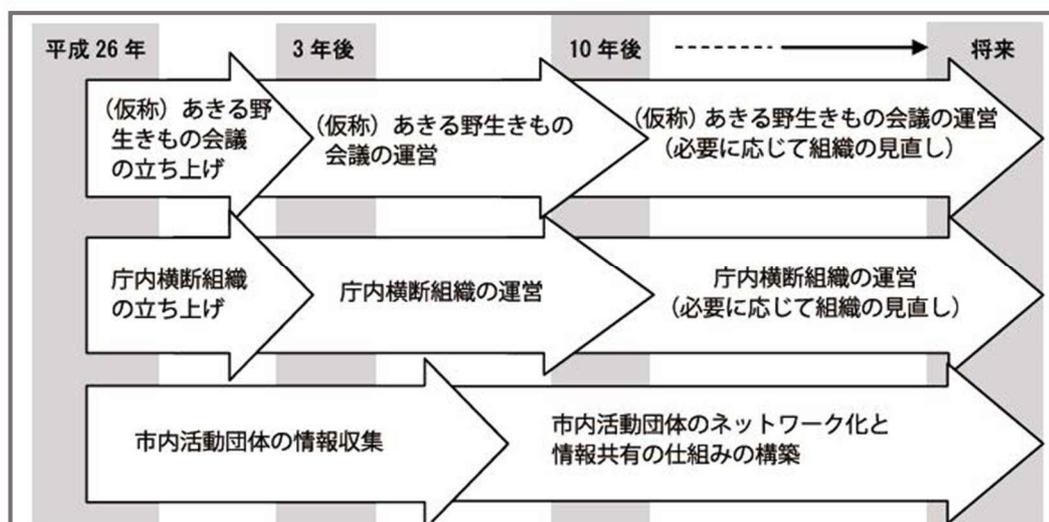
取組		市の所管課等	令和5年度評価
協働体制の整備に関するもの	市民・事業者・市などによる組織の設置	環境政策課	A
	庁内横断組織の設置	環境政策課	第二次環境基本計画から削除 ^{※1}
	人が集まり情報交換・発信するための場の創出	環境政策課	改訂版から削除 ^{※2}
	活動団体の情報収集と共有化の推進	環境政策課	改訂版から削除 ^{※3}
活動団体への支援に関するもの	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	環境政策課	A

※1 第二次環境基本計画策定以前に、生物多様性推進委員会を設置し、取組が完了したため、削除

※2 自然環境分野「基礎情報の調査・収集」に統合されているため、削除

※3 自然環境分野「基礎情報の調査・収集」に統合されているため、削除

<重点施策6のスケジュール>



(2)協働の機会の創出(重点施策7) :生物多様性あきる野戦略⑥ - 2

<ゴール(目標とする到達点)>

- 1 協働の機会の紹介など、多様な主体の参画・参加を促す仕組みが構築されている。
- 2 参画・参加が可能な生物多様性の取組が認識されている。
- 3 多くの市民・事業者が生物多様性の保全等に関する取組に参画・参加している。

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和5年度 評価
全般に関するもの	環境委員会の運営	環境政策課	A
	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	観光まちづくり推進課	改訂版から削除 ※1
森づくりに関するもの	森林サポートレンジャーあきる野の継続	環境政策課	B
	森づくりに関する町内会・自治会などの連携	環境政策課	A
	市民参加の森づくり事業の推進(ボランティアの育成・活用の仕組みづくり)	環境政策課 農林課	A
	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	環境政策課	改訂版から削除 ※2
里山に関するもの	横沢入里山保全地域運営協議会への参画	環境政策課	第二次環境基本計画から削除 ※3
農地に関するもの	遊休農地の活用方法の検討・推進(市民、学校農園)	農林課 指導室※4	A
	ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	A
	農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
河川に関するもの	流域の一体的な保全(平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理)	環境政策課	A
市街地の緑などに関するもの	アダプト制度の運用	管理課	A

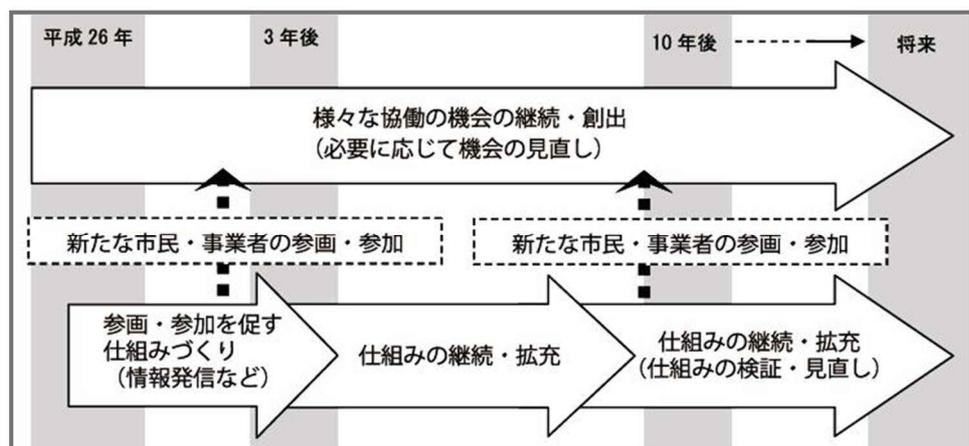
※1 事業が終了したため、削除

※2 協議会が解散したため、削除

※3 横沢入里山保全地域の保全等は、都からの受託事業であり、市が主体的に行うものではないため、削除

※4 学校農園は遊休農地の活用の事例であり、指導室として遊休農地の活用方法の検討・推進を行うものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

<重点施策7のスケジュール>



3 あきる野市環境委員会からの意見

環境委員会では、自然環境、生活環境、エネルギー環境、人の活動の4分野のグループに分かれ、環境基本計画、生物多様性あきる野戦略、あきる野市地球温暖化対策地域推進計画の施策の進捗状況について点検評価を行っています。ここに、環境委員会から提出された意見を取りまとめ、掲載します。

3-1 「第二次あきる野市環境基本計画」「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」に期待すること

<p>都市化が進む時代の中でも、豊かな自然を保ちながら潤いのある市民生活ができることを望む。そのために、市民が自然環境への興味や保全する意識を高められるような施策・事業の展開を期待する。</p>
<p>生物多様性については、レッドリストの公表や水田の公有化・保全など取組が行われているが、平井川の水質が悪いことから「豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ」の方針に従って何らかの具体的な施策の立案、実施を期待したい。</p>
<p>年々資源集団回収をする団体が減っているが、資源集団回収は、ごみの減量及び再資源化の維持だけでなく、集団回収をする団体にとっても奨励金の交付などのメリットがある。通常のごみ収集で資源回収があるにも関わらず、町内会・自治会等で資源回収をしていることについて理解している市民ばかりではないことから、通常のごみ収集との差別化を分かりやすく提示し、資源集団回収を推進することを期待する。</p>
<p>近年クマの目撃情報が頻繁している。この状況に対し、自然環境分野からの対策は講じられているが、生活環境分野からの対策も出来るのではないか。ごみの出し方や生ごみの処理方法など、クマ対策として有効な手段の周知を期待する。</p>
<p>そもそも基本計画や戦略、白書をつくることの意味は何なのか。生活環境分野にとどまらない内容だが、それらの存在を知らない市民が多いため、認知度向上における項目を作ることを要望する。</p>
<p>地球温暖化対策の着実な実行には、あきる野市のリーダーシップが必須であるため、秋川渓谷瀬音の湯をはじめとする市の施設が先頭を切ってバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に導入することを要望する。</p>
<p>地球温暖化対策に向けた施策において、再生可能エネルギーの導入などに東京都から様々な補助金などがあるが、市民への浸透がなされていないと思われる。東京都の補助金は内容が多過ぎてわかりにくいいため、活用促進に向けて説明会の開催などを含め、様々な角度からわかりやすく市民に向けて発信されたい。</p>
<p>第二次あきる野市環境基本計画の事業計画を着実に実施するためには、長期的なロードマップや単年度での明確な目標を持って取り組むことを期待する。</p>
<p>第三次計画について、早急に対応されたい。</p>

3-2 環境委員会として推進していく施策・事業、市民協働で担う役割

市内の自然環境に起こる諸問題は、毎年様々ある。状況に応じた対応策が速やかに実行されていくよう、委員会からも声をあげていきたい。

現在環境委員会として行っている「知る」活動は、環境委員として見聞を広めるために行っているが、それを市民向けに行っていききたい。その際は事務局の負担を減らすために、委員自らが企画の立案を行っていききたい。

環境基本計画の事業計画が着実に実施できる目標の設定について、環境委員も交えた検討と設定の相談をしたい。

会議の活性化と質の向上を目指し、ファシリテーション技術を踏まえた会議進行の導入や、環境委員と職員のトレーニング機会の紹介や設定をしたい。

「知る」活動を拡大し、自然、環境、SDGs の多様な知識と有り様や広がりについて、環境委員として学び、より充実した活動につながる場づくりを進めたい。
なおその際に考えられるテーマとして、「補助金」「国立公園」「再生可能エネルギー」「生物多様性」など、環境委員の活動に直結する、多様な知るべき課題としたい。

環境フェスティバルで市民団体表彰を実施しているが、市民が自主的に行っている環境に対する活動や美化活動が多々あり、市民協働と言う意味も含め、環境に対しての表彰のあり方など、検討されるよう要望する。

資料編

1 施策の進捗状況調査結果

【評価の基準】
 S: 予定以上に実施した
 A: 予定どおりに実施した
 B: 実施しているが、予定どおりに実施できなかった
 C: 実施していない
 F: 完了

この調査票は、第二次あきる野市環境基本計画とそれに対応する分野別計画（生物多様性あきる野戦略）の実績及び評価を示しています。

※ 第二次あきる野市環境基本計画は、分野別計画を包含するつくりとなっているため、1つの調査票で調査をしています。

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略	令和5年度			担当課			
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
自然環境	自1-1 基礎情報の調査・収集	一般	① 生物多様性の把握・モニタリングの継続	i) 各種調査の継続・実施	自1	自然環境調査の継続 自然環境調査の継続	・年間を通じて自然環境調査部会への業務委託により自然環境調査を実施した。 ・自然環境調査部会委員1人を新規に追加し、体制の強化を図った。	A	A	環境政策課 (環境政策係)	
					自2	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続 森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	森林レンジャーあきる野により、市内の森林において、植物、脊椎動物等の分布調査や生息調査を継続して行った。これにより、これまでに植物では185種、動物では合計145種（哺乳類5種類、鳥類70種類、爬虫類11種類、両生類11種類、魚類10種類、昆虫38種類）の絶滅危惧種を確認した。 ※植物：東京都レッドデータブック2023年版、植物あきる野市版レッドリスト、環境省レッドリストによる。 ※動物：動物あきる野市版レッドリスト、東京都レッドデータブック2023年版（西多摩ランク、または本土ランク）、環境省レッドリスト2018による。	A	A	環境政策課 (環境の森推進係)	
					自3	専門機関等との連携による調査の検討 専門機関等との連携による調査の検討	あきる野市版レッドリスト（昆虫）の作成において、市内で生物調査を行う団体等と連携を図った。	A	A	環境政策課 (環境政策係)	
				ii) 調査結果の収集	自4	市民などによる調査の結果の収集 市民などによる調査の結果の収集	市民から特定の生物の目撃情報を募り、分布調査や外来種対策に活用した（アライグマ・ハクビシン（不明含む）63件、シカ12件、その他哺乳類36件、鳥類7件、カエル類3件、ヘビ類18件、カメ3件、クビアカツヤカミキリ145件。※受付数のため、誤認等も含む。）。	A	A	環境政策課 (環境政策係)	
					iii) 情報の集約	自5	生物多様性に関する各種情報の整理・集約 各種情報の整理・集約	・外来生物であるアライグマ・ハクビシンの捕獲状況及びクビアカツヤカミキリの成虫及び被害木の目撃情報を整理し、分布状況を把握した。 ・あきる野市版レッドリストの作成に向け、市内に生息する昆虫の情報の整理・集約を行った。	A	A	環境政策課 (環境政策係)
						自6	生物目録の作成・更新 生物目録の作成・更新	あきる野市版レッドリスト（昆虫）の作成過程で、市内に生育する希少な昆虫の目録作成のため、作業を開始した。 ※ 生物目録は、あきる野市版レッドリストの作成過程で作成し、その後、レッドリストの更新過程で更新される仕組みとなっている（平成29年度実績）。	A	A	環境政策課 (環境政策係)

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課				
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価					
								担当		全体			
自然環境	自1-1 基礎情報の調査・収集	一般	① 生物多様性の把握・モニタリングの継続	iii) 情報の集約	自7	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究又は保護活動について情報収集し、関連団体や個人へ周知及び協力の呼び掛けを行った。 ・市民等から、生物の調査・研究に関して知見の提供を求められた場合には、自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野を紹介するなどして支援を行った。 ・クビアカツヤカミキリ被害地を研究機関や企業等に試験地として提供することで、同種の調査の進展に寄与した。 	A	A	環境政策課（環境政策係）		
					重点	② 保全・再生・活用すべき場所の調査	i) 市内各所の評価の実施	自8	各種情報の地図情報化及び更新	各種情報の地図情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による生息・生育情報の収集を継続した。 ・クビアカツヤカミキリの生息情報について、被害情報を基に被害分布図を作成した。 ・アライグマ、ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、希少野生植物について、目視での記入による分布図を作成した（ブルーマップへの書込み）。 	A	A
		自9	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）				<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による調査を継続し、生物の生息・生育情報を収集した。 ・あきる野市生物多様性保全条例の運用及びあきる野市版レッドリストの作成過程を通じて、保護すべき区域の情報を収集し、1件の候補地について調査と評価を行った。 ・工事等に伴い、関係機関からの依頼を受け、実施箇所の調査と評価を行った。 	A	A	環境政策課（環境政策係）		
		ii) すべき保全場所等	自10	保全・再生・活用すべき場所の抽出				保全・再生・活用すべき場所の抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による調査を継続し、生物の生息・生育情報を収集した。 ・保全等をすべき区域の候補地1か所について、保全の方法等を検討した。 ・保護すべき場所の抽出根拠となる希少種を定めるために、あきる野市版レッドリスト（昆虫）の作成に向け作業を開始した。 	A	A	環境政策課（環境政策係）	
		j) 様々な方策による情報発信	自11	各種リーフレットの作成（更新）・公開				各種リーフレットなどの作成・公開	<ul style="list-style-type: none"> ・あきる野市生物多様性保全条例のリーフレット及び知って守ろうあきる野の自然のリーフレットを、窓口等で配布した（配布枚数は不明）。 ・哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類、植物のあきる野市版レッドリストをリーフレットに準ずる資料として市ホームページで公開した。 	A	A	環境政策課（環境政策係）	
			自12	水と緑のマップの充実			水と緑のマップの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・あきる野市版レッドリストの作成過程において、希少種の情報公開について検討した。 ・クビアカツヤカミキリの被害分布マップを作成し、市ホームページ上で公開した。 ・アライグマ、ハクビシンの捕獲分布マップを作成し、市ホームページ上で公開した。 	A	A	環境政策課（環境政策係）		
			自13	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）			生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	講演会は実施していないが、環境フェスティバル、あきる野市産業祭、自然体験事業、里山保全担い手養成講座等で生物多様性に係る情報発信、啓発等を行った。	B	B	環境政策課（環境政策係）		
			一般	③ 生物多様性に関する情報の共有化									

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課					
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業		事業	実績	評価							
							担当	全体						
自然環境	自1-1 基礎情報の調査・収集	一般	③生物多様性に関する情報の共有化	i) 様々な情報発信による情報発信	自14	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	<ul style="list-style-type: none"> 外来種（アライグマ、ハクビシン）の対策について、これらの特徴や影響、わなの貸出し及び捕獲分布図などを掲載したページの内容を更新した。 外来種（オオキンケイギク、オオブタクサ、クビアカツヤカミキリ）の対策について、これらの特徴や影響、駆除の方法等の掲載を継続するとともに、クビアカツヤカミキリによる被害分布について更新した。 令和5年6月から新たに条件付特定外来生物となったアカミミガメ及びアメリカザリガニについて、規制内容等の掲載を開始した。 	A	A	環境政策課（環境政策係）			
					自15	森の魅力やみどりの大切さの発信	森の魅力発信	広報及び市ホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を9回掲載、森林レンジャーあきる野新聞を8回発行し、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信した。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）			
							みどりの大切さの発信	<ul style="list-style-type: none"> 広報及びホームページでの啓発によるグリーンカーテンの普及啓発を通じて、みどりの大切さを発信した。 広報等への保存緑地と公開緑地の指定制度の掲載を通じて、みどりの大切さを発信した。 	A		環境政策課（環境政策係）			
					自16	農地の環境面からの機能の発信	農地の環境面からの機能の発信	市内のほ場を巡り、農作物（花、長ネギ、ブチヴェール、イチゴ）の収穫体験を行う「第12回あきる野農を知り隊」を実施した（令和6年2月17日実施、参加者：21人）。	A	A	農林課			
				自17	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市産業祭にて生物多様性について周知啓発を行った。 広報等への外来種（アライグマ、ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク、オオブタクサ）が生態系に及ぼす影響等の掲載を通じて、生物多様性の概念等について発信した。 令和5年6月にアメリカザリガニ及びアカミミガメが条件付特定外来生物に指定されたことから、新たに広報・ホームページ、イベント等での周知啓発を開始した。 	A	A	環境政策課（環境政策係）				
						生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	ホームページで湧き水の重要性を発信した。	A		生活環境課（生活環境係）				
				自18	生物多様性保全区域の指定の検討	生物多様性保全区域の指定	生物多様性保全区域の指定に向けて、希少な両生類が息できるような水田1か所の保全に向けて整備等を行ったが、希少種の定着には至らなかった。	B	B	環境政策課（環境政策係）				
				多自1-2 多様な生物の保全	重点	①生物多様性保全の推進	i) 区域指定							

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略	令和5年度	評価		担当課				
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	担当	全体					
						自然環境	自1-2 生物多様性の保全		重点	① 生物多様性保全の推進	i) 区域指定など	自19 市民・観光客向けカントリーコードの設定
自20 重要地域の公有地化	重要地域の公有地化	両生類等の希少な動植物が多数生息・生育する水田1か所の保全に向けて、関係者との調整を進めたが、公有地化には至らなかった。	A	A	環境政策課 (環境政策係)							
自21 保存緑地の指定	保存緑地の指定	○保存緑地指定件数等 ・樹木：154本 ・樹林地：4か所（10,833㎡） ・公開緑地：1か所（14,593㎡） ・屋敷林：1宅地（20本）	A	A	環境政策課 (環境政策係)							
自22 文化財の保護	文化財の指定・保護	市指定天然記念物の現地調査を1件行った。	A	A	生涯学習推進課							
ii) 保存する種の選定	自23 あきる野市版レッドリストの作成	あきる野市版レッドリストの作成	あきる野市版レッドリスト（昆虫）の作成に向け、作業を開始した。（会議回数：1回、ライトトラップ調査：3回）	A	A			環境政策課 (環境政策係)				
	自24 指定種の指定の検討	-	生きもの会議の開催がなかったため、検討を行わなかった。	C	C			環境政策課 (環境政策係)				
一般	② 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	i) 有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化	自25 効率的かつ効果的な手法の検討・実施	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	野生鳥獣への組織体制の検討については、当面の間は現状どおりが適当であるとの結論から、環境政策課と農林課で必要に応じて相互に連絡をとり合いながら効率的な実施に努めた。			A			A	環境政策課 (環境政策係)
					あきる野の農と生態系を守り隊・役員会などにおいて、情報の交換、効果的な手法の検討を行った。			A			農林課	

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
自然環境	自12 生物多様性の保全	一般	②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	ii) 有害鳥獣対策の継続・拡大	自26 有害鳥獣対策の実施	有害鳥獣対策の実施	年間を通じて、東京都五日市地区猟友会に委託を行った。	A	A	農林課
				自27 外来種対策の実施	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	市民からの目撃情報等を活かし、アライグマ・ハクビシンの対策を継続した。 捕獲頭数 アライグマ56頭、ハクビシン12頭	A	A	環境政策課（環境政策係）	
				自28 外来種対策の拡大・強化の検討	外来種対策の拡大・強化の検討	・アライグマ、ハクビシンについて、市民から目撃情報を募り、捕獲の呼び掛けなどの対策を行った。 ・オオブタクサについては、市民からの情報を募った。	A	A	環境政策課（環境政策係）	
				iii) 外来種対策の継続・拡大	自29 特定外来生物対策（アライグマ・クビアカツヤカミキリ等）の実施	特定外来生物対策の実施	・アライグマ、クビアカツヤカミキリについて、市民等から目撃情報を募り、捕獲や駆除の呼び掛けなどの対策を行った（アライグマの捕獲：56頭、クビアカツヤカミキリの駆除：約850匹※幼虫含む）。 ・オオキンケイギクの駆除を実施した。 ・クビアカツヤカミキリによる被害の大きい区域において、日本農薬（株）との連携により、駆除を実施した。 ・クビアカツヤカミキリによる被害を受けた樹木の防除・伐採に対する補助制度を開始した（補助件数 防除：0件、伐採：5件） ・令和5年6月に新たに条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニ及びアカミミガメの生息場所の情報提供の呼びかけを行った。 ・アメリカザリガニについて、市民参加型の駆除活動（8月）及びわな設置による駆除活動を実施した。 ・アカミミガメ捕獲用わなの設置を行った（捕獲実績0匹）。	A	A	環境政策課（環境政策係）
				自30 国及び東京都等と連携した特定外来種対策の推進	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	・アライグマ・ハクビシンの対策については、先進自治体として、本市の担当課長が東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会に委員として参画している。 ・担当職員については、東京都が主催するアライグマ・ハクビシン対策技術講習会等に参加し、アライグマ・ハクビシンの生態等について講義を受けた。 東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会参画回数：0回 アライグマ・ハクビシン対策自治体意見交換会参加回数：0回 アライグマ・ハクビシン対策技術講習会参加回数：2回 ・東京都の実施するクビアカツヤカミキリ対策現地講習会に参加し、研究機関や東京都、他市区町村と被害状況について情報交換を行った。 ・クビアカツヤカミキリについて周辺市町村に当市の被害状況等について情報提供を行った。 ・東京都が実施するアカミミガメ防除対策講習会に参加し、アカミミガメの生態等について講義を受けるとともに、捕獲用罟の作成方法を学んだ。	A	A	環境政策課（環境政策係）	

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
自然環境	自12 生物多様性の保全	一般	③生態系の保全に向けた取組の推進	i) 森林に関する取組	自31 郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	郷土の恵みの森づくり事業の推進	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和5年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の8事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、関係団体との合意書に基づく森づくりが進められており、持続可能な里山づくりに取り組んだ。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）	
							自32 森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A
					自33 森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	森林保全・活用のための整備の推進	生物多様性地域連携保全活動計画に基づき、町内会・自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和5年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の8事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、関係団体との合意書に基づく森づくりが進められており、持続可能な里山づくりに取り組んだ。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）	
							森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐54.90ha、枝打ち7.09ha、伐採9.39ha）。	A		農林課	
					ii) 里山に関する取組	自34 里山での保全管理活動の実践	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（横入里山保全地域など）	菅生大沢地区では、関係団体、地元町内会等と意見交換会を行い、豊かな里山へ再生するための活動内容を検討し、樹木の植栽、草刈等を実施した。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）
						自35 里山の保全策の検討	里山の保全策の検討	菅生大沢地区では、関係団体、地元町内会等と意見交換会を行い、豊かな里山へ再生するための活動内容を検討し、樹木の植栽、草刈等を実施した。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）
				iii) 農地に関する取組	自36 農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、担い手への農地集積、観光・体験農園の検討（遊休農地の活用ほか））	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	認定農業者、新規就農者を中心に新規・更新を含め、36件：40,274㎡の農地の集積を行った。	A	A	農林課	
							生産緑地制度（特定生産緑地指定の手続き）の適正な運用を行い、良好な都市環境の形成に努めた。	A		都市計画課（R6～都市政策課）	

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業		事業	実績	評価			
							担当	全体		
自然環境	自12 生物多様性の保全	一般	③生態系の保全に向けた取組の推進	iv) 河川に関する取組	自37 河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	生活環境課 (生活環境係)
						平井川を自然をを活かした地域に息づく親しめる川にするために、情報交換等を行う「平井川流域連絡会」に参画している。	A	管理課 (R6～建設課)		
					自38 清流保全協力員活動の継続	清流保全協力員活動の継続	令和5年度から関心のある市民にも更に多く関わってもらうため、選出区分等を変更し、市民公募を3枠増加した。 清流保全協力員主催の市民参加型のごみ拾いイベントを初めて実施した。	A	A	生活環境課 (生活環境係)
					自39 地下水保全対策の継続(揚水規制)	地下水保全対策の継続(揚水規制)	新規に揚水施設を設置する際には、基準を遵守するように指導した。 既に設置している事業所等からは揚水量の報告を提出させ、確認を行った。 地下水揚水量報告件数：17件	A	A	生活環境課 (生活環境係)
							秋留台かん水組合より年間揚水量(2,260m ³)を報告させ、規制値の遵守を確認した。	A		農林課
					自40 湧水保全対策(湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進)の継続	湧水保全対策(湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進)の継続	ホームページにて湧水の保全について周知を行った。	A	A	生活環境課 (生活環境係)
				「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置を指導した。			A	都市計画課 (R6～住宅政策課)		
				自41 崖線地区の保全	崖線地区の保全	<ul style="list-style-type: none"> 崖線緑地の保存緑地指定を継続している。また、広報等で新たな保存緑地の指定希望を募ったが、新たな保存緑地の指定には至らなかった。 崖線緑地における保存緑地指定か所数：3か所 崖線地区における開発抑制を継続している。(令和5年度は相談実績なし) 	A	A	環境政策課 (環境政策係)	
						崖線地区における開発抑制を継続している。(令和5年度は相談実績なし)	A		都市計画課 (R6～住宅政策課)	

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
自然環境	自13 生物多様性の創出	一般	① 恵み豊かな緑と水の創出 i) 森林に関する取組	自42	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出） <small>森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進</small>	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	農林課	
				自43	森林環境譲与税の活用【新規】	-	普及啓発事業として、搬出困難箇所における森林整備事業、森林再荒廃防止事業、林業現場見学会（2回実施）を行った。	A	A	農林課
				自44	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出） <small>郷土の恵みの森づくり事業の推進</small>	生物多様性地域連携保全活動計画に基づき、町内会・自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和5年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の8事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、関係団体との合意書に基づく森づくりが進められており、持続可能な里山づくりに取り組んだ。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）	
				自45	アニマルサンクチュアリ活動の継続 <small>アニマルサンクチュアリ活動</small>	菅生大沢地区の緑地において、多くの野生動物が利用する堅果類（ドングリ）の植え付けを行った。森の子コレンジャーの活動では、水生生物や小型野生動物が利用できるよう、ピオトープ整備に継続して取り組んだ。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）	
				自46	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出） <small>森林保全・活用のための整備の推進</small>	生物多様性地域連携保全活動計画に基づき、町内会・自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和5年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の8事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、関係団体との合意書に基づく森づくりが進められており、持続可能な里山づくりに取り組んだ。 森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐54.90ha、枝打ち7.09ha、伐採9.39ha）。	A	A	農林課	
自47	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	-	森林循環促進事業等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信した（伐採委託契約3.68ha、伐採完了9.39ha）。	A	A	農林課				

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業		事業	実績	評価			
							担当	全体		
自然環境	自13 生物多様性の創出	一般	① 恵み豊かな緑と水の創出	ii) 魅力あふれる川づくりに関する取組	自48 河川環境の維持・向上	河川環境の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・都が主催し、市も参画している平井川流域連絡会と合同で平井川におけるオオブタクサの除去作戦を開催し、市民、連絡会会員、都職員及び市職員で除去作業を実施した（7月）。 ・秋川におけるオオキンケイギクの除去作業を実施した（6月）。 	B	A	環境政策課（環境政策係）
							東京都と調整をとりながら、遊歩道の草刈り等を実施した。	A		管理課（R6～建設課）
					自49 魚道の整備	魚道の整備	秋川にある4か所の魚道を年2回点検を実施し、流木や砂利の撤去を行った。台風や大雨の前後における対応等はなかった。	A	A	農林課
					自50 魚類が産卵しやすい川づくり	魚類が産卵しやすい川づくり	秋川にある4か所の魚道を年2回点検を実施し、流木や砂利の撤去を行った。	A	A	農林課
					自51 稚魚の放流	稚魚の放流	東京都と秋川漁業協同組合と連携してアユの稚魚を放流した。	A	A	農林課
					自52 遡上が確認されているアユなどの魚類の保護の推進	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	秋川にある4か所の魚道を年2回点検を実施し、流木や砂利の撤去を行った。秋川漁業協同組合が実施したアユの解禁時や河川清掃に参加して、魚類の保護を推進した。	A	A	農林課
					自53 河川環境の向上についての検討	河川環境の向上についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・都が主催し、市も参画している平井川流域連絡会と合同で平井川におけるオオブタクサの除去作戦を開催し、市民、連絡会会員、都及び市職員で除去作業を実施した（7月）。 ・秋川におけるオオキンケイギクの除去作業を実施した（6月）。 	B	B	環境政策課（環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略	令和5年度				担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
自然環境	自13 生物多様性の創出	一般	②市街地における緑の保全・創出	i) 公共施設などの緑の充実・拡大	自54 公共における生物多様性に配慮した緑の充実・拡大（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	【地域防災課】会館敷地内の草木の剪定や伐採等の維持管理 【五日市出張所】敷地内樹木等の維持管理 【環境政策課】敷地内樹木の維持管理 【観光まちづくり推進課】施設内にある樹木の剪定、道路際立ち木、枯損木、雑木枯れ枝伐採（安全確保）	A	A	関係各課
						公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	【福祉総務課】落ち葉堆肥作り 【障がい者支援課】グリーンカーテンの設置 【子ども家庭支援センター】敷地内樹木の維持管理 【保育課】グリーンカーテンの設置 【教育総務課】敷地内樹木の維持管理 【学校給食課】敷地内樹木の維持管理 【スポーツ推進課】除草、芝生地及び樹木等の維持管理			
				ii) 市街地の緑化の推進	自55 緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工場立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数22件 内訳 工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出7件、宅地造成等に関する届出15件	A	A	環境政策課（環境政策係）
						「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化指導を行った。	A		都市計画課（R6～住宅政策課）	
自56 住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテン普及等）	住宅地等の緑化の推進	・（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：環境フェスティバル3ポット×250人、公共施設100ポット、グリーンカーテンの写真提供：11件）	A	A	環境政策課（環境政策係）					
自57 農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	-	・広報等によりグリーンカーテン写真募集を通じて、緑の機能について普及啓発を図った。 ・広報等への保存緑地と公開緑地の指定制度の掲載を通じて緑の大切さについて普及啓発を図った。	A	A	環境政策課（環境政策係）					

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課											
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価												
								担当		全体										
自然環境	自ー3 生物多様性の創出	一般	②市街地における緑の保全・創出	iii) 崖線緑地の回復・充	自58	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	令和3年度に更新したハザードマップを、市ホームページに掲載し、一層の周知を図った。ハザードマップ裏面に掲載している様々な災害情報も市ホームページに掲載し、災害への備えについて啓発を行った。また、令和6年度のハザードマップ更新に係わる準備をした。	A	A	地域防災課									
								・保存緑地の指定制度等を活用し、崖線緑地の保護と適切な管理を行った。 ・崖線緑地で崩落防止工事等が行われる場合は、希少種の棲息・生育状況等を調査し、可能な限り緑地の保全を要望する体制を継続している。	A		環境政策課 (環境政策係)									
	自ー4 生物多様性の活用	一般	①地産地消の推進	i) 農畜産物	自59	地産地消型農業の推進	地産地消型農業の推進	JAあきがわと連携し、積極的な地元農産物の入荷を推進した。新規就農者や認定農業者に、直売所への出荷を呼び掛けた。	A	A	農林課									
									ii) 地元産材における取組	自60	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 令和5年度の市公共工事等で多摩産材を使用した課：農林課	A	A	農林課				
														自61	公共施設における地元産材の使用促進	公共施設における地元産材の使用促進	令和5年度の市公共工事等で多摩産材を使用した課 【農林課】林道南沢線災害復旧工事 ○これまでの導入事例 【地域防災課】土台、通し柱、管柱などに使用中 【福祉総務課】授乳室の建築資材に多摩産材を使用（H28） 【こども家庭センター】建物建築資材やオブジェ（シンボルツリー）に多摩産材を使用	B	B	施設所管課
																		自62	「秋川溪谷物語」ブランドの普及拡大	「秋川溪谷物語」ブランドの普及拡大
			自63	「秋川溪谷」のブランド化の推進	「秋川溪谷」のブランド化の推進	観光プロモーションイベント等にて「秋川溪谷」ロゴを活用したエコバックの配布や檜原街道沿いの街灯にタブストリーを設置するなど、ブランド化の推進に取り組んだ。	A	A	観光まちづくり推進課											

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
自然環境	自ー4 生物多様性の活用	一般	② 生物多様性を活かした商品等の開発	i) 地域ブランド普及拡大	自64 「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	「森っこサンちゃん」のイラストについては、事業者が各種商品に活用できるよう、「森っこサンちゃん」使用に関する要領を定めており、各種商品等に活用されている。令和5年度未現在、31個が商品化されている。また、市が発行する各種刊行物や各種の団体によるポスターやパンフレット等にも活用されている。	A	A	環境政策課 (環境の森推進係)	
							あきる野市とあきる野商工会が秋川渓谷ブランドの開発等と併せて研究を行っている段階であり、市内事業者の「森っこサンちゃん」を活用した商品開発や販売の支援を図っている。現在は、「秋川渓谷瀨音の湯」をはじめとした市内の一部の事業者で、「森っこサンちゃん」を活用した商品（ストラップやまんじゅう、Tシャツなど）が販売されている。	A	A	商工振興課	
			③ 生物多様性を活かした観光振興	i) 観光拠点等の運営・整備	自65	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	秋川流域の活性化に向け、令和5年8月に策定した「武蔵五日市駅前市有地活用計画」に基づき、武蔵五日市駅前市有地の活用を行うこととした。令和5年度は、武蔵五日市駅前拠点施設の建設を目的に、基本設計業務及び実施設計業務を実施した。	A	A	観光まちづくり推進課
						自66	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営	旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	体験利用については、3階秋川流域ジオ情報室と連携し、事業のサービス向上を図った。体験事業：1,551人（令和4年度：1,499人）	A	A
					自67	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	あきる野百景について、市内の関係機関に配布を継続した。	A	A	環境政策課 (環境政策係)
								既存マップを秋川渓谷観光情報コーナー、観光プロモーションイベント等で配布し、周知を行った。	A	A	観光まちづくり推進課
				自68	各種マップの作成	各種マップの作成	既存マップを継続的に配布するとともに、秋川渓谷総合マップ、秋川渓谷四季リーフレットを作成した。	A	A	観光まちづくり推進課	

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
自然環境	自ー4 生物多様性の活用	一般	③ 生物多様性を活かした観光振興	ii) 観光ルートの設定など	自69	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	13の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が8事業、景観整備が13事業行われた。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）
					自70	観光ボランティアガイドの育成	観光ボランティアガイドの育成	観光ボランティアガイド研修を3回実施した。内容は以下のとおりである。 第1回：普通救命講習（参加ガイド7人） 第2回：小峰ビジターセンター職員を講師とした研修（参加ガイド5人） 第3回：森林レンジャーを講師とした研修（参加ガイド8人）	A	A	観光まちづくり推進課
					自71	各種ルートの設定（散歩路・遊歩道）	各種ルートの設定（散歩路・遊歩道）	JR武蔵五日市駅を中心とした以下の観光ルートについて周知啓発を行った。 ①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅ルート、④深沢ルート、⑤戸倉ルート、⑥乙津・養沢ルート、⑦秋川エリアルルート	A	A	観光まちづくり推進課
				iii) 渓流を活かした取組	自72	釣りなどのレジャーへの活用	釣りなどのレジャーへの活用	秋川漁業協同組合や関係行政機関等の連携により、釣り人が快適に利用できるよう施設の維持管理を行った。	A	A	観光まちづくり推進課
					自73	バーベキュー場の維持管理	バーベキュー場の維持管理	指定管理者により適切な管理がなされ、清流保全に寄与した。	A	A	観光まちづくり推進課
生活環境	生ー1 公害対策の推進	一般	① 公害の防止	i) 環境調査情報の継続と生活環境に関する	生1	環境調査の継続	河川の水質調査	<ul style="list-style-type: none"> 秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。 地下水汚染調査を実施した（年1回7か所）。調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。 清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査により、湧水調査を実施した（年1回17か所、4か所については湧水が確認できなかったため欠測）。 	A	A	生活環境課（生活環境係）
							地下水汚染調査				
湧水調査											
生2	生活環境に関する情報の収集・公開	-	国、都などの情報収集を行った。令和4年大気汚染防止法の改正で石綿事前調査報告書のシステムでの報告が始まったが、令和5年度においても調査者の資格についての改正があったため、自治会・町内会の回覧や商工会を通じ情報提供を行った。	A	A	生活環境課（生活環境係）					

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
生活環境	生11 公害対策の推進	一般	① 公害の防止	ii) 大気汚染対策・悪臭対策の充	生3	粉じん防止対策の充実	-	○粉じん苦情件数：5件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して粉じん発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。 ○石綿特定粉じん排出等事前調査結果報告 ・報告件数 319件（解体88件、改修231件） ・立入件数 50件	A	A	生活環境課 （生活環境係）
					生4	悪臭防止対策の充実	-	悪臭苦情件数：6件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して悪臭発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	生活環境課 （生活環境係）
					生5	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	水質汚濁防止法の特定施設に該当する事業所に対し、排水の水質調査を実施した。その結果、環境基準を超過した事業所はなかったため、個別の指導は行わなかった。	A	A	生活環境課 （生活環境係）
				生6	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	下水道接続の啓発・普及に係る広報掲載を行った。 また、生活排水対策の一環として、下水道設置認可区域外における合併処理浄化槽設置に補助金（7件）を交付した。	A	A	管理課 （R6～生活排水対策課）	
				生7	下水道の整備	-	令和5年度は、市内2箇所合計3.97ha（引田地区3.10ha、五日市地区0.87ha）の污水枝線工事を実施し、整備面積を拡大した。	A	A	管理課 （R6～生活排水対策課）	
				生8	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	-	令和5年度は、市内全域における浄化槽使用世帯数を算出した後、今後の汚水処理整備における設置費用及び維持管理費用の試算を行った。	A	A	管理課 （R6～生活排水対策課）	
				iv) 騒音防止対策の充実	生9	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	-	工場・事業場に関する騒音苦情件数：11件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して騒音発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	生活環境課 （生活環境係）

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
生活環境	生11 公害対策の推進	一般	①公害の防止	iv) 騒音防止対策の充実	生10	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	-	特に案件がなかったため、実施しなかった。	A	A	建設課
					生11	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	-	近接騒音苦情件数：27件（建設作業等の作業音、交通騒音、ポイラー・空調室外機の稼働音、コンプレッサーなど） 苦情が発生した際に、現地を確認のうえ、必要な指導等を行っている。	A	A	生活環境課（生活環境係）
					生12	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	-	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛施設周辺整備全国協議会を通じて、継続的に国への要望活動を行った。 ・降下訓練等について、機会を捉えて国等へ要請を行った。騒音のほか、オスプレイやパラシュート降下訓練、航空機訓練等に係る口頭要請・書面での要請を行った。（総計16回） ・市民からの騒音苦情について、北関東防衛局横田防衛事務所申し伝えた。（苦情件数249件） ・市民からの騒音苦情が増加していることについて、北関東防衛局横田防衛事務所を直接訪ね、市民の不安などを伝えた。（1回） 	A	A	企画政策課
				v) 有害化学物質対策の充実	生13	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	-	国、都などの情報収集を行った。	A	A	生活環境課（生活環境係）
					生14	有害化学物質の使用の適正化の促進（届出に係る指導）	-	有害化学物質使用届出件数：16件 有害化学物質を使用している事業者に対し、使用量報告を提出してもらい、使用の適正化を推進した。	A	A	生活環境課（生活環境係）
					生15	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	-	振動苦情件数：1件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して振動発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	生活環境課（生活環境係）
					生16	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	-	土壌汚染調査結果報告書提出件数：0件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、有害化学物質を取り扱っていた工場等を撤去する際に、土壌汚染調査の実施及び報告の提出等を指導した。	A	A	生活環境課（生活環境係）
vi) その他の公害対策・生活環境保全策の充実											

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
生活環境	生11 公害対策の推進	一般	①公害の防止 vi) その他の公害対策・生活環境保全策の充実	生17	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	-	畜産農家へ巡回指導を実施した。	A	A	農林課
				生18	光害防止対策の研究	-	光害に対する苦情件数：0件 現在のところ、光害に対する苦情は寄せられていないが、国のガイドラインの内容の把握など、研究に努めている。	A	A	生活環境課（生活環境係）
	生12 資源循環型社会の構築	重点	①3Rの推進（ごみの発生抑制に関する施策） i) ごみ減量の推進	生19	ごみ会議の運営・推進	-	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみ減量化の情報発信や活動を行った。 ・全体会議開催 11回（情報誌「へらすぞう」編集会議は全体会で実施） ・情報誌「へらすぞう」の発行 1回 ・生ごみ堆肥化講習会開催 6回 115人参加 ・小学校へのお出張ごみ授業 2校 166人参加	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
				生20	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	-	令和6年2月に、年1回の情報誌へらすぞうを発刊し、2月に町内会・自治会への回覧や小中学校、保育施設への配布を行い、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行った。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
				生21	生ごみリサイクルの促進	-	生ごみ堆肥化の普及のための支援を行った。 ・EM菌生ごみ処理容器貸与 70世帯 135個 ・ダンボストの普及 講習会（6回）115人	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
				生22	落ち葉の堆肥化の推進	-	落ち葉の有効利用として、市有地の竹で作成した堆肥化枠を地域団体等が使用し、これらの活用状況や維持管理の検証を行った。 5基設置（前田公園1基、高尾公園1基、草花公園1基 横沢入2基） 令和5年度は新設なし。 秋の一斉清掃では、町内会等を通じ、落ち葉を木の根元に置き堆肥化することを奨励した。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
				生23	水切りの徹底	-	令和4年度から可燃袋へ水切りについて記載し、ごみ問題啓発ポスターコンクールではテーマの一つにし、入賞作品を商店等で掲出した。また、生ごみ堆肥化講習会においても、参加者にごみの水切りについて啓発活動を行った。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
生活環境	生12 資源循環型社会の構築	重点	①3Rの推進（ごみの発生抑制に関する施策） ②資源循環型社会に向けたシステムづくり	i) ごみ減量の推進	生24	環境フェスティバルへの参加等のイベントの実施	環境フェスティバルへ参加し、フリーマーケット、リサイクル品展示、生ごみ堆肥化講習会、フードドライブやブースでのごみ減量・資源化に関する展示を行い、ごみの減量化・資源化の啓発を行った。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生25	廃食油の有効利用の促進	廃食油を利用した石けんづくりは、1団体（年間5回）が実施した。環境フェスティバルでアンケート回答者に配布した。また、年2回実施したフードドライブ協力者に御礼として配布するとともに廃食油を下水道に流さないよう呼びかけを行い、普及啓発を図った。（廃食油石けん配布実績 354個）	A	A	生活環境課（生活環境係）
					生26	事業者へのごみ減量啓発	「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」提出事業所に対し、ごみの分別及びリサイクルへの積極的な取組などについてのごみ減量の啓発を行った。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生27	食品ロス削減の推進【新規】	市民や市内事業者から余剰食品を受けるフードドライブを3回実施、食品ロスをテーマにした講演会の開催や食品ロスに関する授業を市立小学校7校で実施した。ごみ問題啓発ポスターコンクールではテーマの一つにし、入賞作品を商店等での掲出を行った。また、食品ロス削減の取組を行っている市内飲食店等を食べきり協力店として登録（7店舗）し、ホームページ等で紹介した。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生28	廃プラ問題への取組【新規】	一斉清掃での海ごみゼロウィーク用ごみ袋の配布やごみ情報誌「へらすぞう」に海ごみに関する記事を掲載するなど、レジ袋等プラスチックごみ削減の啓発を行った。また、白色トレイとペットボトルの分別回収を行い、容器包装プラスチックのリサイクルを推進した。 白色トレイの戸別回収・資源化 ・回収量 2t ペットボトルの戸別回収・資源化（主に繊維の原料などに再生するケミカル・リサイクル） ・回収量 210t	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
		一般		i) リサイクルの推進等	生29	ごみの戸別収集・有料化の継続	ごみの戸別収集・有料化を継続した。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生30	資源集団回収の推進	資源集団回収団体の奨励金交付 ・登録団体 99団体 ・実施回数 833回 ・奨励金 19,303,516円 優良団体表彰を実施 優良3団体	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
生活環境	生12 資源循環型社会の構築	一般	② 資源循環型社会に向けたシステムづくり	i) リサイクルの推進等	生31 資源回収の充実	-	白色トレイの戸別回収・資源化 ・回収量 2t ペットボトルの戸別回収・資源化（主に繊維の原料などに再生するケミカル・リサイクル） ・回収量 210t	A	A	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					生32 新たなリサイクルシステムの検討	-	ごみ処理する過程で発生する熱エネルギーにより発電を行い、施設の電力をまかなうとともに、余熱利用システムにより、一部、場内への給湯を行い、効率的なエネルギーの有効利用をしている。	A	A	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					生33 放置自転車リサイクルの実施	-	市が管理する自転車等駐車場に放置された自転車のリサイクルに向け撤去、保管を実施。 令和5年度 撤去自転車台数 254台（リサイクル用保管自転車123台含む） 撤去原付自転車台数 3台 リサイクル用自転車台数 8台	A	A	地域防災課
					生34 最終処分場掘り起こし再生	-	最終処分場の掘り起こしを令和4年度で終了した。	F	F	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
			③ 環境に配慮した収集・処理の推進	i) 環境に配慮したごみ処理の推進	生35 直接搬入ごみの受入れ	-	○持ち込みごみ搬入量 ・可燃ごみ 209t（一般家庭34t、許可業者175t） ・不燃ごみ 2t（一般家庭のみ） ・粗大ごみ 668t（一般家庭のみ） ○持ち込みごみ手数料 ・一般家庭：10kgあたり300円 ・許可業者：10kgあたり400円	A	A	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					生36 環境低負荷型の収集の実現	-	ごみ収集車両については、NOx・PM低減装置適合車両を使用している。	A	A	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					生37 清掃工場の適正管理	-	西秋川衛生組合において、環境基準に対応するよう定期的に施設の点検・整備を行った。	A	A	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略	令和5年度			担当課			
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
生活環境	生13 清潔で快適なまちづくりの推進	一般	① 清潔なまちづくり い 清潔な街並みの維持	生38	不適切な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	-	違反広告物1,214枚撤去した。（違反広告物撤去協力員：令和6年3月現在81人）	A	A	管理課 （R6～住宅政策課）	
				生39	道路・街路樹・公園・公共施設等の適正管理	-	関係課の連携を図り、不法投棄がされやすい場所に不法投棄防止の看板を設置し、不法投棄防止対策を行った。 ・看板作成 100枚 ・市民設置 45枚	-	A	A	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
						-	公園等については、シルバー人材センター等に委託し、定期的な清掃や除草・剪定を実施した。 道路については、関係課と連携し、除草等実施した。	-	A		管理課 （R6～都市政策課）
						-	他課と連携して、街路樹の除草等を実施した。	-	A		建設課
						-	【地域防災課】 清掃等の維持管理、会館内清掃、会館内及び会館敷地内の不具合箇所修繕、会館敷地内草木の維持管理 【五日市出張所】 公共施設の修繕、敷地内の樹木管理等の実施 【環境政策課】 敷地内樹木の維持管理 【商工振興課】 ひろば内の除草・剪定作業 【観光まちづくり推進課】 施設内にある樹木の剪定、ごみ処理、除草、雑木枯れ枝伐採（安全確保） 【福祉総務課】 敷地内樹木の維持管理 【障がい者支援課】 敷地内樹木の維持管理 【高齢者支援課】 敷地内樹木の維持管理 【子ども政策課】 敷地内樹木の維持管理 【子ども家庭支援センター】 敷地内樹木の維持管理、清掃 【保育課】 園児散歩時の清掃活動及び一斉清掃の参加等 【区画整理推進室】 除草、清掃 【管理課】 修繕、清掃等の維持補修管理 【教育総務課】 敷地内の樹木管理 【学校給食課】 敷地内の樹木管理 【生涯学習推進課】 敷地内の植栽、樹木の維持管理 【スポーツ推進課】 施設の管理、グラウンドや備品の維持補修等 【図書館】 敷地内樹木の剪定等	-	A		施設所管課

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
生活環境	生13 清潔で快適なまちづくりの推進	一般	① 清潔なまちづくり	ii) ポイ捨て防止等	生40 タバコ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	-	市内各駅において「喫煙マナーアップ」ののぼり旗を設置し、喫煙のマナーについて意識啓発を行ってきたが、のぼり旗の在庫が無くなり、予算要望をしているが、予算の取得に至っていない。ポイ捨て禁止看板については要望に応じ設置している。	B	A	生活環境課（生活環境係）
						-	一斉清掃の実施や、ボランティアとして清掃する方にボランティア袋の配布を行い、ごみのポイ捨て防止の啓発活動を行った。	A		生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生41 一斉清掃の実施（海ごみゼロウィークの取組）	-	あきる野市一斉清掃を実施 町内会・自治会等の協力により、市内各地の道路や河川等の清掃を実施 ○実施日 令和5年5月28日 ・参加人員 12,988人 ・ごみ収集量 17.92 t ○実施日 令和5年11月26日 ・参加人員 11,797人 ・ごみ収集量 18.56 t	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生42 ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	-	ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進した。 可燃（大） 1,483組 可燃（小） 463組 不燃（大） 98組 不燃（小） 124組 合計 2,168組	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生43 ポイ捨て防止などの対策の研究	-	市民からの通報や不法投棄パトロールにより、ごみのポイ捨てがされやすい箇所の情報を収集・分析し、看板設置などによりごみのポイ捨ての防止対策を行った。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
					生44 不法投棄対策の充実	-	シルバー人材センターに委託し、不法投棄防止パトロールを実施及び不法投棄がされやすい場所に不法投棄防止の看板を設置し、不法投棄防止対策を行った。	A	A	生活環境課（清掃・リサイクル係）
				iii) 空き地・空家の適正管理	生45 空き地の適正管理	-	あき地の適正管理に対する苦情件数：55件 あき地の管理適正化に関する条例に基づき、管理のされていないあき地の所有者に対し、草刈り等を実施するよう指導している。	A	A	生活環境課（生活環境係）
					生46 空家対策計画の推進	-	空家管理における課題を踏まえ策定した「あきる野市空家等対策計画」に基づき、各種対策を推進した。	A	A	都市計画課（R6～住宅政策課）

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
生活環境	生13 清潔で快適なまちづくりの推進	一般	① 清潔なまちづくり	iv ペットの適正飼育	生47	ペットの飼い方等の意識啓発	-	感染症対策を行い、狂犬病予防注射（集合）を4日間実施し、582頭に接種をして注射済票の交付及びペットの飼い方等の啓発チラシの配布を行った。	A	A	健康課
					生48	ペットの飼い方等に関する苦情対策	-	ペットに関する苦情件数：0件 ペットに関する苦情については、東京都や健康課においても対応しているところであり、環境衛生の観点から、可能な範囲で、飼い主に対して適正な飼育の依頼をしている。	A	A	生活環境課 （生活環境係）
				-			ふん害及び鳴き声などの苦情に対し必要に応じて生活環境課と現地調査を行い、マナーについてのチラシの配布等を行った。 啓発用注意看板の配布（138枚）や年1回広報紙でマナーを守るよう啓発活動を行った。	A	健康課		
				生49	地区計画などを活かした良好な街並みづくり	-	武蔵引田駅北口土地区画整理事業について、令和5年3月22日時点で304筆中294筆の仮換地指定が終了した。事業地内についても宅地整地・道路整備を進めた。引き続き令和7年度の事業完了に向け良好な街並み整備を図る。	A	A	区画整理推進室	
			-			実施なし	C	都市計画課 （R6～都市政策課）			
			生50	歩きやすい散策路、遊歩道等の整備	-	観光ルートにある観光トイレ、階段、誘導標識等の適切な維持管理を継続して実施するとともに、眺望確保のための森林整備、観光マップ及びパンフレットによる観光ルートの周知を行った。 また、推奨すべき観光ルートの検討を行うとともに、東京都へ散策路及び遊歩道等の適切な維持管理を要望した。	A	A	観光まちづくり推進課		
					-	5つの町内会・自治会により昔道・尾根道の整備が8事業行われた。	A		環境政策課 （環境の森推進係）		
			生51	市民参加型まちづくりに向けた意識啓発	-	・全市民が対象ではないが、市民及び事業者の参画するあきる野市環境委員会において、「第二次あきる野市環境基本計画」「生物多様性あきる野戦略」の施策の進捗状況の点検評価を行った外、意見の聴取を行った。この結果を、環境白書に掲載して公表した。 ・あきる野市環境委員会について、会議を傍聴できることを市ホームページで周知しているが、傍聴希望者はいなかった。	A	A	環境政策課 （環境政策係）		
					-	実施なし	C		都市計画課 （R6～都市政策課）		

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
エネルギー環境	エネルギー・省エネ・再エネの推進	重点	①家庭生活や事業活動における省エネの推進	i) 省エネ型活動の推進	エネ1	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	-	<ul style="list-style-type: none"> 国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイント、家庭の省エネハンドブック、既存非住宅省エネ改修促進事業など）。 東京都が補助を拡大した「蓄電池設置等に関する補助制度」について、その周知に協力し、公共施設でのチラシ設置、広報、ホームページ、行政回覧等による周知を行った。 	A	A	環境政策課（環境政策係）
					エネ2	環境家計簿などの普及拡大	-	<ul style="list-style-type: none"> 環境家計簿について、公共施設における配布及び市ホームページにおける公開の継続を実施した。 省エネ型生活10か条について、内容や周知の方法について、環境委員会で検討・協議を行った。 	A	A	環境政策課（環境政策係）
					エネ3	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	-	国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（「省エネエネルギー診断のススメ」、「令和5年度版 中小規模事業所向け 東京都の主なエネルギー対策支援」など）。	A	A	環境政策課（環境政策係）
					エネ4	環境フェスティバルの開催	-	環境フェスティバルを開催し、様々な環境活動を行う企業・団体等により省エネ型活動の普及啓発を行った。（令和5年5月13日開催、来場者約2,000人）	A	A	環境政策課（環境政策係）
				ii) 環境に配慮した消費行動の実践・奨励	エネ5	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	-	<p>国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、グリーン購入等に関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。</p> <p>市ホームページにあるグリーン購入に関する掲載内容を充実し、環境に配慮した消費行動の情報提供、普及啓発を行った。</p>	A	A	環境政策課（環境政策係）
								A	生活環境課（清掃・リサイクル係）		

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価			
								担当		全体	
エネルギー環境	エネルギー・省エネ・再エネの推進	重点	① 家庭生活や事業活動における省エネの推進	iii) 市の事務事業における取組	エネ6	こまめな消灯などの省エネの推進（公共施設）	-	エコ活動として、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げ、各課において毎月の実績値をチェックシートに入力することで、環境に配慮した活動に取り組んだ。	A	A	関係各課（総務課）
					エネ7	環境に配慮した消費行動の実践（公共施設）	-	エコ活動として、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げ、各課において毎月の実績値をチェックシートに入力することで、環境に配慮した活動に取り組んだ。	A	A	関係各課（総務課）
					エネ8	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施	-	「第五次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設におけるエネルギー使用量の管理を継続した。また、「第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく温室効果ガス排出量算定結果について、市内で情報共有を図り、公表している。	A	A	関係各課（環境政策課 環境政策係）
		一般	② 建物・設備における省エネ・再エネの推進	i) 再生可能エネルギー機器の導入	エネ9	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	-	国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（「省エネエネルギー診断のススメ」、「令和5年度版 中小規模事業所向け 東京都の主なエネルギー対策支援」など）。	A	A	環境政策課（環境政策係）
					エネ10	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	-	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイントなど）。 ・東京都が実施する太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業（みんなのおうちに太陽光）について、その周知に協力し、公共施設でのチラシ設置、広報、ホームページ、行政回覧等による周知を行った。	A	A	環境政策課（環境政策係）
				ii) 省エネ建物の推進	エネ11	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	-	国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（東京都既存非住宅省エネ改修促進事業など）。	A	A	環境政策課（環境政策係）
	iii) 公共施設等における取組	エネ12	再生可能エネルギー設備・機器の導入	-	令和5年度の導入実績なし。 ※これまでの導入事例 【観光まちづくり推進課】 秋川渓谷瀬音の湯にバイオマスボイラーを設置済（※現在稼働していない） 【子ども家庭支援センター】 秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」の屋根にソーラーパネル発電設備を設置済 【施設営繕課】 ・庁舎空調設備における熱源機器の更なるチューニングについて、調査・研究の実施 ・学校施設における省エネルギー設備機器（照明設備のLED化及び高効率空調熱源）の導入についての検討 【教育総務課】 ・市内一部の学校に、太陽光発電設備を導入済 ・市内小中学校に、小型太陽光発電設備（屋外照明）を導入済	A	A	施設所管課			

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課	
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価		
								担当		全体
エネルギー環境	エネルギー1 省エネ・再エネの推進	一般	② 建物・設備における省エネ・再エネの推進	iii) 公共施設等における取組	エネ13 省エネルギー設備・機器の導入（公共施設のLED化など）	街路灯の新設について、LED灯を設置した。 令和5年度設置基数14基 合計8,069基（令和4年度 8,055基）	A	A	建設課	
						・学校施設における省エネルギー設備・機器（照明設備のLED化及び高効率空調熱源）の導入について事業計画の策定を行った。 ・学校施設の空調設備を高効率型に改修を行った。	A		施設営繕課	
					エネ14 ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討	【地域防災課】 改修が必要な蛍光灯は、LED化を推進 【福祉総務課】 蛍光灯から徐々にLED照明に交換 【教育総務課】 学校施設におけるESCO事業による省エネルギー設備・機器（照明設備のLED化及び高効率空調熱源）の導入について事業計画の策定。 【生涯学習推進課】 トイレ照明・夜間照明のLED化、ESCO事業 【子ども政策課】 改修が必要な蛍光灯は、LED照明に交換 【スポーツ推進課】 照明のLED化、ESCO事業	A	A	施設所管課	
	公共施設での照明LED化について調査・検討を行い、施設所管課との調整を行った。 また、公共施設への太陽光発電設備導入（PPA）や電気自動車の急速充電設備の設置などについて、企業等から情報収集を行うなど、導入可能性について研究を行った。	A	環境政策課（環境政策係）							
	・エコドライブの概要について市ホームページに掲載し、普及啓発を図った。 ・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：36枚（累計：567枚））	A	A	環境政策課（環境政策係）						
	エネルギー2 温暖化対策の推進	重点	① 自動車の燃料使用量の節減	i) エコドライブの推進	エネ15 エコドライブの情報収集し、情報提供、普及啓発を図る	・エコドライブの概要について市ホームページに掲載し、普及啓発を図った。 ・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：36枚（累計：567枚））	A	A	環境政策課（環境政策係）	
エネ16 エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）					エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：36枚（累計：567枚））	A	A	環境政策課（環境政策係）		
エネ17 次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る					・国、都、企業などから次世代自動車及びその支援制度の情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置等を行った。 ・「あきる野市次世代自動車導入計画」に基づき、次世代自動車の導入検討を行った。	A	A	環境政策課（環境政策係）		

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価			
								担当		全体	
エネルギー環境	エネルギー2 移動手段における地球温暖化対策の推進	重点	① 自動車の燃料使用量の節減	ii) 等の次世代促進自動車	エネ18	次世代自動車の開発動向に対応した施策の充実（水素ステーションの設置研究など）	-	「あきる野市次世代自動車導入計画」に基づき、次世代自動車の導入検討を行った。	A	A	環境政策課（環境政策係）
				iii) 公用車における燃料使用量の節減	エネ19	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	-	エコ活動の活用を継続し、庁用車の使用による二酸化炭素排出量等の図示により、エコドライブをより一層推進した。	A	A	環境政策課（環境政策係）
				エネ20	職員を対象としたエコドライブの普及・推進を図る	-	職員におけるエコドライブの実践は既に定着していると考えられ、エコドライブ講習会は実施していないが、毎月の作業点検時において安全運転管理者からエコドライブに努めるよう指導している。	A	A	総務課	
				エネ21	公用車に次世代自動車（主に電気自動車）を計画的に導入する	-	令和5年度に電気自動車を3台導入した。	A	A	総務課	
		一般	② 移動手段の転換等	i) 移動手段の転換に伴う効果の周知	エネ22	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	-	庁用車の新規導入及び買替の際には、代替可能な電動車がないなど特段の事情がない限り、電気自動車等の次世代自動車やグリーン購入法に適合する低公害車等、環境負荷の少ない自動車を導入するよう各課へ呼びかけた。	A	A	環境政策課（環境政策係）
				エネ22	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	-	二酸化炭素排出量の削減効果を具体的に記載してはいるが、移動手段の転換による省エネについて、市ホームページで紹介することで普及啓発を図った。	A	A	環境政策課（環境政策係）	

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略	令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
エネルギー環境	エネルギー2 移動手段における地球温暖化対策の推進	一般	② 移動手段の転換等	ii) 公共交通機関の利便性向上	エネ23 公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	<p>令和5年7月に、既存の「あきる野市公共交通検討委員会」と「あきる野市地域公共交通会議」を統合し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」に基づく法定協議会として「あきる野市地域公共交通協議会」を設置した。同協議会において、地域公共交通計画の策定に向けた協議のほか、令和4年3月から開始した以下の公共交通実証実験の実施状況及び改善などについて協議した。（令和5年度会議開催回数：3回）</p> <p>①るのバスの増発・増便 ②引田・代継・網代区域、東秋川橋西側区域及び草花折立区域（公共交通優先検討区域）におけるデマンド型交通</p>	A	A	企画政策課	
						公共交通機関関係については、企画政策課が担当しており、総務課は特に実施していない。	C		総務課	
						課内の取組体制が不十分なため、実施できていない。	C		環境政策課（環境政策係）	
				iii) 自転車の利用拡大	エネ24 必要に応じて駐輪場を整備する	令和5年度については、防犯カメラの設置及び防犯灯のLED交換など、利用者への安全面を考慮した整備を行った。	A	A	地域防災課	
						エネ25 自転車優遇策の研究及び検討	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、自転車の優遇方策について情報収集を継続した（自転車シェアリングなど）。武蔵五日市駅周辺で市内民間事業者による自転車シェアリングが行われていることを確認している。	A	A	環境政策課（環境政策係）
							エネ26 自転車の更なる有効活用方策の検討	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、自転車の優遇方策について情報収集を継続した（自転車シェアリングなど）。武蔵五日市駅周辺で市内民間事業者による自転車シェアリングが行われていることを確認している。	A	A
				iv) 移市動の手段の事務の転換に等	エネ27 徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する	エコ活動を推進し、燃料の抑制を掲げる中で、電気自動車の活用、公共交通機関の利用、自転車の活用、エコドライブ等を行ったことにより、令和5年度の燃料使用量が27,577ℓとなり、平成24年度比で5,164ℓ（15.77%）減少した。		A	A	総務課
						エコ活動を継続し、総務課が行う徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励について引き続き支援を行った。	A	環境政策課（環境政策係）		

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課			
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価				
								担当		全体		
エネルギー環境	エネー3 緑の活用	重点	① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	i) 森林の保全	エネ28	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	-	緑の大切さの広報活動（広報等による保存緑地と公開緑地の指定制度の紹介）、郷土の恵みの森づくり事業、森林再生事業、森林レンジャーの活動と報告などを通して、森林の多目的機能を発信した。	A	A	環境政策課 （環境政策係）	
				ii) 森林の活用	エネ29	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進	-	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報収集と研究を継続した（森林環境税の展望等）。また、木質バイオマスの利活用に向け、令和6年度に導入可能性調査を実施するため、準備を行った。	A	A	環境政策課 （環境政策係）	
					エネ30	カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する	-	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報収集と研究を継続した（森林環境税の展望等）。令和5年7月に、東京都と本市を含む都内の12市区町村が、都市部の森林環境譲与税を原資に都西部地域の森林整備などを行う「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会が設立され、4区が拠出した事業費により、本市及び奥多摩町の公有林（あきる野市分16.53ha）について整備が実施された。	A	A	環境政策課 （環境政策係）	
	エネー4 気候変動への適応【新規】	一般	① 気候変動適応に向けた取組	ii) 農畜産物に関するもの	i) 農畜産物に関するもの	エネ31	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	-	地球温暖化対策における地産地消の効果についての発信及び普及啓発の機会はなかった。	C	C	環境政策課 （環境政策係）
					i) 自然災害対策	エネ32	ハザードマップにより、危険箇所や避難箇所の周知徹底を図る【新規】	-	令和3年度に全戸配布しているハザードマップを市ホームページに掲載し、危険箇所や避難箇所の周知徹底を図った。また、あきる野市産業祭に出展し、来場者に対してハザードマップの見方の説明や、居住地域の危険度・避難場所の確認を実施した。	A	A	地域防災課
						エネ33	自然災害に対する様々な備えについての普及・啓発を行う【新規】	-	6月と9月の広報あきる野の一面に、自然災害に対する様々な備え等の情報を掲載し、防災についての普及・啓発を行った。また、東京都が配布している防災ブック「東京くらし防災」及び「東京防災」を総合窓口に設置し、普及を行った。	A	A	地域防災課
エネ34	防災・安心地域委員会と連携した防災の取組の推進【新規】	-	防災・安心地域委員会と連携し、次の事業を実施した。 ・市総合防災訓練において、避難所開設キットを活用した避難所開設訓練に参画した。 ・地域で実施する防災活動への協力や、地域住民への防災知識・技術の普及などを担う人材「地域防災リーダー」を育成する事業を実施した。 ・あきる野市産業祭に出展し、機関誌「そなえ防災」等の配布による防災意識啓発活動を行った。	A	A	地域防災課						

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略	令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価				
						担当	全体			
エネルギー環境	エネルギー4 【規】 気候変動への適応（新）	一般	①気候変動適応に向けた取組 ii)健康被害対策	エネ35	熱中症予防の普及・啓発と注意喚起の取組を推進する【新規】	-	・ホームページにて、熱中症の説明、予防法等を掲載し、啓発を行った。 ・熱中症警戒アラートが発令された際には、防災行政無線及びメールで市民への啓発を行った。	A	A	健康課
				エネ36	クールシェア・ウォームシェアなどの普及・啓発【新規】	-	総務課と連携し、市の公共施設に掲示するクールビズやウォームビズの掲示物及び市職員の職員証にクールチョイスのロゴを記載することで、市として省エネを推奨している姿勢を周知し、クールシェアやウォームシェアのための公共施設の利用について支援した。	A	A	環境政策課 （環境政策係）
				エネ37	室温の上昇を抑えるグリーンカーテンの普及・啓発【新規】	-	グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：環境フェスティバル3ポット×250人、公共施設100ポット、グリーンカーテンの写真提供：11件）	A	A	環境政策課 （環境政策係）
人の活動	人1-1 人材の育成	重点	①次世代を担う子ども達の育成 i)小中学校における環境教育の継続	人1	小中学校における環境教育の推進	小中学校における環境教育の継続	市内小中学校10校において、第3学年は8校、第4学年は2校が、4月下旬から11月上旬にかけて実施した。森林レンジャーと一緒に地域を散策し、自然や環境についての専門的な話を聞き、地域の自然について理解を深めることができた。	A	A	指導室
				人2	小中学校における食育の推進	食育の推進	○食に関する年間指導計画に基づき、次の教科等の時間において食育を推進した。 ・小学校低学年：生活科、特別の教科道徳、特別活動 ・小学校中学年：社会、理科、体育（保健領域）、総合的な学習 ・小学校高学年：社会、理科、体育（保健領域）、総合的な学習、家庭科 ・中学校：保健体育科、家庭科等 ○あきる野産の食材を活かした食に関する指導は、全校で、あきる野市献立会議等を中心に給食指導の中で行っている。また、小学校では、学校の実態に応じて、米作り体験や大根・のらぼう等の農業体験を実施した。 ○体力向上推進委員会の食育担当連絡会を紙面の情報交換にて1回開催した。 各小中学の取組などについて同メンバーが紙面にまとめた資料を市に提出した。提出された資料を各校に配り各学校で情報共有を図ることができた。 ○食に関する指導・授業の実施 平成27年度から市内全小中学校及び一部の中学校で栄養教諭による食育授業を実施することができた。今後は学校が主体となって同授業を実施できるようなことも視野に入れ展開していく。 【目標・内容】 ・食事の重要性（食事の重要性や喜び、楽しさを理解する。） ・心身の健康（心身の成長や健康保持増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し自ら管理していく能力を身につける。） ・食品選択能力（正しい知識や情報に基づき食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける。） ・感謝の心（食物を大切にするとともに、生産等に係わる人々へ感謝する心をもつ。） ・社会性（食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。） ・食文化（各地域の産物、食文化や食に係わる歴史等を理解し、尊敬するところをもつ。）	A	A	指導室 学校給食課

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価			
								担当		全体	
人の活動	人1 人材の育成	重点	①次世代を担う子ども達の育成	i) の 小 継 環 中 統 境 学 校 教 育 に	人3	小中学校で活用できる教材の作成	小中学校で活用できる教材の作成	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息情報の収集等を継続し、小中学校向けに特化してはいないが、レッドリスト及び外来種対策等について市民全体を対象とした資料を作成したほか、広報及びホームページ等により周知した。また、リーフレット「知って守ろう あきる野の自然」を希望する小学校に配布した。 夏休みの小学生向けコンテンツとして東京都環境局が作成した「かんきょうマンガラート」を市内小学校10校に対し、身近な環境問題について家族と一緒に考えるきっかけとしてもらうため提供を行った。 	A	A	環境政策課 (環境政策係)
					人4	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	<ul style="list-style-type: none"> 小宮ふるさと自然体験学校は、子どもたちを中心に自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための拠点施設とするため、平成24年9月1日に開校した。 令和5年度においては、152回の自然体験事業を実施した。 	A	A	環境政策課 (環境の森推進係)
					人5	森の子コレンジャー活動の継続	森の子コレンジャー活動の継続	<ul style="list-style-type: none"> 森の子コレンジャーは、「自然が好きで、自然のこともっと知りたい、自然のために行動したい」という思いをもった、公霧による市内の小学4、5年生までの10人が活動を行った。 5月21日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの研究心を要に、人と自然が共に暮らせることを目的とした活動を8回実施した。また、森の子コレンジャーOBによる同窓会の活動を1回実施した。 	A	A	環境政策課 (環境の森推進係)
				人6	菅生地区における森づくりを通じた環境教育の継続	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	<ul style="list-style-type: none"> 菅生の子どもの森広場活動として、身近な里山体験を通じて、自然の多様な面を感じるとともにその大切さを実感してもらう活動を4回、また、オオムラサキが舞い、子ども達が豊かな自然と触れ合うことができる、子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりの活動を5回実施した。 	F	F	環境政策課 (環境の森推進係)	
				人7	未就学児を対象とした環境教育の推進	未就学児を対象とした環境教育の継続	<ul style="list-style-type: none"> 小さな子どものためのおさんぽ会を実施し、未就学児における環境教育を継続した。 実施回数：10回（通常回：8回、臨時的特別企画：2回） 参加者数：延べ181人（通常回：137人、臨時的特別企画：44人） 	A	A	環境政策課 (環境政策係)	
							園庭開放を通じ、在園児と同様に環境教育を実施した。	A		保育課	
				人8	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の推進	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育園3園について、年間を通じ、 週1回以上の散歩 年4回の園外保育（遠足等）を実施し、身近な自然にふれ、自然の大切さを学ぶ機会を提供した。 	A	A	保育課	
				民間保育園・幼稚園について各施設で自然公園や横沢入への園外保育を通じ身近な身近な自然にふれ、自然の大切さを学ぶ機会を提案した。							

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課		
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業			事業	実績	評価			
								担当		全体	
人の活動	人ー1 人材の育成	重点	① 次世代を担う子ども達の育成	ii) 教場(育)所に様継お々続けな・る場充環面実境や	人9	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	・小峰公園を所管する小峰ビジターセンターと連携し、8月に小峰公園にて「小さな子どものためのおさんぼ会(特別企画)」を実施した。(参加者数：16人、回数：1回)	A	A	環境政策課 (環境政策係)
		一般	② 後継者の育成	i) 担い手の育成や活用	人10	担い手(ボランティアなど)を育成・活用する仕組みの充実	担い手(ボランティアなど)を育成・活用する仕組みの充実	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」を設置している。今年度も新型コロナ対策により、町内会・自治会が行う昔道や尾根道の補修、景観整備の支援活動は自粛した。「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成(令和6年3月末現在76人)されている。	B	A	環境政策課 (環境の森推進係)
								里山保全に関わる人材育成事業として、自然環境調査部会による「あきる野里山保全担い手養成講座」を開催した(講座回数4回、参加申込み16人)。	A		環境政策課 (環境政策係)
					人11	農業の担い手の育成支援	農業後継者の育成支援	認定新規就農者として2人が新たに就農した。	A	A	農林課
					ii) 後継者育成	人12	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	あきる野の農と生態系を守り隊の会員に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業継続した。 ・保険加入代金補助金 49件 86,110円 ・技能講習代金補助金 3件 38,100円 ・免許更新時診断書料補助金 9件 28,700円 ・わな貸出件数(箱わな) 12件	A	A
		③ 普及啓発の実施(イベントなど)	i) 各種普及啓発の検討及び実施	人13	リユースなどの普及啓発イベント(環境フェスティバル・スポーツごみ拾いなど)を実施する	-	令和5年5月13日に環境フェスティバルを実施した。	A	A	環境政策課 (環境政策係)	
				人14	参加型イベントの検討・実施(川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなど含む)	参加型イベントの検討・実施(川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなど含む。)	・未就学児と保護者の自然体験活動：小さな子どものためのおさんぼ会を実施した(述べ181人参加)。 ・グリーンカーテンの普及拡大を図る取組：グリーンカーテン写真募集(11件)を実施した。	A	A	環境政策課 (環境政策係)	
							小宮ふるさと自然体験学校の自然体験事業では、川や水辺の生き物観察、川遊び体験を行い、生物多様性に関連する学習機会、川遊びのマナーを学ぶ機会を提供した。	A		環境政策課 (環境の森推進係)	
		清流保全協力員主催の市民参加型ごみ拾いイベントを令和5年10月29日に行った。参加者24人と清流保全協力員及び市職員の総勢37人で行った。	A	生活環境課 (生活環境係)							

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課					
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価								
						担当	全体							
人の活動	人1-1 人材の育成	一般	③普及啓発の実施（イベントなど） i) 各種普及啓発の検討及び実施	人18 図書館における環境情報コーナーの充実	-	【中央図書館】 ・資料の展示（6月・107タイトル） 対象：一般／テーマ：環境 ・資料の収集 環境関連資料の受入 合計37冊 ・リユース本の提供（6,227冊） 対象：利用者／目的：図書館資料の再活用 【東部図書館エル】 ・資料の展示（6月・81タイトル） 対象：一般／テーマ：環境「水と緑を未来へつなぐ」 ・資料の収集 環境関連資料の受入 合計24冊 ・リユース本の提供（3,262冊） 対象：利用者／目的：図書館資料の再活用 【五日市図書館】 ・資料の展示（6月・42タイトル） 対象：一般／テーマ：環境・エコ ・資料の収集 環境関連資料の受入 合計36冊 ・リユース本の提供（3,513冊） 対象：利用者／目的：図書館資料の再活用 【増戸分室】 ・リユース本の提供（1,184冊） 対象：利用者／目的：図書館資料の再活用	A	A	図書館					
						人1-2 協働体制の構築	①協働体制の整備	i) 各種委員会等の運営	人19 環境委員会の運営	環境委員会の運営	あきる野市環境委員会を運営した（会議6回、その他の活動3回）。	A	A	環境政策課 （環境政策係）
									人20 生きもの会議の運営	市民・事業者・市などによる組織の設置	レッドリスト（昆虫）の検討作業に入り、これから候補を検討する段階であることから、あきる野市生きもの会議の本会議は開催しなかった。	A	A	環境政策課 （環境政策係）
	ii) への活動支援団体	人21 生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	郷土の恵みの森づくり事業交付金については、昔道・尾根道補修等事業の8事業、景観整備維持管理事業の13事業に交付金を交付した。また、ホテルの里づくりの会への補助金を4団体、ホテルの保全活動として1団体へ委託をするなど支援を行った。	A			A	環境政策課 （環境の森推進係）					

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略	令和5年度			担当課			
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価					
						担当	全体				
人の活動	人12 協働体制の構築	一般	②協働の機会の創出	イ 市民が気軽に参加できる機会の創出	人22	森林サポートレンジャーあきる野の継続	森林サポートレンジャーあきる野の継続	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」を設置している。今年度も新型コロナ対策により、町内会・自治会が行う昔道や尾根道の補修、景観整備の支援活動は自粛した。「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和6年3月末現在76人）されている。	B	B	環境政策課（環境の森推進係）
					人23	森づくりにおける町内会・自治会などとの連携	森づくりにおける町内会・自治会などとの連携	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会等が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和5年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の8事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、関係団体との合意書に基づく森づくりが進められており、持続可能な里山づくりに取り組んだ。	A	A	環境政策課（環境の森推進係）
					人24	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」を設置している。今年度も新型コロナ対策により、町内会・自治会が行う昔道や尾根道の補修、景観整備の支援活動は自粛した。「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和6年3月末現在76人）されている。	B	A	環境政策課（環境の森推進係）
								「森づくり支援倶楽部」の会報誌配布や、とうきょう林業サポート隊のポスター掲出等、市民参加の森づくり事業を推進した	A	農林課	
					人25	企業や自治体との協働の森づくりの推進【新規】	-	林業現場見学会についてホームページ、広報、ポスター掲出等により参加人員を募集し開催した。また、見学会の中で、実習作業として、市有林整備（軽微な枝払い、作業道の整備等）を行った。	A	A	農林課
					人26	遊休農地の活用方法の検討・推進（担い手への農地集積、観光・体験農園）	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	<ul style="list-style-type: none"> 適正な生産緑地制度（特定生産緑地指定の手続き）の運用を行い、良好な都市環境の形成に努めた。 新規就農者や認定農業者などへ、遊休農地の集積を行った。 	A	A	農林課
					人27	ふるさと農援隊の継続	ふるさと農援隊の継続	農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進するため、農地の貸与等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 洲上農地 45区画 五日市農地 17区画 引田農地 8区画 合計 70区画（うち貸出は65区画） 	A	A	高齢者支援課

第二次あきる野市環境基本計画 改訂版				対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略		令和5年度			担当課
分野	施策の柱	施策	関連する施策・事業	事業	実績	評価			
						担当	全体		
人の活動	人12 協働体制の構築	一般	②協働の機会の創出 （市民が気軽に参加できる機会の創出	人28	あきる野の農と生態系を守り隊の継続 農と生態系を守り隊の継続	あきる野の農と生態系を守り隊の会員に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業継続した。 ・保険加入代金補助金 49件 86,110円 ・技能講習代金補助金 3件 38,100円 ・免許更新時診断書料補助金 9件 28,700円 ・わな貸出件数（箱わな） 12件	A	A	農林課
				人29	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理） 流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	平井川流域連絡会への参画を継続した（会議回数：2回）。	A	A	環境政策課（環境政策係）
				人30	アダプト制度の運用 アダプト制度の運用	アダプト制度合意団体により、道路・公園等ごみ拾い等を実施した。 アダプト制度合意団体数：7団体	A	A	管理課（R6～都市政策課）
				人31	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり -	組織体制が十分でないため仕組みづくりの検討には至っていない。	C	C	環境政策課（環境政策係）
				人32	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり -	・総務課と連携し、市の公共施設に掲示するクールビズやウォームビズの掲示物及び市職員の職員証にクールチョイスのロゴを記載することで、市として省エネを推奨している姿勢を周知し、クールシェアやウォームシェアのための公共施設の利用についての支援を継続した。 ・組織体制が十分でないため仕組みづくりの検討には至っていないが、クールシェア・ウォームシェアを奨励する取組を継続して行った。	A	A	環境政策課（環境政策係）

2 「関連指標」の評価一覧

【評価基準】

A: 目標値を達成している

C: 現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある

B: 現在の取組を継続、拡大すれば目標値を達成できる

Z: 今年度は評価ができない

分野	NO	指標	目標	現状値 (令和元年度)	令和4年度		令和5年度		所管課
					実績	評価	実績	評価	
自然環境	1	郷土の恵みの森づくり事業（普通・尾根道整備、景観整備）の参加団体	維持	延べ15団体	延べ16団体 ・普通・尾根道整備：5町内会・自治会 ・景観整備：11自治会等	B	延べ15団体 ・普通・尾根道整備：5町内会・自治会 ・景観整備：10自治会等	B	環境政策課 (環境の森推進係)
	2	生物多様性という言葉の認知度（名前は聞いたことがあるを含む）	75%	71.9%	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 (環境政策係)
	3	外来種という言葉の認知度（名前は聞いたことがあるを含む）	95%	92.0%	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 (環境政策係)
	4	地産地消の実施率（常時取り組んでいる）	40%	38.2%	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 (環境政策係)
生活環境	1	環境基準の達成率（大気、水質など）	98%	97.8%	99.9%	A	99.9%	A	生活環境課 (生活環境係)
	2	市民一人一日当たりのごみ排出量 *1	574g (令和14年度)	651g	634.4g	B	610.6g	B	生活環境課 (清掃・リサイクル係)
	3	リサイクル率	約35% (令和14年度)	33.1%	31.8%	B	28.2%	B	生活環境課 (清掃・リサイクル係)
	4	生活排水処理率	97%	96%	95%	B	95%	B	管理課 (R6～生活排水対策課)
	5	下水道事業整備率	99%	98%	98%	B	98%	B	管理課 (R6～生活排水対策課)
	6	一斉清掃の実施回数（年）	2回	2回	2回	A	2回	A	生活環境課 (清掃・リサイクル係)
	7	一斉清掃の参加率（延べ参加者数/本市の人口） *2	40%	34.5%	32.4%	B	31.1%	B	生活環境課 (清掃・リサイクル係)
エネルギー環境	1	あきる野市全体の二酸化炭素排出量	169千t-CO2 (令和12年度)	329千t-CO2 (基準値：平成25年度)	263千t-CO2 (令和2年度)	B	272千t-CO2 (令和3年度)	B	環境政策課 (環境政策係)
	2	あきる野市役所の二酸化炭素排出量 ※第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	4,789t-CO2 *3 (令和12年度)	7,982t-CO2 *3 (基準値：平成25年度)	6,521.5t-CO2 *3	B	6,493.2t-CO2	B	環境政策課 (環境政策係)
	3	グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	80%	77.5%	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 (環境政策係)
人の活動	1	森林サポートレンジャーあきる野の登録人数	120人	105人	107人	B	76人	C	環境政策課 (環境の森推進係)
	2	小宮ふるさと自然体験学校・戸倉しろやまテラスの環境教育・体験学習施設の利用者数	維持	10,765人	小宮ふるさと自然体験学校の利用者数4,379人 ・戸倉しろやまテラスの体験利用者数1,499人 ・戸倉しろやまテラスのジオ情報室来室者数6,209人	A	小宮ふるさと自然体験学校の利用者数4,561人 ・戸倉しろやまテラスの体験利用者数1,551人 ・戸倉しろやまテラスのジオ情報室来室者数7,140人	A	環境政策課 (環境の森推進係) 観光まちづくり推進課

*1 あきる野市一般廃棄物処理基本計画に基づく目標指標に参入する項目（資源、有害ごみ、集団回収を除く）の合計

*2 人口は当該年度の4月1日現在のものを使用

*3 「あきる野市役所の二酸化炭素排出量」の平成30年度以降の実績は、平成30年3月に策定した第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画に準拠し、外部委託や指定管理者により管理運営を行っている施設を含むため、目標（中期目標）を4,789t-CO₂、現状値を7,982t-CO₂（平成25年度）として評価する。

3 環境調査結果

<令和5年度 秋川・平井川河川水質調査結果>

採取日 令和5年5月31日

種別	検査項目					水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数 CFU/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤 (MBAS)	アンモニア性窒素			
	気温	水温	外観	臭気	透視度																					
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	AA1mg/l以下 A 3mg/l以下 (湖沼基準値)	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l 以上 河川基準値	AA20以下 A 300以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l 以下	検出されない こと	0.01mg/l 以下	0.02mg/l 以下	0.01mg/l 以下	0.0005mg/l 以下	検出されない こと	検出されない こと	0.2mg/l以下 (水道水質基準 値)	一般的に 0.1mg/l以下		
秋川	西青木平橋	19.0℃	15.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	<0.5	1.4	<1	10.3	4	0.97	0.013	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03		
	落合橋	15.5℃	15.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	<0.5	-	<1	10.1	-	0.98	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02		
	沢戸橋	17.0℃	17.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	<0.5	-	<1	10.2	-	1.1	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03		
	秋川橋	18.0℃	18.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	<0.5	1.9	<1	10.6	12	0.93	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03	
	清水荘前	18.0℃	17.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.5	-	<1	10.3	-	0.98	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	
	引田堰	19.0℃	18.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.5	2.3	2	10.3	12	1.0	0.012	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	秋留橋	17.5℃	18.0℃	淡緑色	無臭	50cm以上	7.3	0.7	-	<1	9.5	-	1.1	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	
	東秋川橋	16.0℃	17.0℃	淡緑色	無臭	50cm以上	7.5	0.5	1.6	3	10.8	14	0.90	0.015	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
平井川	観音橋	16.0℃	18.5℃	淡緑色	無臭	50cm以上	7.4	0.9	2.0	<1	10.1	14	0.94	0.025	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
	小宮久保橋	16.5℃	18.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.8	-	1	9.7	-	1.1	0.037	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02		
	新開橋	17.0℃	17.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	0.6	-	2	10.0	-	1.6	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.07		
	多西橋	17.0℃	17.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.7	1.4	1	10.7	13	1.9	0.016	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
養沢川	高橋上流	15.0℃	14.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	<0.5	1.4	<1	10.4	0	0.87	0.023	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02	
	五日市解体下	15.0℃	14.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	<0.5	1.0	<1	10.3	2	0.92	0.018	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02	
	小宮ふるさと自然体験 学校前(小宮小前)	16.0℃	16.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	<0.5	-	<1	10.4	-	1.0	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02		
秋川支流	天王沢 秋川合流点前	17.0℃	16.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	<0.5	-	<1	10.2	-	1.6	0.027	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03		
	三内川 秋川合流点前	17.0℃	17.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	<0.5	-	1	10.3	-	1.4	0.016	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05		
	熊知川 秋川合流点前	16.0℃	18.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.7	-	<1	9.8	-	4.9	0.077	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.09		
平井川支流	鯉川 鯉川橋	17.0℃	17.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	<0.5	-	1	8.9	-	2.6	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04		
	氷沢川 ヒル橋	15.0℃	18.0℃	淡黄色	無臭	50cm以上	7.2	0.6	-	5	9.2	-	1.3	0.054	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02		
	定量下限値	0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	0CFU/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l		

(水域類型) 秋川: AA類型 平井川・養沢川: AA類型

＜令和5年度 秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日 令和5年8月3日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水系イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数 CFU/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤 (MBAS)	アンモニア性窒素	
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	AA1mg/l以下 A 3mg/l以下 (湖沼基準値)	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA20以下 A 30以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下 (水道水質基準値)	一般的に 0.1mg/l以下	
秋川	西青木平橋	31.0℃	25.0℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.3	<0.5	0.9	1	8.9	4	0.88	0.028	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03	
	落合橋	28.4℃	27.0℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.4	<0.5	-	2	9.5	-	0.95	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	沢戸橋	33.0℃	29.0℃	淡黄緑色	濁川濁臭	50cm以上	7.8	<0.5	-	2	9.2	-	0.88	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	秋川橋	33.4℃	29.0℃	淡黄緑色	濁川濁臭	50cm以上	7.7	<0.5	1.0	1	9.2	16	0.86	0.026	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
	溝水荘前	30.0℃	29.0℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.4	<0.5	-	1	11.8	-	0.89	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05
	引田堰	33.0℃	29.2℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.8	<0.5	1.2	2	10.2	14	0.96	0.028	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
	秋留橋	33.0℃	29.2℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.9	<0.5	-	2	9.8	-	0.79	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	東秋川橋	29.0℃	29.0℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.7	<0.5	0.9	2	9.5	18	0.97	0.032	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
平井川	観音橋	30.2℃	31.0℃	淡黄緑色	濁川濁臭	50cm以上	8.2	<0.5	1.0	4	10.0	16	0.98	0.10	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
	小宮久保橋	32.0℃	32.0℃	淡黄緑色	濁川濁臭	50cm以上	8.2	<0.5	-	3	10.1	-	0.71	0.055	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	
	新開橋	27.0℃	25.4℃	淡黄緑色	濁川濁臭	50cm以上	7.5	0.6	-	5	9.5	-	1.2	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.07	
	多西橋	26.0℃	27.0℃	淡黄緑色	濁川濁臭	50cm以上	7.5	<0.5	1.7	3	11.2	14	1.7	0.026	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
養沢川	高橋上流	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	五日市解体下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小宮ふるさと自然体験 学校(旧小宮小前)	30.0℃	26.0℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.5	<0.5	-	2	10.2	-	0.95	0.042	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	
秋川支流	天王沢 秋川合流点前	29.4℃	27.2℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.6	<0.5	-	<1	8.6	-	1.5	0.039	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	三内川 秋川合流点前	29.2℃	25.0℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.4	<0.5	-	1	9.9	-	1.5	0.062	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	
	熊取川 秋川合流点前	28.0℃	27.0℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	8.3	<0.5	-	2	10.7	-	5.3	0.031	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.14	
平井川支流	鯉川 鯉川橋	33.0℃	29.6℃	無色	濁川濁臭	50cm以上	7.6	0.6	-	11	8.2	-	2.3	0.19	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04	
	氷沢川 ヒル橋	29.0℃	25.8℃	淡黄緑色	濁川濁臭	50cm以上	7.4	0.7	-	1	10.1	-	0.81	0.044	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	
	定量下限値	0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	0CFU/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l	

(水域類型) 秋川：AA類型 平井川・養沢川：AA類型

＜令和5年度 秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日 令和5年11月1日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水系イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数 CFU/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤 (MBAS)	アンモニア性窒素	
																									測定地点
秋川	西青木平橋	19.2℃	13.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	0.8	1.1	<1	10.8	2	0.77	0.027	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03	
	落合橋	16.5℃	13.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	0.8	-	<1	10.5	-	0.93	0.038	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	沢戸橋	18.0℃	14.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	0.8	-	<1	10.4	-	0.88	0.029	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	秋川橋	21.0℃	16.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	0.9	1.4	<1	10.4	10	0.79	0.027	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02	
	清水荘前	23.5℃	16.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.9	-	<1	10.8	-	0.88	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.06	
	引田堰	23.0℃	16.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	0.8	1.5	<1	10.6	8	0.87	0.023	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
	秋留橋	22.6℃	18.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.8	-	<1	10.0	-	0.93	0.025	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	東秋川橋	23.0℃	17.6℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	0.8	2.3	3	10.5	15	0.77	0.020	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
平井川	観音橋	17.8℃	17.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	0.8	1.8	1	10.4	14	0.95	0.040	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.05	
	小宮久保橋	19.0℃	16.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	0.8	-	1	10.0	-	1.0	0.056	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	新開橋	20.0℃	16.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	0.8	-	2	10.4	-	1.4	0.029	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<u>1.4</u>	
	多西橋	21.8℃	18.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	0.8	1.3	<1	10.9	12	1.9	0.027	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
養沢川	高橋上流	15.8℃	13.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	0.8	1.3	<1	9.9	0	0.84	0.034	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03	
	五日市解体下	16.0℃	14.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	0.9	1.6	<1	10.0	0	0.94	0.031	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03	
	小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮川前)	19.0℃	14.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	0.9	-	<1	10.8	-	1.0	0.045	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
秋川支流	天王沢 秋川合流点前	17.2℃	14.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	0.8	-	<1	10.2	-	2.0	0.040	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04	
	三刈川 秋川合流点前	18.2℃	14.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.8	-	<1	10.0	-	1.5	0.065	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	
	養知川 秋川合流点前	21.0℃	19.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.8	-	1	10.1	-	4.9	0.030	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<u>0.15</u>		
平井川支流	鯉川 鯉川橋	20.0℃	15.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.8	-	1	9.9	-	1.7	0.20	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04	
	氷沢川 ヒル橋	18.0℃	15.0℃	淡灰褐色	無臭	50cm以上	7.6	0.8	-	<1	10.4	-	1.0	0.046	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	定量下限値	0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	0CFU/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l	

(水域類型) 秋川：AA類型 平井川・養沢川：AA類型 ※アンモニア性窒素に基準値はないが、下線は望ましいとされている数値を超過

＜令和5年度 秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日 令和6年2月13日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水系イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶解酸素 (DO)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤 (MBA S)	アンモニア性窒素		
																									測定地点	環境基準
秋川	西青木平橋	10.0℃	5.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	<0.5	0.9	<1	12.9	0	0.67	0.022	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02		
	落合橋	8.5℃	5.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.0	<0.5	-	<1	12.5	-	0.66	0.032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	沢戸橋	12.0℃	6.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	<0.5	-	<1	12.5	-	0.74	0.023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02
	秋川橋	14.0℃	10.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	<0.5	0.7	<1	12.9	6	0.67	0.025	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	清水荘前	12.0℃	7.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	<0.5	-	<1	12.9	-	0.77	0.020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04
	引田堰	14.0℃	9.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	<0.5	1.3	<1	12.7	8	0.73	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
	秋留橋	12.5℃	9.5℃	無色	濁川臭	50cm以上	7.2	<0.5	-	<1	12.8	-	0.97	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03
	東秋川橋	9.0℃	7.0℃	無色	濁川臭	50cm以上	7.3	0.5	1.3	1	12.8	10	0.91	0.020	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04
平井川	観音橋	12.0℃	12.0℃	無色	濁川臭	50cm以上	7.5	0.5	1.2	1	12.4	8	1.2	0.038	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.05	
	小宮久保橋	10.5℃	9.0℃	無色	濁川臭	50cm以上	7.3	<0.5	-	<1	12.5	-	1.2	0.032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	新開橋	8.0℃	7.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	0.5	-	<1	12.5	-	1.4	0.034	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.08	
	多西橋	8.0℃	8.8℃	無色	濁川臭	50cm以上	7.4	<0.5	1.5	<1	12.0	10	1.6	0.044	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04	
養沢川	高橋上流	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	五日市解体下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
秋川支流	小宮ふるさと自然体験 学校(旧小宮小前)	10.0℃	6.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	<0.5	-	<1	12.3	-	0.72	0.036	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	天王沢 秋川合流点前	7.0℃	5.8℃	無色	無臭	50cm以上	6.9	<0.5	-	<1	12.6	-	1.4	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.04	
	三内川 秋川合流点前	7.0℃	7.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	0.5	-	<1	11.6	-	1.5	0.070	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	
平井川支流	養知川 秋川合流点前	9.5℃	12.5℃	淡灰緑色	濁川臭	50cm以上	7.2	0.6	-	1	11.0	-	4.3	0.044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.15	
	鯉川 鯉川橋	11.5℃	8.5℃	無色	濁川臭	50cm以上	7.2	0.8	-	1	12.9	-	2.7	0.14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	
平井川支流	水沢川 ヒル橋	6.0℃	6.8℃	淡灰黄色	無臭	50cm以上	6.8	0.5	-	<1	12.8	-	1.1	0.049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	
	定置下限値	0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	0CFU/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l		

(水域類型) 秋川：AA類型 平井川・養沢川：AA類型 ※アンモニア性窒素に基準値はないが、下線は望ましいとされている数値を超過

＜令和5年度 清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質分析調査＞

採取日 令和6年2月20日・21日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	流量	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶解酸素 (DO)	大腸菌数 CFU/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤 (MBAS)	アンモニウム性窒素	類型	
								AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	AA1mg/l以下 A 3mg/l以下 河川基準値(※河川基準値なし)	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5 mg/l以上 河川基準値	AA 20以下 A 300以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.02mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下 (水道水質基準)	一般的に 0.1mg/l以下		
① 秋留台地の湧水	山田八幡神社裏	9.0℃	14.2℃	無色	無臭	50cm以上	0.009m ³ /m	7.3	<0.5	0.6	<1	10.0	0	3.43	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA	
	真城寺	8.6℃	14.6℃	無色	無臭	50cm以上	0.070m ³ /m	7.1	0.5	0.9	2	9.6	0	4.39	0.032	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA	
	白滝神社	9.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	0.132m ³ /m	7.1	<0.5	1.1	<1	9.7	1	4.45	0.038	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.10	AA	
	民家(牛沼287)	9.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	-	7.2	<0.5	1.3	1	11.1	2	4.42	0.037	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.09	AA
	民家(雨間698)※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA
	秋川グリーンスポーツ公園前	8.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	-	6.8	<0.5	1.1	<1	9.1	2	3.24	0.024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA
	民家(小川820)	8.4℃	14.0℃	無色	無臭	50cm以上	0.063m ³ /m	6.7	<0.5	0.7	<1	8.8	6	5.46	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
	民家(平沢617)※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA
	広済寺付近	9.0℃	14.2℃	無色	無臭	50cm以上	0.228m ³ /m	6.6	<0.5	0.9	<1	10.0	2	6.15	0.027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
	二宮お滝	9.2℃	16.2℃	無色	無臭	50cm以上	0.298m ³ /m	6.5	<0.5	1.2	<1	9.2	4	6.26	0.028	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
	二宮神社お池	8.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	0.656m ³ /m	6.6	0.5	1.9	4	9.2	4	7.81	0.030	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
	八雲神社	8.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	1.113m ³ /m	6.5	0.5	1.3	<1	10.5	2	5.71	0.025	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA
	草花公園	9.0℃	12.6℃	無色	無臭	50cm以上	0.025m ³ /m	6.6	0.5	1.6	<1	9.4	0	3.75	0.027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA
	民家(草花1127)	8.4℃	15.4℃	無色	無臭	50cm以上	0.186m ³ /m	6.5	<0.5	1.5	<1	10.6	0	3.46	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.03	AA
	草花小学校西※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA
菅生夫婦橋下	10.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	-	6.6	0.5	1.3	<1	11.8	0	6.12	0.023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
折立坂※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA	
南秋留小横※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA	
② 多摩川、秋川、平井川に接続する水路等	南秋留小横※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA	
ミユキ組宿舎(西)	20.0℃	17.0℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	9.4	0.8	2.6	2	11.8	2	3.16	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	AA	
舞知川※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA	
広済寺下	19.0℃	16.0℃	無色	無臭	50cm以上	△	7.4	0.5	1.8	1	10.3	0	5.02	0.025	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.10	AA	
玉見ヶ崎公園隣	19.0℃	16.2℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	8.5	0.5	2.3	3	12.0	4	4.54	0.023	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.08	AA	
養沢川	12.2℃	9.0℃	無色	無臭	50cm以上	△	6.8	0.6	1.5	<1	11.4	0	0.98	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
益堀川	13.4℃	8.0℃	無色	無臭	50cm以上	△	6.9	<0.5	1.4	3	12.8	2	0.99	0.020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
入野沢	15.0℃	12.0℃	無色	無臭	50cm以上	△	7.1	0.5	1.9	1	10.9	0	1.59	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
北裏水路	18.0℃	14.0℃	無色	無臭	50cm以上	△	7.0	<0.5	1.3	1	11.1	0	2.57	0.018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
梅沢	16.4℃	14.0℃	無色	無臭	50cm以上	△	7.4	0.7	1.2	<1	11.9	0	2.69	0.018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
宮の入沢	18.0℃	12.0℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	7.3	0.7	2.4	1	12.2	2	1.26	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
横沢	17.6℃	11.0℃	無色	微臭	50cm以上	△	7.4	0.5	1.7	<1	11.0	0	1.61	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
引谷川	19.0℃	13.0℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	7.1	0.8	3.1	3	12.9	4	2.43	0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.05	AA	
溝ッ堀	17.4℃	12.0℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	7.2	<0.5	1.6	1	11.6	2	1.18	0.018	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
北川原※	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA	
ふれあい橋※	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	AA	
鯉川合流	20.2℃	15.0℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	8.7	0.8	3.2	1	12.8	0	3.07	0.020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.09	AA	
氷沢川	20.2℃	16.0℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	8.7	1.3	2.9	4	12.6	4	1.53	0.021	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.02	AA	
新開橋下	18.4℃	13.0℃	淡黄緑色	微臭	50cm以上	△	7.2	1.8	4.2	1	10.0	2	4.27	0.022	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	0.09	AA	
定量下限値	0.1℃	0.1℃	-	-	0.5cm	0.001m ³ /m	-	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	0CFU/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.005mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	<0.02mg/l	<0.005mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.02mg/l	0.01mg/l		

※民家(雨間698、平沢617)・草花小学校西・折立坂・南秋留小横・舞知川・北川原・ふれあい橋については湧水が確認できなかったため、令和5年度は欠測としている。

※下線は環境基準超過

<令和5年度 地下水汚染調査結果>

調査日 令和5年4月13日

調査項目 \ 調査場所	草花1 *1	草花2	野 辺	雨 間	湊 上	伊 奈	留 原	環境基準
トリクロロエチレン (mg/l)	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン (mg/l)	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1以下

*1 草花1は井戸ポンプ故障のため、欠測とする。

<令和5年度 秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査結果>

採取日 令和5年7月13日

No	河川名	調査地点	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	水浴判定	採取時間
1	秋川	西青木平橋	16	適 (A)	13:40
2		落合橋	24	適 (A)	13:15
3		沢戸橋	20	適 (A)	14:15
4		秋川橋	100	適 (A)	11:50
5		小和田橋	38	適 (A)	14:35
6		清水荘前	68	適 (A)	11:20
7		引田堰	50	適 (A)	10:40
8		秋留橋	44	適 (A)	10:20
9		東秋川橋	68	適 (A)	9:10
10	平井川	多西橋	48	適 (A)	8:50
11		観音橋	63	適 (A)	9:55

水浴場水質判定基準（環境省）*1

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (水深 1m 以上)
	水質 A 100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	全透 (水深 1m 以上)
可	水質 B 400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	水深 1m 未満~50 cm 以上
	水質 C 1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	水深 1m 未満~50 cm 以上
不適	1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50 cm 未満

*1 令和3年度の環境基準の見直しに伴い、「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」のうち、「大腸菌群数」に係る検定方法が「大腸菌数」に係る検定方法に改正された。この改正事項は、令和7年4月1日から施行される。

＜令和5年度 二酸化窒素調査結果＞

(単位 ppm)

調査地点 \ 調査日程	5/24~25	9/11~12	11/7~8	2/7~8
野辺交差点	0.006	0.007	0.009	0.015
小川交差点	0.009	0.009	0.011	0.016
二宮本宿交差点	0.009	0.007	0.012	0.018
氷沢橋交差点	0.008	0.004	0.010	0.016
菅生交差点	0.011	0.006	0.012	0.018
上菅生バス停	0.004	0.003	0.004	0.008
瀬戸岡交差点	0.010	0.006	0.010	0.018
秋川交差点(西秋留)	0.007	0.004	0.009	0.013
秋川駅西踏切	0.008	0.014	0.010	0.015
油平交差点	0.009	0.007	0.010	0.016
秋留橋	0.012	0.009	0.013	0.017
洲上交差点	0.009	0.006	0.011	0.014
山田交差点	0.008	0.004	0.009	0.010
留原交差点	0.004	0.002	0.003	0.006
小中野交差点	0.005	0.003	0.005	0.007
十里木交差点	0.004	0.003	0.004	0.007
青木平橋入口	0.005	0.003	0.003	0.006
小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮小)入口	0.002	0.001	0.001	0.004
五日市出張所	0.004	0.001	0.002	0.007
東町交差点	0.006	0.004	0.005	0.010
武蔵五日市駅前	0.006	0.005	0.007	0.013
小机バス停	0.010	0.006	0.009	0.012

＜令和5年度 一般大気調査結果＞

測定日 令和6年1月24～25日

調査地点	調査結果 (mg/m ³) *1
屋城小学校	0.0160
農業会館	0.0122
一の谷児童館	0.0116
いきいきセンター	0.0094
阿伎留医療センター	0.0098
秋川給食センター	0.0110
西秋川衛生組合玉美園	0.0117
野辺地内	0.0098
草花地内	0.0091
あきる野市役所	0.0078
五日市センター	0.0075
留原自治会館	0.0046
五日市出張所 *2	0.0053
横沢クラブ	0.0055
ファインプラザ	0.0116
参考基準値	0.1000

*1 「mg/m³」は、単位体積中の物質の濃度を表し、本調査では、1 m³中に含まれる汚染物質量の濃度の単位を示す。(詳細は、第1章13頁に掲載)

*2 五日市出張所では、24日の午後に機器が停止したため、24日～26日にかけて合計 24時間の試料採取を行った。

4 放射線・放射性物質測定結果

(1) 定点6か所の空間放射線量測定結果

測定機器：シンチレーション式サーベイメータ

「日立アロカメディカル TCS-172B」

測定方法：機器使用マニュアルに基づき使用。1地点につき5回測定し、その平均値を当該地点の測定値とする。

単位： $\mu\text{Sv}/\text{時間}$

測定日	測定地点	測定箇所					
		屋城保育園	市役所	楓ヶ原公園	五日市広場	すぎの子保育園	上養沢自治会館
		-	御影石上で測定	-	-	-	碎石敷き上で測定
令和5年 4月24日	地上5cm	0.07	0.14	0.07	0.09	0.05	0.12
令和5年 7月24日	地上5cm	0.07	0.14	0.08	0.09	0.06	0.11
令和5年 10月23日	地上5cm	0.06	0.16	0.08	0.09	0.06	0.15
令和6年 1月22日	地上5cm	0.06	0.15	0.07	0.09	0.06	0.13



令和5年度 あきる野市環境白書

令和6年11月



発行：あきる野市

〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111 (代)

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

編集 あきる野市環境農林部環境政策課
